

調査結果の概要

1 企業調査

(1) O F F－J T及び自己啓発支援に支出した費用について

① O F F－J Tまたは自己啓発支援への費用支出状況（図1、図2、図3）

平成29年度の企業の教育訓練への支出状況を見ると、O F F－J Tまたは自己啓発支援に支出した企業は56.1%である。O F F－J Tと自己啓発支援の両方に支出した企業は23.1%、O F F－J Tにのみ費用を支出した企業は28.6%、自己啓発支援にのみ支出した企業は4.4%である。一方、どちらにも支出していない企業は41.9%である。

O F F－J Tに費用を支出した企業は、52.9%と平成29年度調査（以下「前回」という。）時と変わらず、3年移動平均と併せて推移を見ると、近年、同程度の水準で推移していることがうかがえる。一方、自己啓発支援に費用を支出した企業割合は、27.8%となり、前回と比べてやや増加しているものの、3年移動平均の推移を見ると、大きな変動はうかがえない。

図1 O F F－J Tまたは自己啓発支援への費用支出の状況

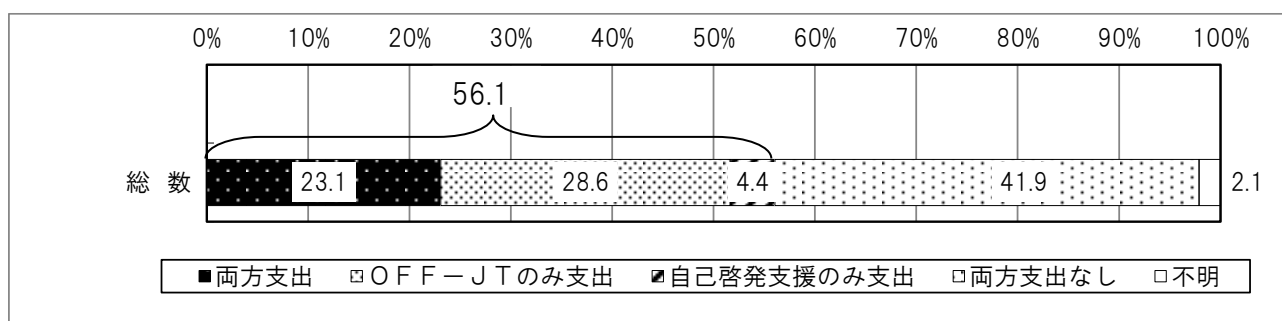


図2 O F F－J Tに費用支出した企業割合の推移（3年移動平均）

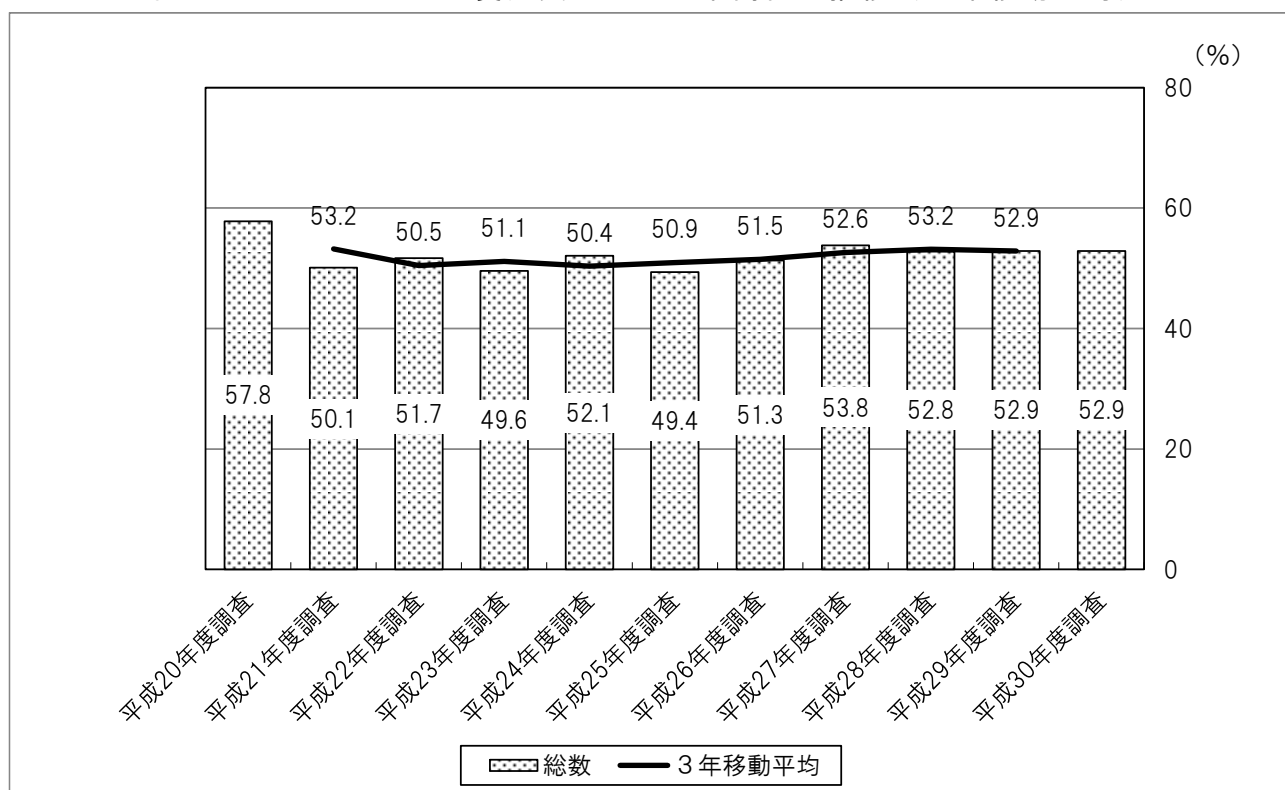
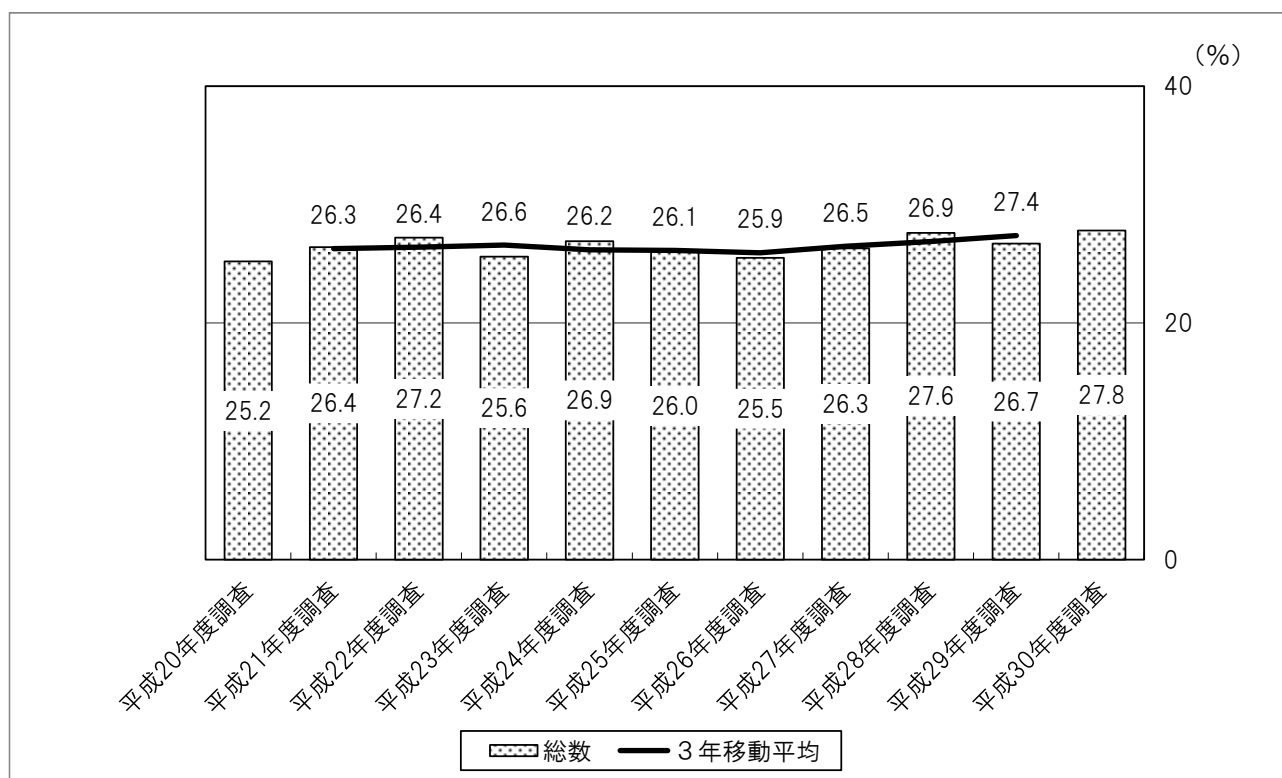


図3 自己啓発支援に費用支出した企業割合の推移（3年移動平均）



② OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用（図4、図5）

OFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額（費用を支出している企業の平均額。以下同じ。）を見ると、1.4万円と前回（1.7万円）に比べ減少している。3年移動平均を見ると、近年、増加傾向にあったが、今回、やや減少に転じている。

一方、自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たり平均額を見ると、0.3万円と前回（0.4万円）に比べて減少しており、3年移動平均で推移を見ても、やや減少してきている傾向がうかがえる。

図4 OFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額（3年移動平均）

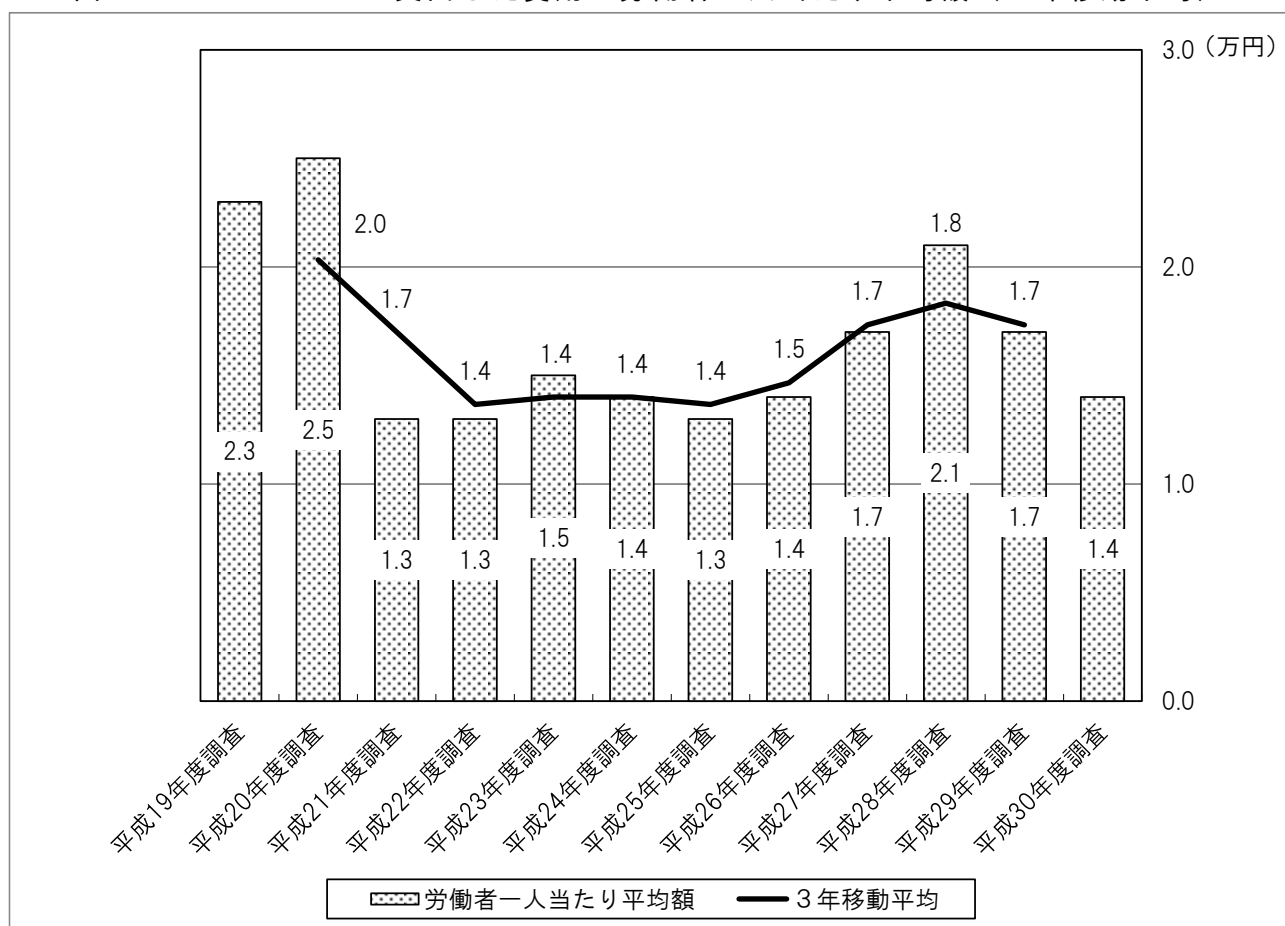
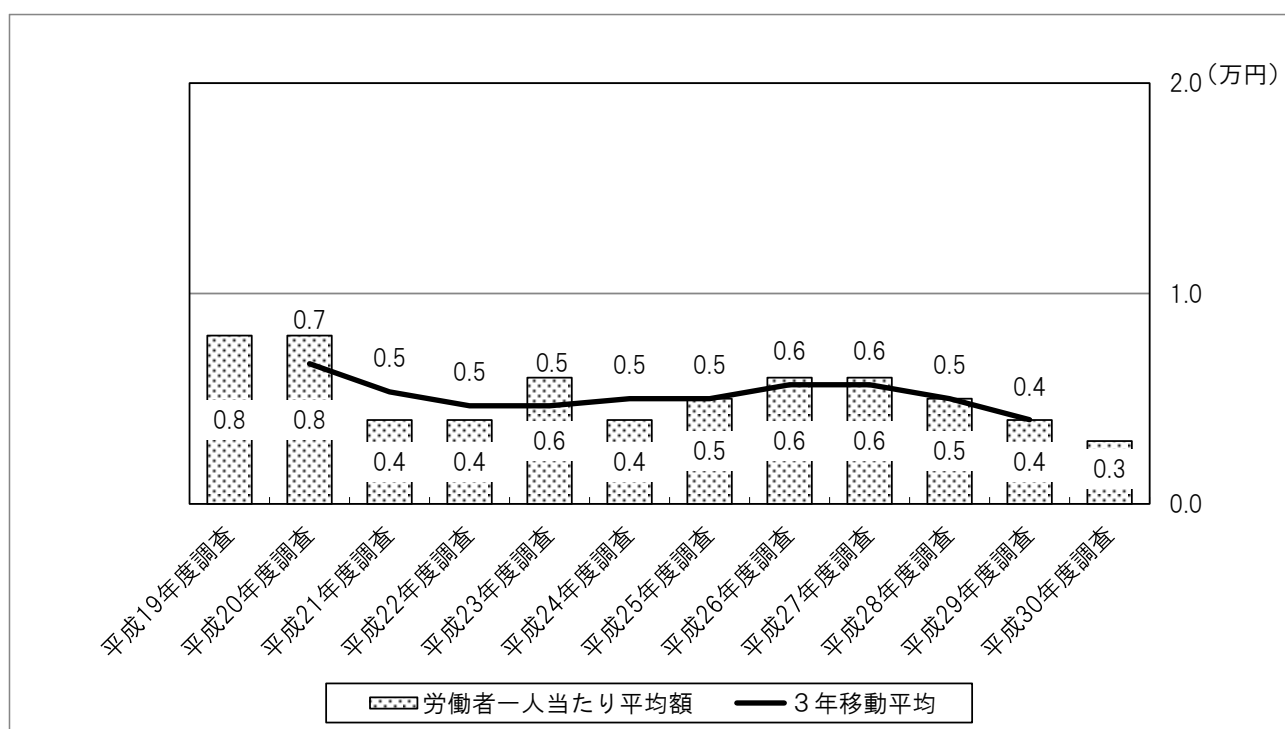


図5 自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たり平均額（3年移動平均）

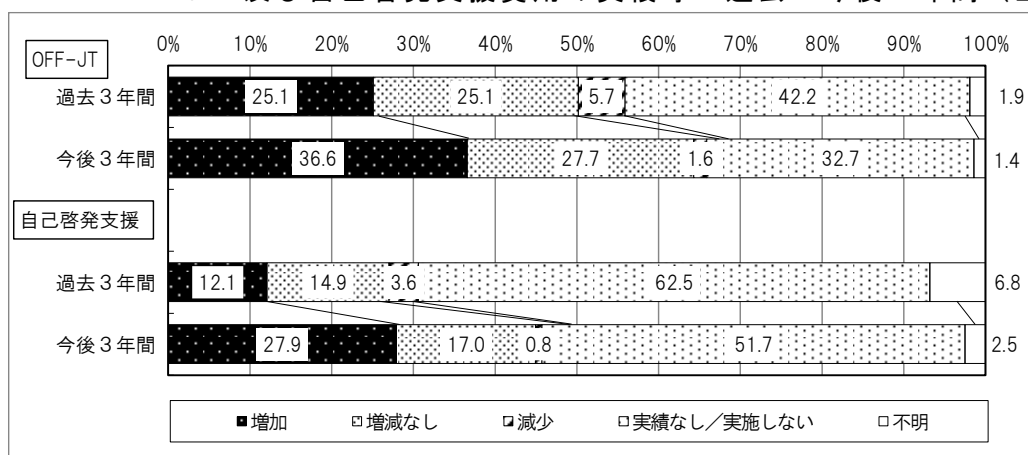


（２）能力開発の実績・見込みについて（図６、図７）

正社員に対する過去３年間（平成27年度～平成29年度）のＯＦＦ－ＪＴに支出した費用の実績では、「増加した」（25.1%）が「減少した」（5.7%）を19.4ポイント上回っている。一方で、「実績なし」は42.2%である。正社員に対するＯＦＦ－ＪＴ費用の今後３年間の支出見込みでは、「増加予定」（36.6%）が「減少予定」（1.6%）を35.0ポイント上回っている。一方で、「実施しない予定」が32.7%である。

正社員に対する自己啓発支援に支出した費用の実績では、「増加した」（12.1%）が「減少した」（3.6%）を8.5ポイント上回っているものの、ＯＦＦ－ＪＴ費用実績に比べて「増加した」の割合は低く、また、「実績なし」が62.5%と多い。

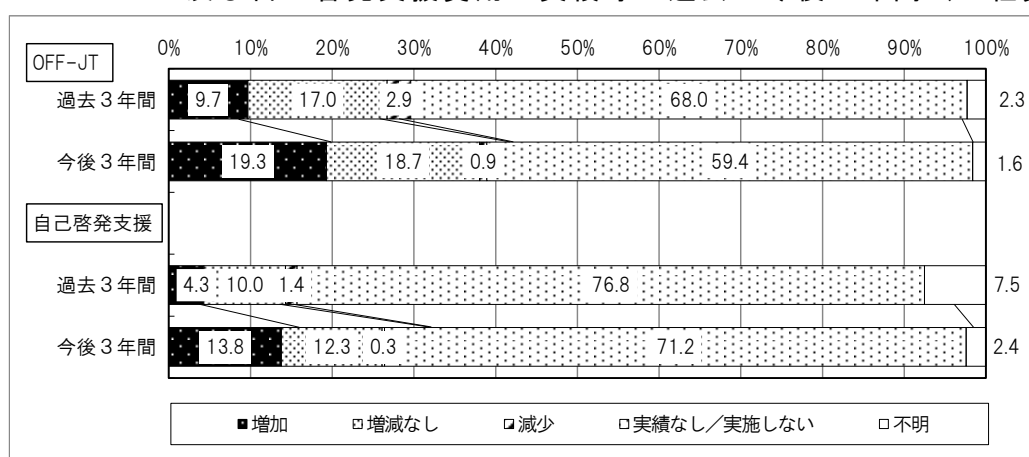
図６ ＯＦＦ－ＪＴ及び自己啓発支援費用の実績等 過去・今後３年間（正社員）



正社員以外に対する過去３年間のＯＦＦ－ＪＴに支出した費用の実績では、「増加した」（9.7%）が「減少した」（2.9%）を6.8ポイント上回っているものの、「実績なし」が68.0%と多い。正社員以外に対するＯＦＦ－ＪＴ費用の今後３年間の見込みでは、「増加予定」（19.3%）が「減少予定」（0.9%）を18.4ポイント上回っているものの、「実施しない予定」が59.4%と多い。

正社員以外に対する自己啓発支援に支出した費用の実績では、「増加した」（4.3%）が「減少した」（1.4%）を2.9ポイントとわずかに上回っているものの、「実績なし」が76.8%と多くを占める。正社員以外に対する自己啓発支援費用の今後３年間の支出見込みでは、「増加予定」（13.8%）が「減少予定」（0.3%）を13.5ポイント上回っているものの、「実施しない予定」が71.2%と多くを占める。

図７ ＯＦＦ－ＪＴ及び自己啓発支援費用の実績等 過去・今後３年間（正社員以外）



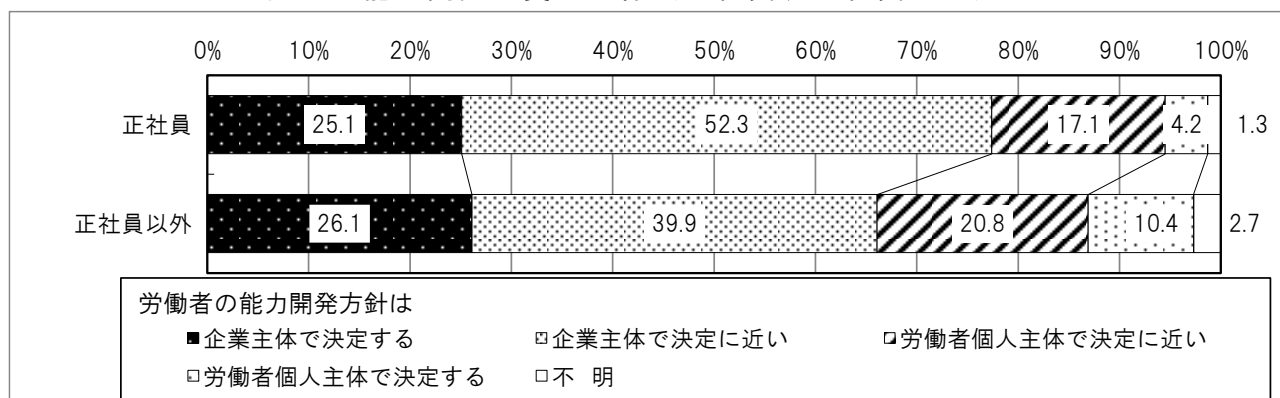
（３）能力開発の考え方について

① 「企業主体」か「労働者個人主体」か（図８）

正社員に対する能力開発の責任主体については、「企業主体で決定」（25.1%）又はそれに近い（52.3%）とする企業は77.4%と多くを占める。一方、「労働者個人主体で決定」（4.2%）又はそれに近い（17.1%）とする企業は21.3%である。

正社員以外に対する能力開発の責任主体については、「企業主体で決定」する（26.1%）又はそれに近い（39.9%）とする企業は66.0%であり、正社員に比べると10ポイント以上低い。一方、「労働者個人主体で決定」（10.4%）又はそれに近い（20.8%）とする企業は31.2%である。

図８ 能力開発の責任主体（正社員、正社員以外）

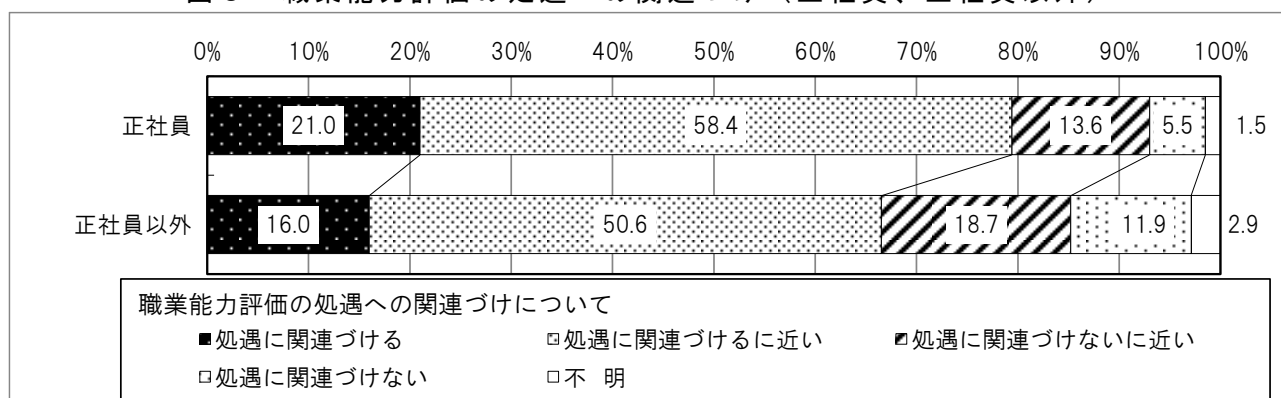


② 「処遇に関連づける」か「処遇に関連づけない」か（図９）

正社員に対する職業能力評価の処遇への関連づけについては、「処遇に関連づける」（21.0%）又はそれに近い（58.4%）とする企業は79.4%と多くを占める。一方、「処遇に関連づけない」（5.5%）又はそれに近い（13.6%）とする企業は19.1%である。

正社員以外に対する職業能力評価の処遇への関連づけについては、「処遇に関連づける」（16.0%）又はそれに近い（50.6%）とする企業は66.6%であり、正社員に比べると10ポイント以上低い。「処遇に関連づけない」（11.9%）又はそれに近い（18.7%）とする企業は30.6%である。

図９ 職業能力評価の処遇への関連づけ（正社員、正社員以外）

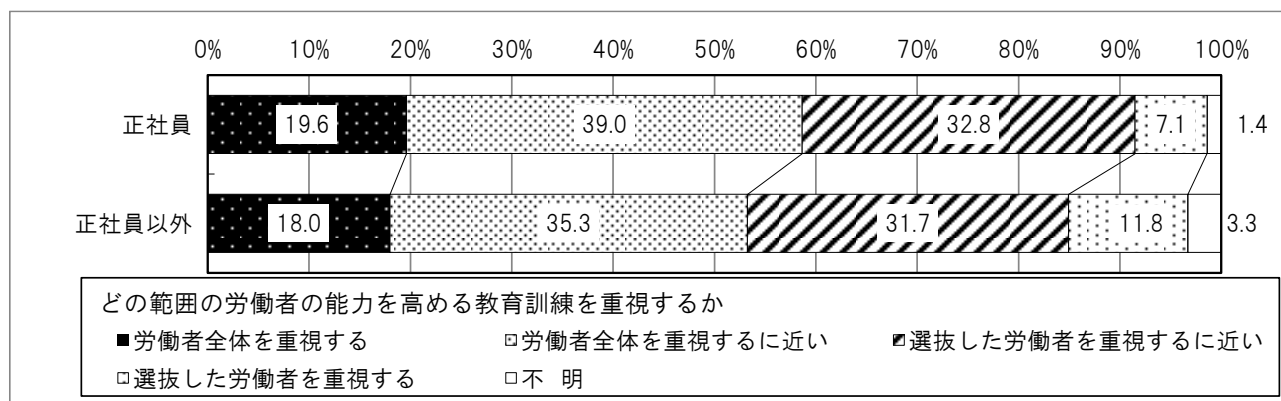


③ 「全体重視」か「選抜重視」か（図10）

正社員に対して重視する教育訓練対象者の範囲については、「労働者全体を重視する」（19.6%）又はそれに近い（39.0%）とする企業は58.6%であり、「選抜した労働者を重視する」（7.1%）又はそれに近い（32.8%）とする企業は39.9%である。

正社員以外に対して重視する教育訓練対象者の範囲については、「労働者全体を重視する」（18.0%）又はそれに近い（35.3%）とする企業は53.3%であり、「選抜した労働者を重視する」（11.8%）又はそれに近い（31.7%）とする企業は43.5%である。

図10 重視する教育訓練対象者の範囲（正社員、正社員以外）

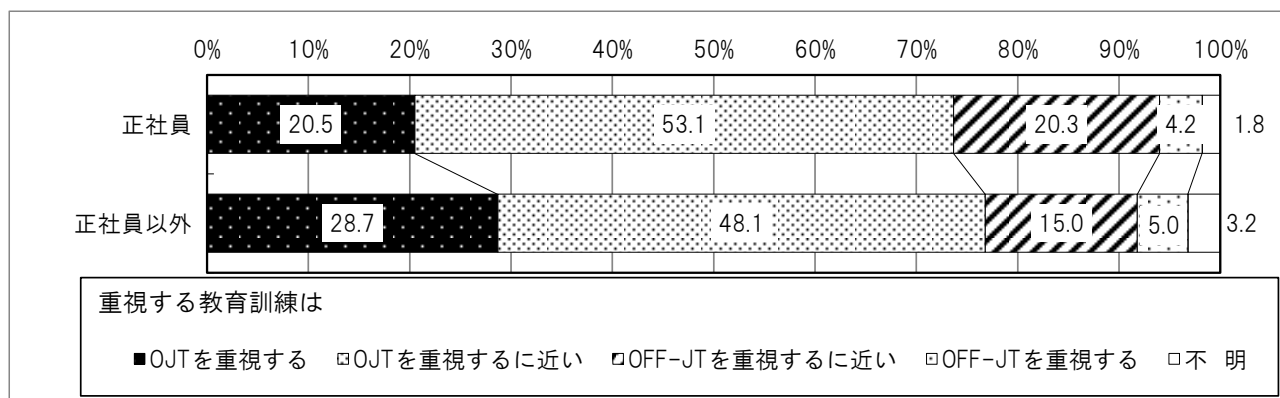


④ 「OJT」か「OFF-JT」か（図11）

正社員に対して重視する教育訓練については、「OJTを重視する」（20.5%）又はそれに近い（53.1%）とする企業は73.6%と多くを占める。一方、「OFF-JTを重視する」（4.2%）又はそれに近い（20.3%）とする企業は24.5%となっている。

正社員以外に対して重視する教育訓練については、「OJTを重視する」（28.7%）又はそれに近い（48.1%）とする企業が76.8%であり、「OFF-JTを重視する」（5.0%）又はそれに近い（15.0%）とする企業は20.0%である。

図11 重視する教育訓練（正社員、正社員以外）

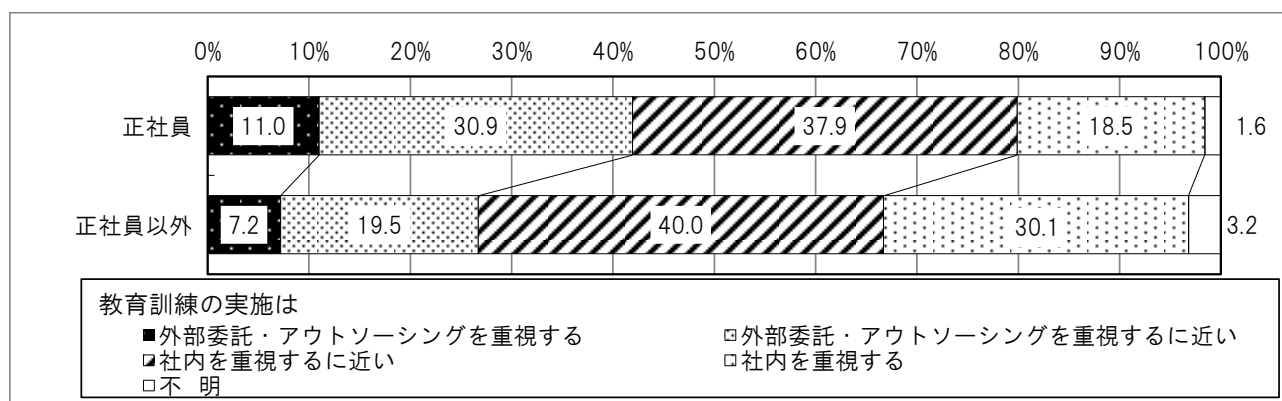


⑤ 「外部委託・アウトソーシング」か「社内」か（図12）

正社員に対する教育訓練の実施方法の方針については、「外部委託・アウトソーシングを重視する」（11.0%）又はそれに近い（30.9%）とする企業が41.9%であるのに対して、「社内を重視する」（18.5%）又はそれに近い（37.9%）とする企業が56.4%と上回っている。

一方、正社員以外に対する教育訓練の実施方法の方針については、「外部委託・アウトソーシングを重視する」（7.2%）又はそれに近い（19.5%）とする企業は26.7%であるが、「社内を重視する」（30.1%）又はそれに近い（40.0%）とする企業は70.1%と多くを占めており、正社員に比べて「社内を重視する」又はそれに近いとする割合は13.7ポイント高くなっている。

図12 教育訓練の実施方法の方針（正社員、正社員以外）



（４）事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について

① 事業内職業能力開発計画の作成状況（図 13、図 14）

事業内職業能力開発計画（以下「事業内計画」という。）の作成状況は、「すべての事業所において作成している」とする企業が 15.7%、「一部の事業所においては作成している」とする企業が 8.0%である。両者（以下「事業内計画作成企業」という。）を合わせても全体の 4 分の 1 に満たず、「いずれの事業所においても作成していない」企業が 75.4%と多くを占める。

産業別の状況を見ると、事業内計画作成企業の割合が最も高いのは、「情報通信業」（40.9%）で、各産業の中で唯一 4 割を超えている。一方、「いずれの事業所においても作成していない」割合が高いのは「卸売業・小売業」（84.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（81.2%）「不動産業、物品賃貸業」（81.1%）で、いずれも 8 割を超えている。

企業規模別の状況を見ると、事業内計画作成企業の割合は、「30～49人」（19.6%）、「50～99人」（23.7%）、「100～299人」（25.7%）、「300～999人」（31.6%）、「1,000人以上」（45.7%）と規模が大きくなるに従い高くなるが、1,000人以上規模でも事業内計画作成企業は 2 分の 1 に満たない。

図 13 事業内職業能力開発計画の作成状況

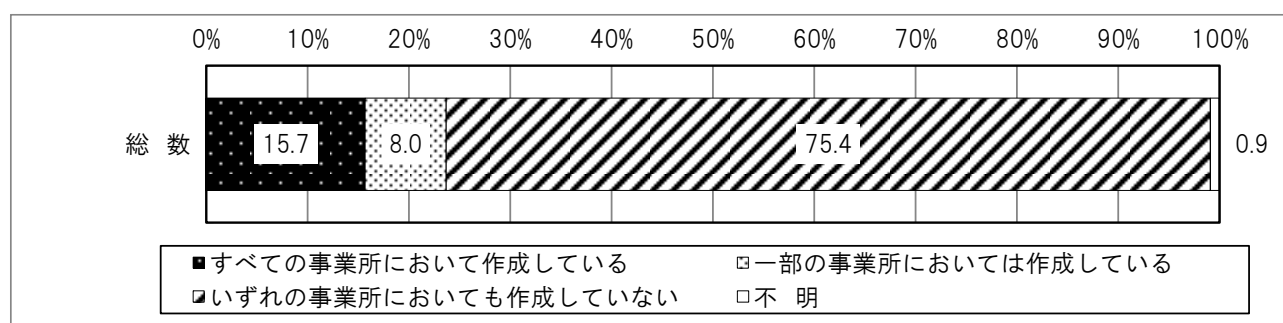
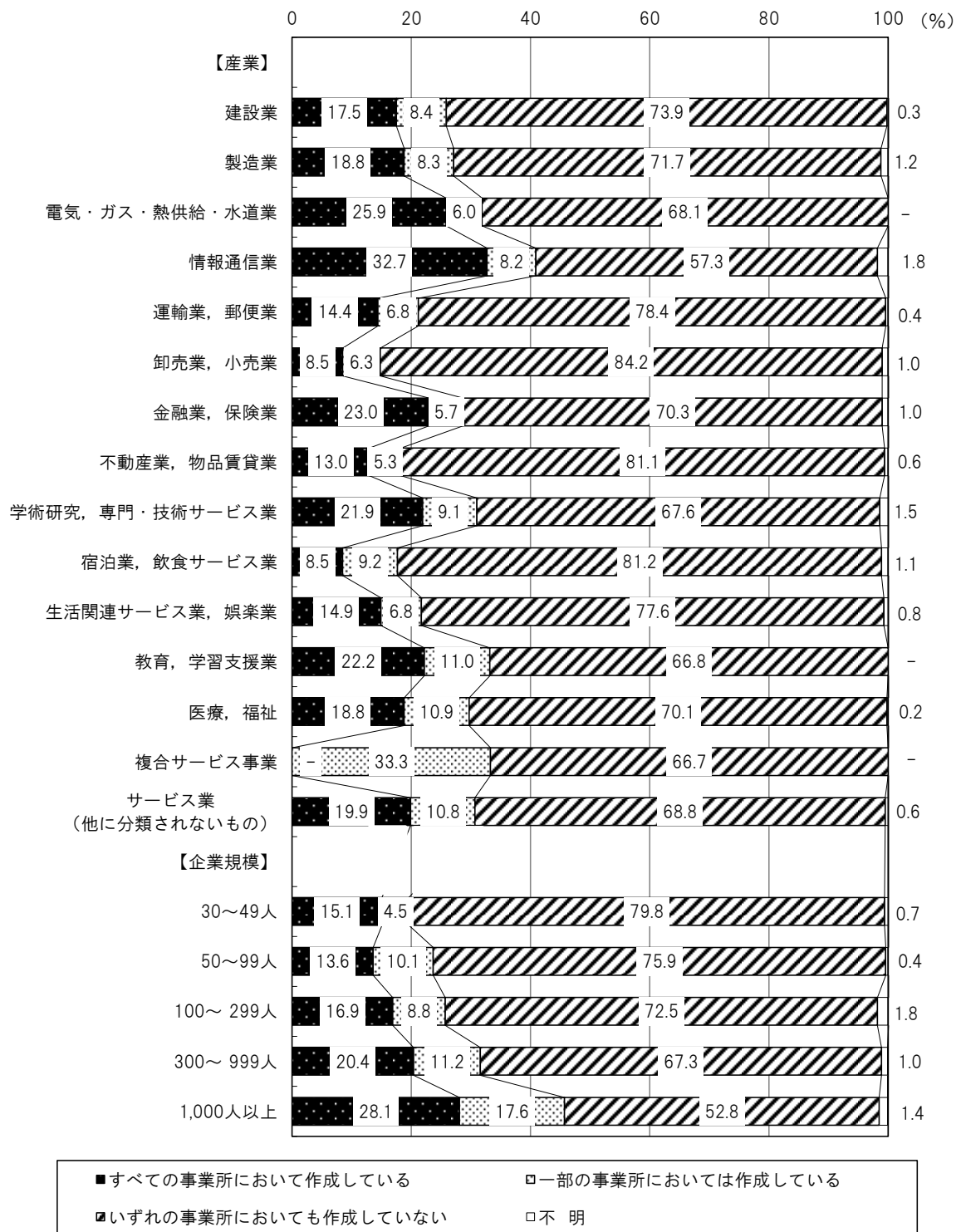


図14 事業内職業能力開発計画の作成状況（産業・企業規模別）



② 職業能力開発推進者の選任状況（図15、図16、図17）

職業能力開発推進者（以下「推進者」という。）の選任状況は、「すべての事業所において選任している」とする企業が14.4%、「一部の事業所においては選任している」とする企業が8.8%である。両者（以下「推進者選任企業」という。）を合わせても全体の4分の1に満たず、「いずれの事業所においても選任していない」企業が75.7%と多くを占める。

産業別に推進者の選任状況を見ると、推進者選任企業の割合が最も高いのは、「情報通信業」（42.6%）で、各産業の中で唯一4割を超えている。一方、「いずれの事業所においても選任していない」割合が高いのは「卸売業・小売業」（83.1%）、「不動産業、物品賃貸業」（81.9%）で、いずれも8割を超えている。

企業規模別に推進者の選任状況を見ると、推進者選任企業の割合は、「30～49人」（20.0%）、「50～99人」（22.8%）、「100～299人」（26.1%）、「300～999人」（30.6%）、「1,000人以上」（31.3%）と規模が大きくなるに従い高くなるが、「1,000人以上」でも7割近くの企業が推進者を選任していない。

なお、推進者選任企業における選任の方法は、「本社が職業能力開発推進者を一人選任し、すべての事業所について兼任させている」とする企業が63.8%で最も多い。

図15 職業能力開発推進者の選任状況

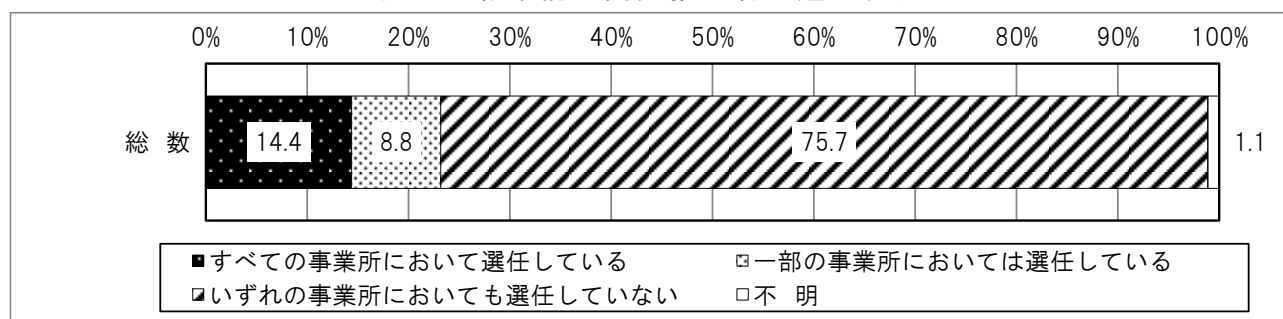


図16 職業能力開発推進者の選任状況（産業・企業規模別）

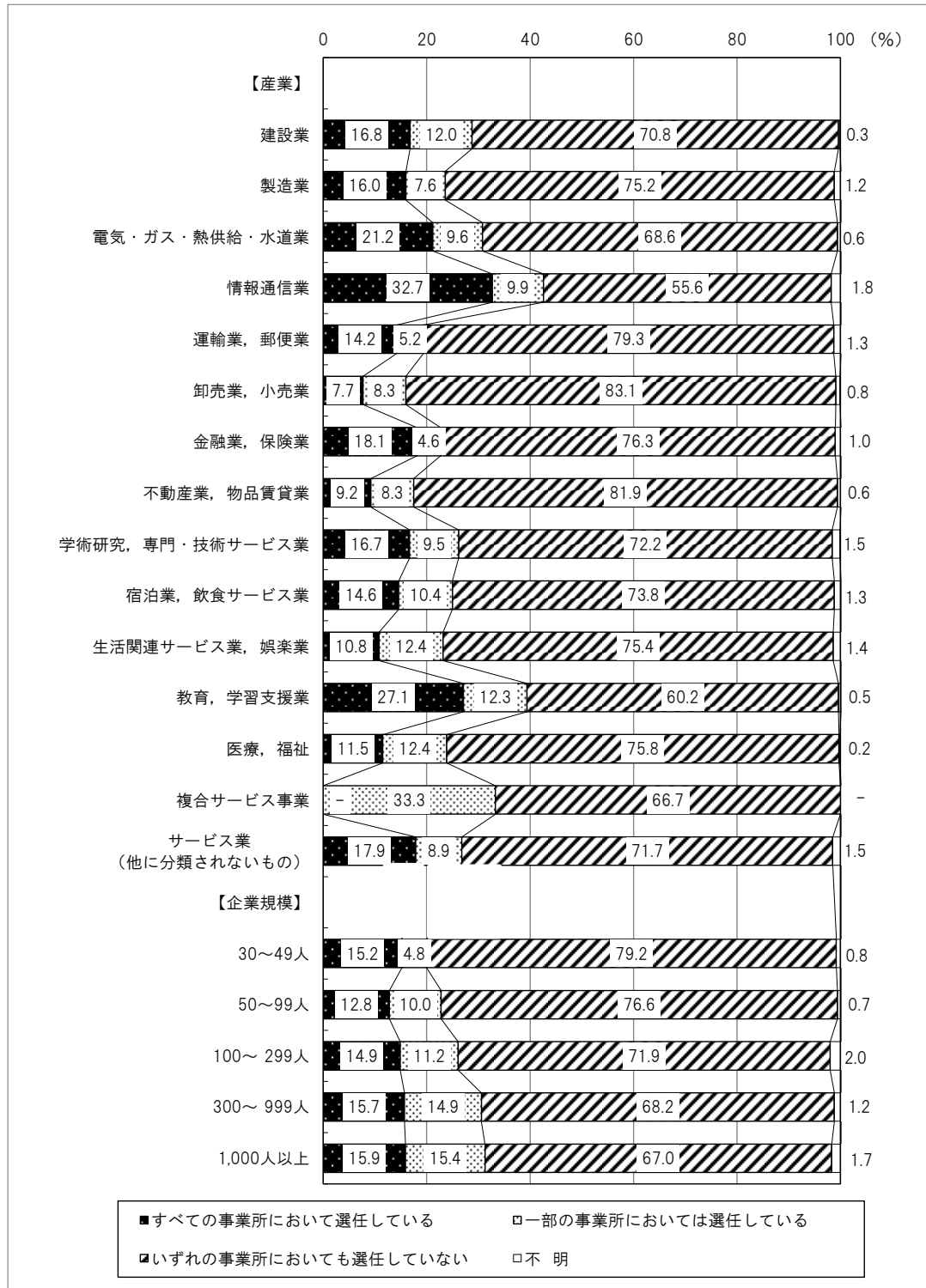
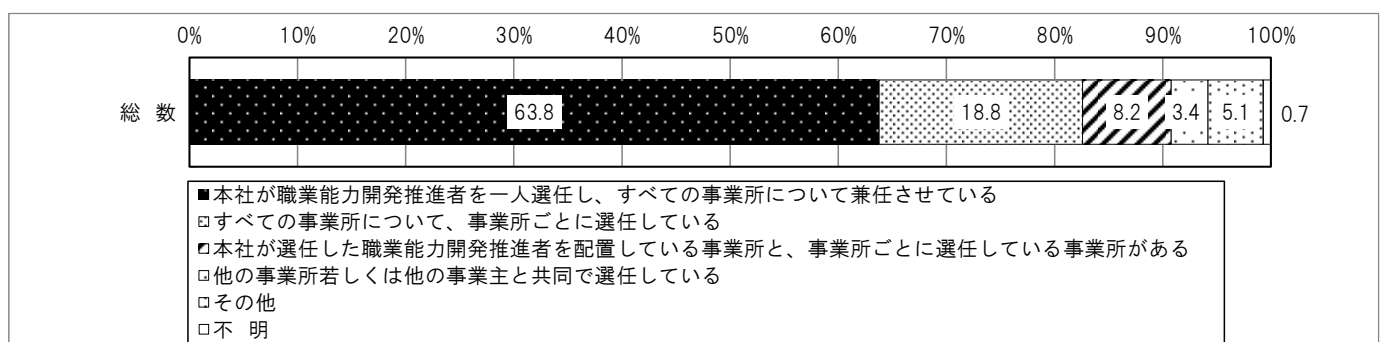


図17 職業能力開発推進者の選任方法



(5) 教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況について（図18、図19）

教育訓練休暇制度の導入状況は、「導入している」とする企業は9.4%、「導入をしていないが、導入を予定している」とする企業は13.0%となり、「導入していないし、導入する予定はない」が76.6%と多くを占めている。

教育訓練短時間勤務制度の導入状況も、同様に「導入している」とする企業は7.3%、「導入をしていないが、導入を予定している」とする企業は13.0%となり、「導入していないし、導入する予定はない」企業が78.4%と多くを占めている。

教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度の導入を予定していない企業のうち、導入する予定がない理由は、「代替要員の確保が困難であるため」（52.1%）が最も多く、「制度自体を知らなかったため」（42.5%）、「労働者からの制度導入の要望がないため」（32.5%）が続いている。

図18 教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度の導入状況

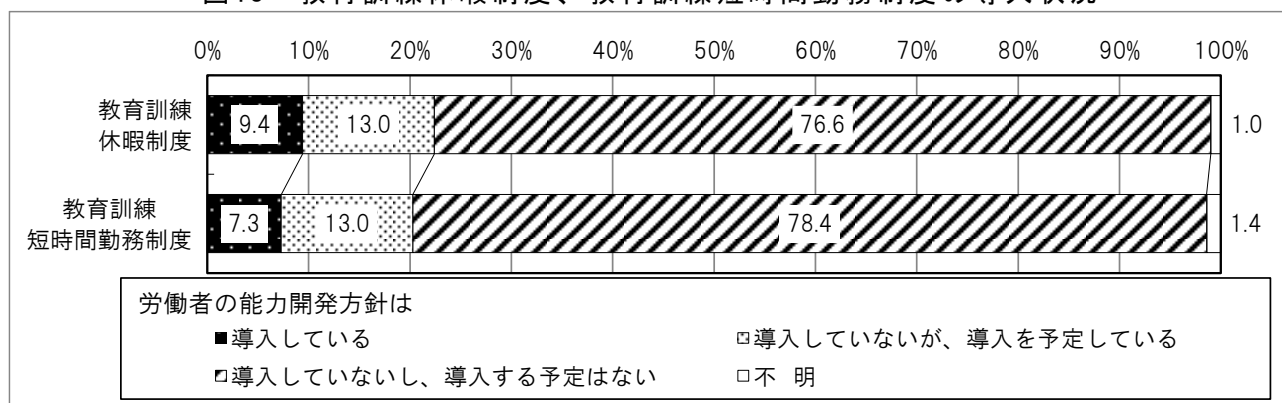
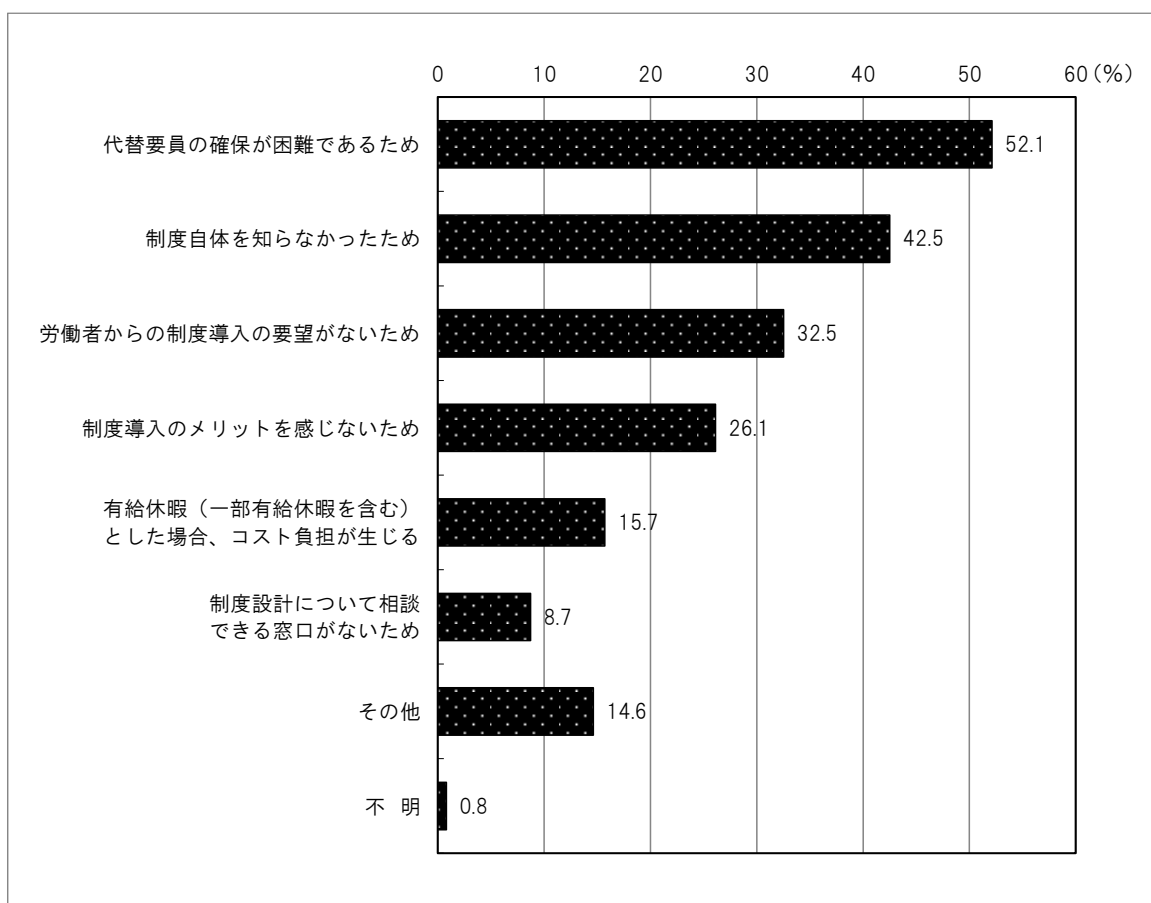


図19 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度の導入予定がない理由（複数回答）



2 事業所調査

(1) 教育訓練の実施に関する事項について

① O F F－J Tの実施状況（図20、図21、図22、図23、図24、図25、図26）

正社員または正社員以外に対して平成29年度にO F F－J Tを実施した事業所は77.2%であり、その内訳を見ると、正社員と正社員以外の両方に対してO F F－J Tを実施した事業所は35.4%、正社員のみに対してO F F－J Tを実施した事業所は40.2%、正社員以外に対してのみO F F－J Tを実施した事業所は1.6%であった。一方、O F F－J Tを実施していない事業所は22.5%であった。

O F F－J Tの実施状況を対象とする職層等別に見ると、実施事業所の割合は、正社員では新入社員が64.3%、中堅社員が64.6%、管理職層が53.1%となっており、正社員以外では40.4%である。

図20 O F F－J Tの実施状況

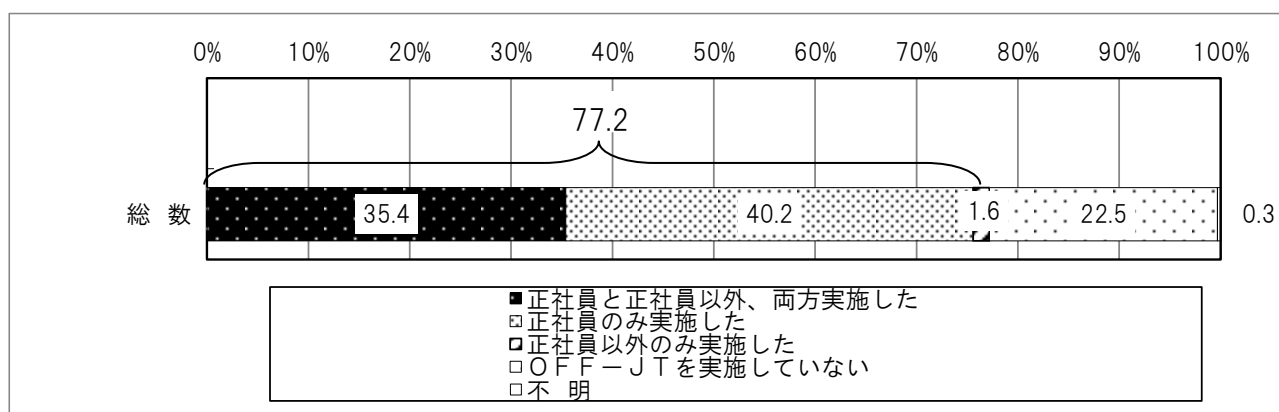
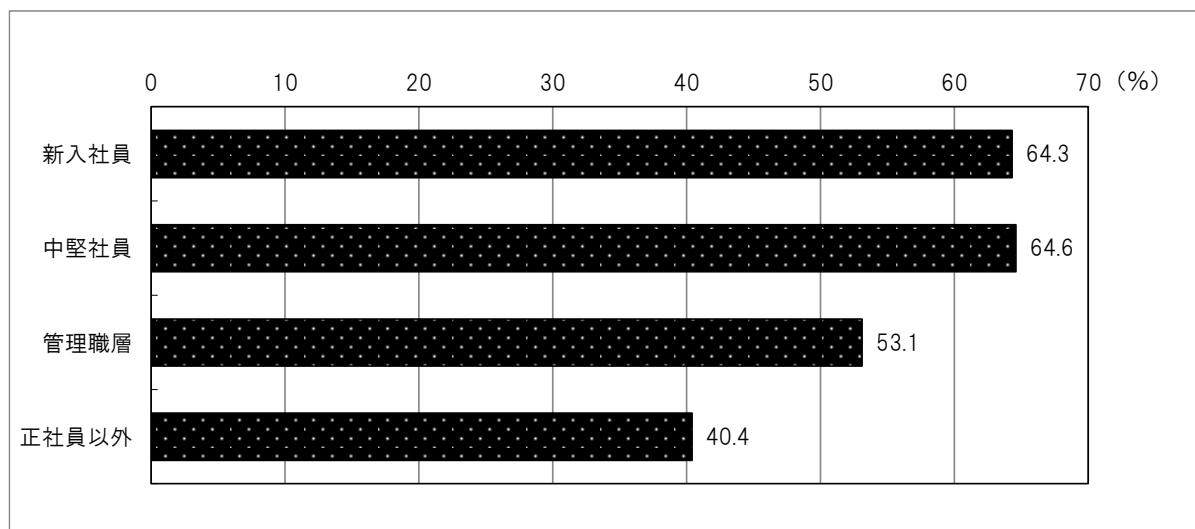


図21 O F F－J Tを実施した事業所（職層等別）



正社員に対してO F F－J Tを実施した事業所は75.7%と、前回（75.4%）と比べてやや増加しており、3年移動平均の推移で見ても近年なだらかな増加傾向にあることがうかがえる。

正社員以外に対してO F F－J Tを実施した事業所は40.4%と、正社員に対する割合に比べ低いですが、一方、前回（38.6%）に比べて増加しており、3年移動平均の推移で見ても、なだらかな増加傾向がうかがえる。

産業別に見ると、正社員に対しては、「電気・ガス・熱供給・水道業」(97.2%)、「金融業、保険業」(94.8%)、「複合サービス事業」(94.4%)で高く、「生活関連サービス業、娯楽業」(57.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(69.4%)で低くなっている。企業規模別に見ると、「30～49人」で57.6%、「50～99人」で71.1%、「100～299人」で78.0%、「300～999人」で83.4%、「1,000人以上」で87.0%と規模が大きくなるほど実施率は高くなっている。

正社員以外に対しては、産業別に見ると、「複合サービス事業」(84.3%)、「金融業、保険業」(74.0%)で高く、「不動産業、物品賃貸業」(31.1%)、「製造業」(31.7%)、「建設業」(33.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(33.8%)、「情報通信業」(34.1%)などで低くなっている。企業規模別に見ると、300人以上の企業規模で実施率は高くなる傾向があり、「1,000人以上」で56.1%となっている。

実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類は、正社員、正社員以外ともに「自社」が最も高く、正社員では76.2%、正社員以外では83.2%となっている。次いで「民間教育訓練機関（民間教育研修会社、民間企業主催のセミナー等）」となるが、正社員(48.5%)と正社員以外(20.4%)では大きな差がある。正社員以外では、「自社」「民間教育訓練機関（民間教育研修会社、民間企業主催のセミナー等）」以外は全て20%以下である。

実施したOFF-JTの内容は、「新規採用者など初任層を対象とする研修」が76.8%と最も高く、「マネジメント（管理・監督能力を高める内容など）」(49.1%)、「新たに中堅社員となった者を対象とする研修」(48.1%)と続いている。

図22 正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合の推移（3年移動平均）

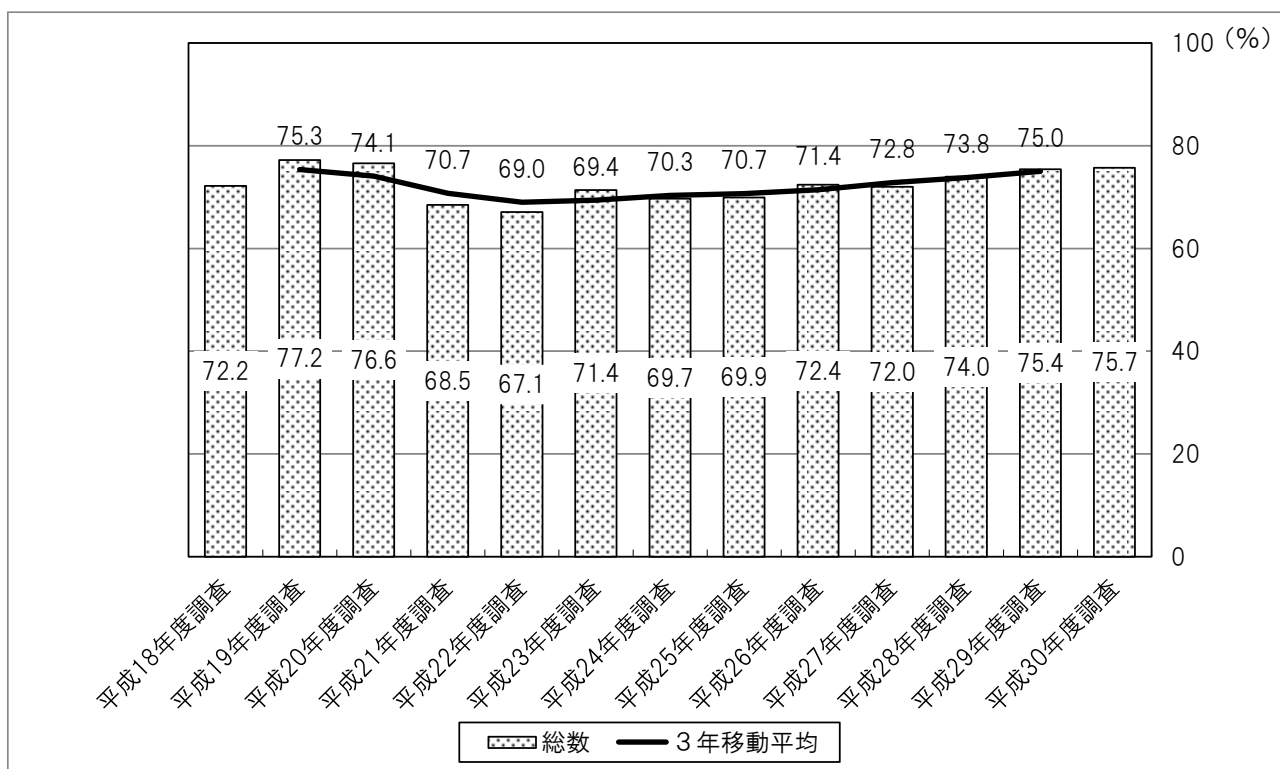


図23 正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所割合の推移（3年移動平均）

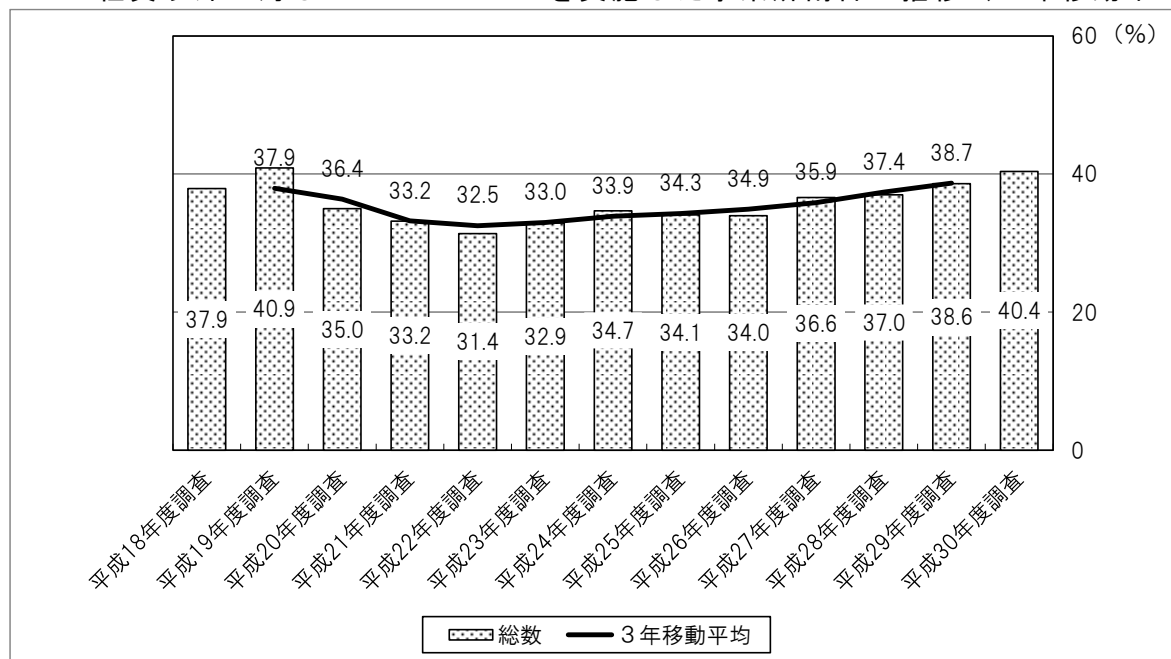


図24 OFF-JTを実施した事業所（産業・企業規模別）

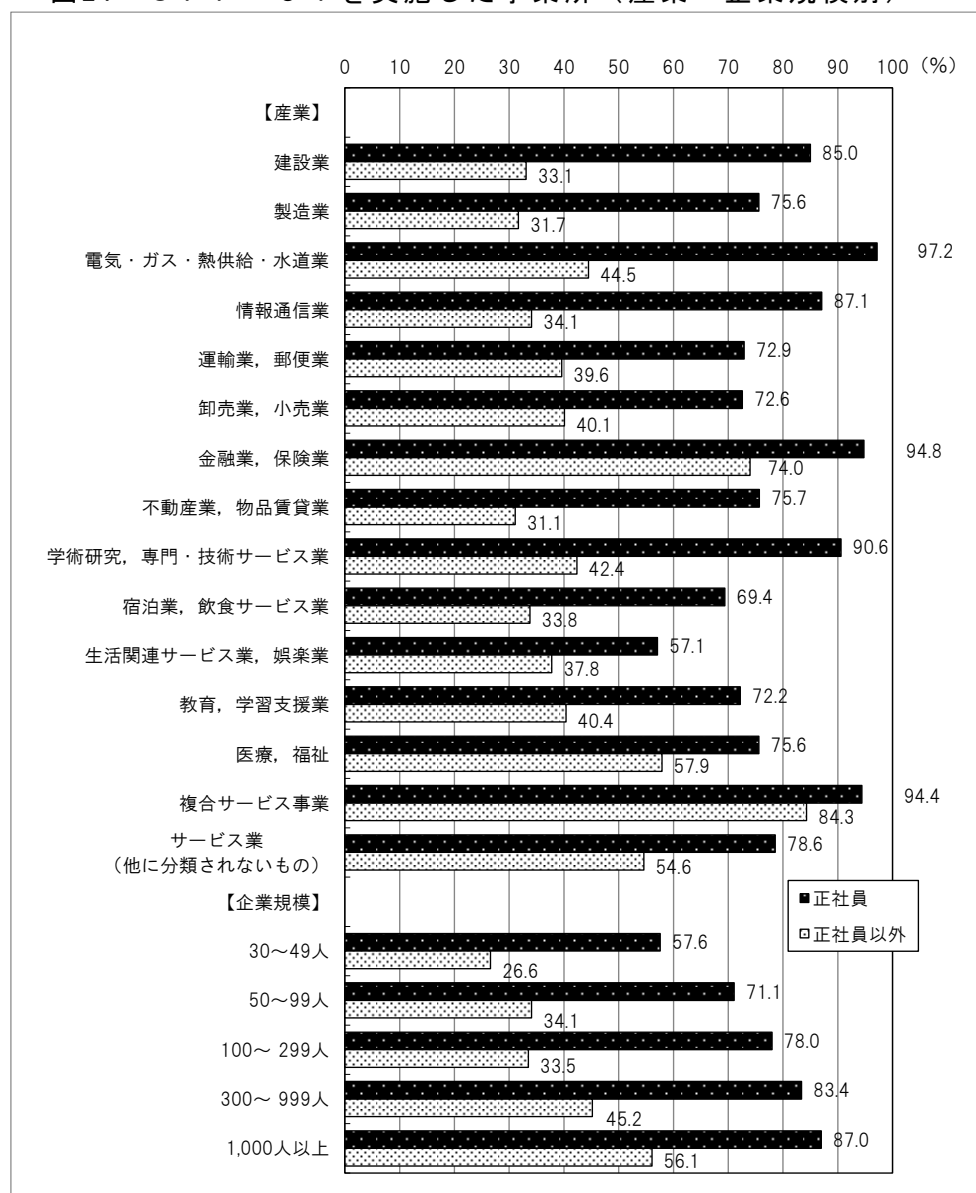


図25 実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類（複数回答）

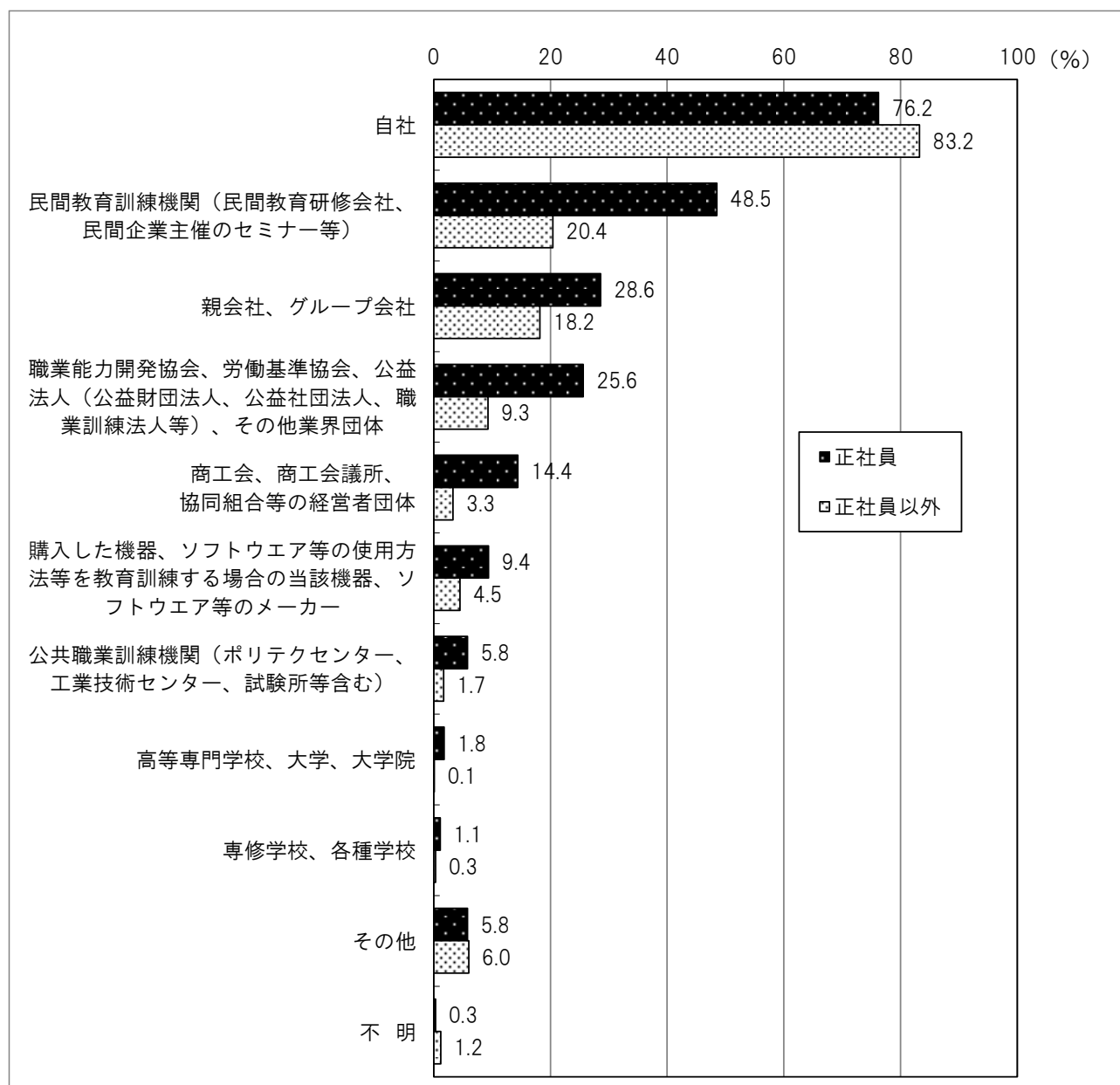
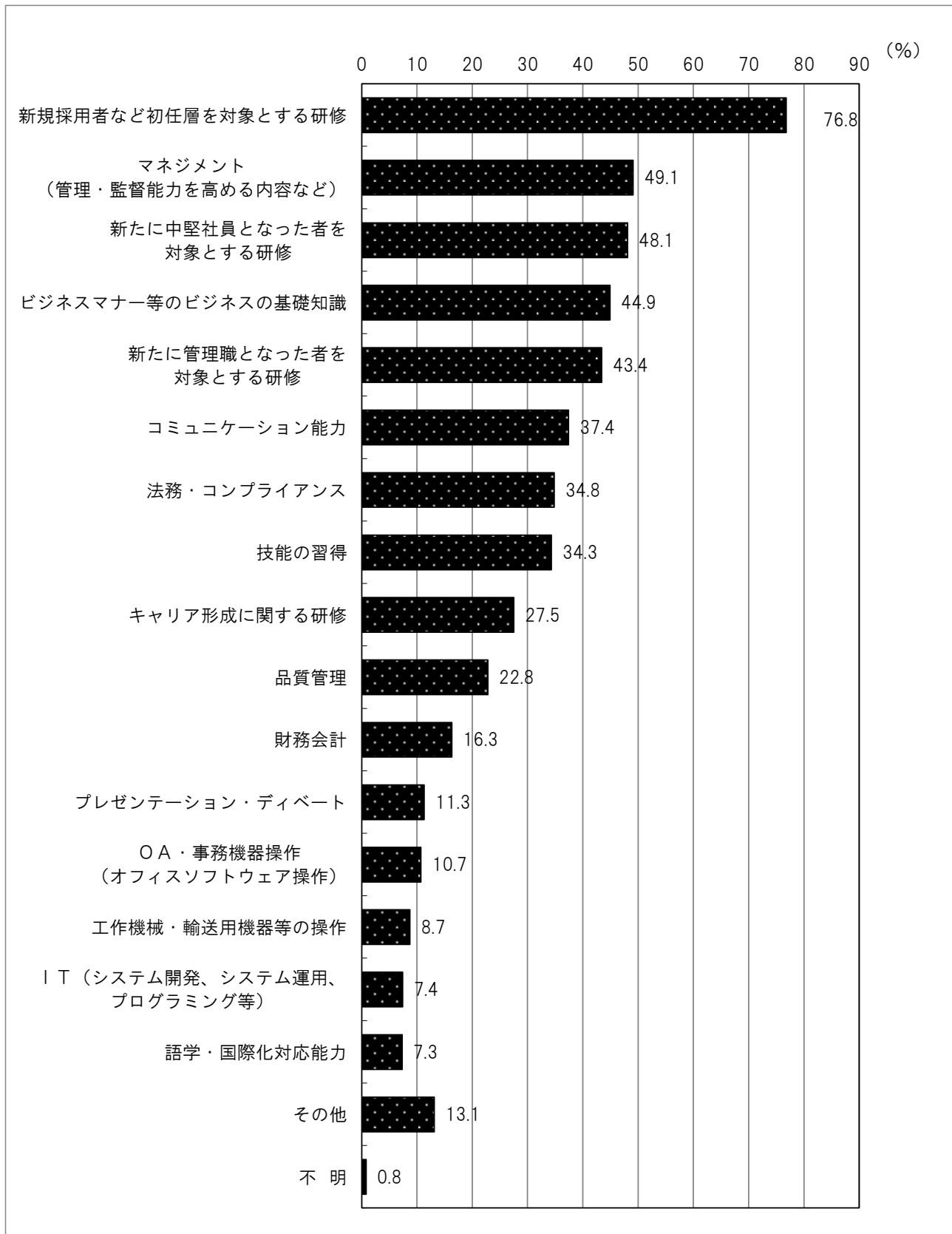


図26 実施したOFF-JTの内容（複数回答）



② 計画的なＯＪＴの実施状況（図27、図28、図29、図30、図31）

正社員または正社員以外に対して平成29年度に計画的なＯＪＴを実施した事業所は65.3%であり、その内訳を見ると、正社員と正社員以外の両方に対して計画的なＯＪＴを実施した事業所は23.4%、正社員のみに対して計画的なＯＪＴを実施した事業所は39.4%、正社員以外のみに対して計画的なＯＪＴを実施した事業所は2.5%であり、正社員のみに対して計画的なＯＪＴを実施する企業が多い。一方、計画的なＯＪＴを実施していない事業所は33.5%であった。

計画的なＯＪＴの実施状況を対象とする職層等別に見ると、実施企業の割合は、正社員では新入社員が55.7%、中堅社員が39.1%、管理職層が21.8%となり、正社員以外では28.3%である。

図27 計画的なＯＪＴの実施状況

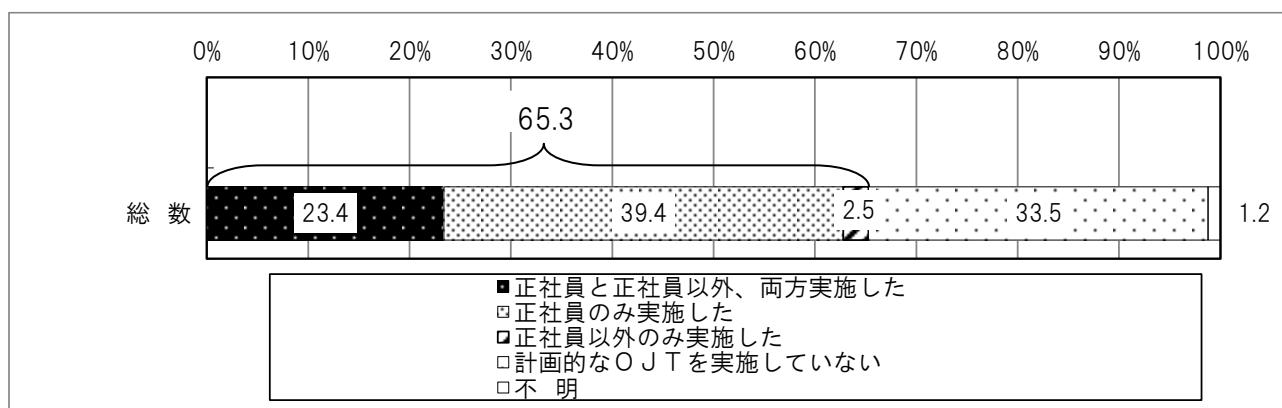
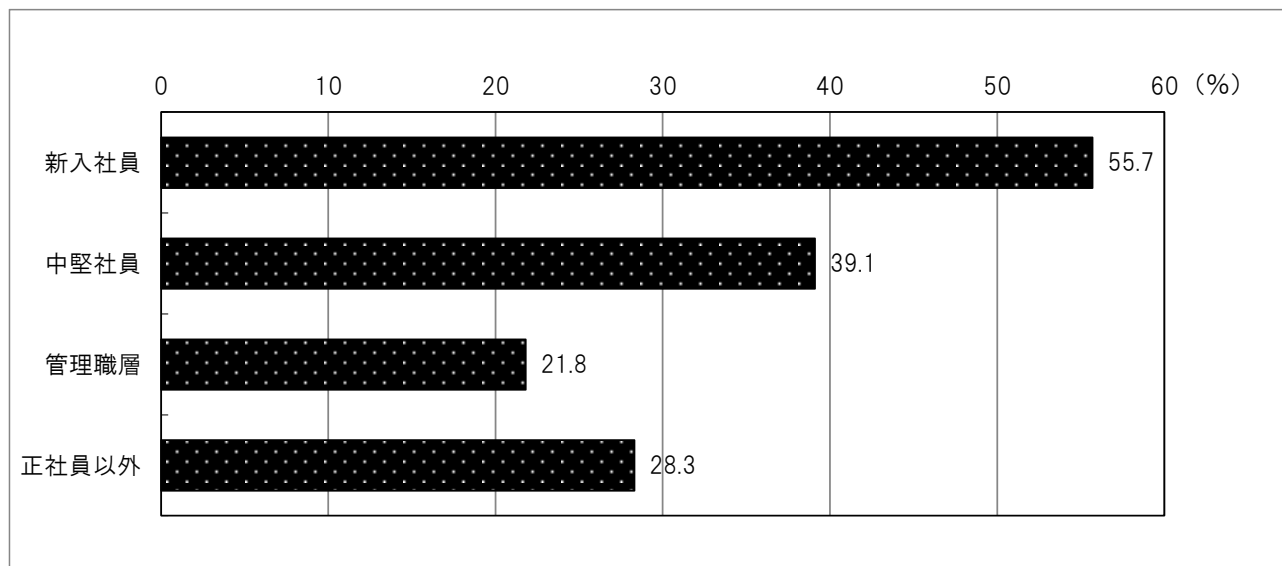


図28 計画的なＯＪＴを実施した事業所（対象職層等別）



正社員に対して計画的なＯＪＴを実施した事業所は62.9%と、前回（63.3%）と比べて減少しているが、3年移動平均の推移で見ると近年、ほぼ同水準で推移していることがうかがえる。

正社員以外に対して計画的なＯＪＴを実施した事業所は28.3%と、前回（30.1%）に比べ減少しているが、3年移動平均の推移で見ると、正社員に対する場合と同様に、近年、ほぼ同水準で推移していることがうかがえる。また、長期的に、正社員に対する割合に比べて2分の1に満たない水準で推移している。

図29 正社員に対して計画的なOJTを実施した事業所割合の推移
(3年移動平均)

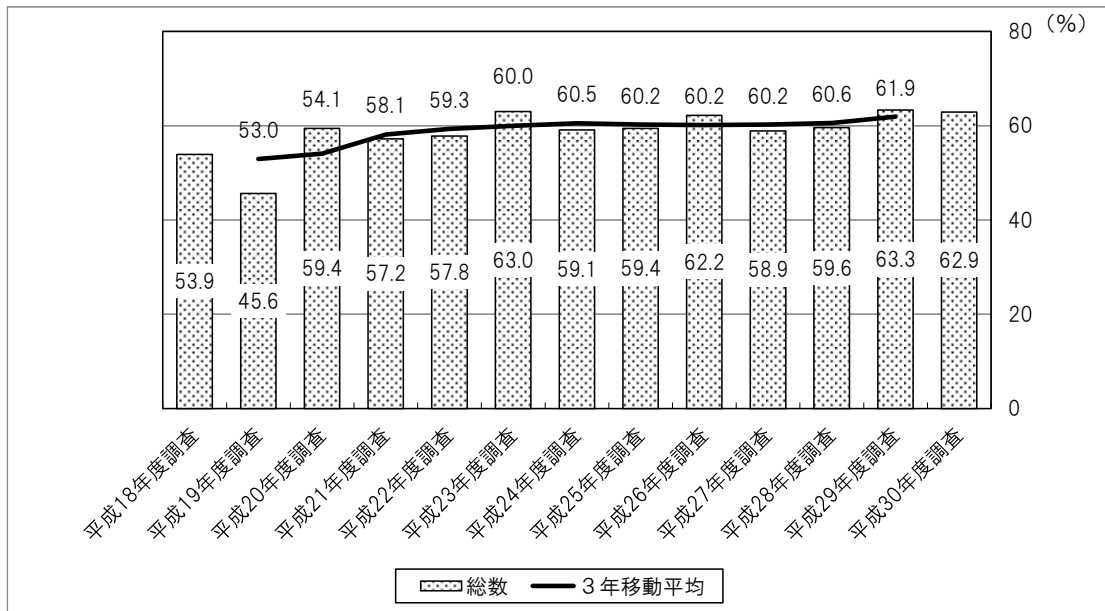
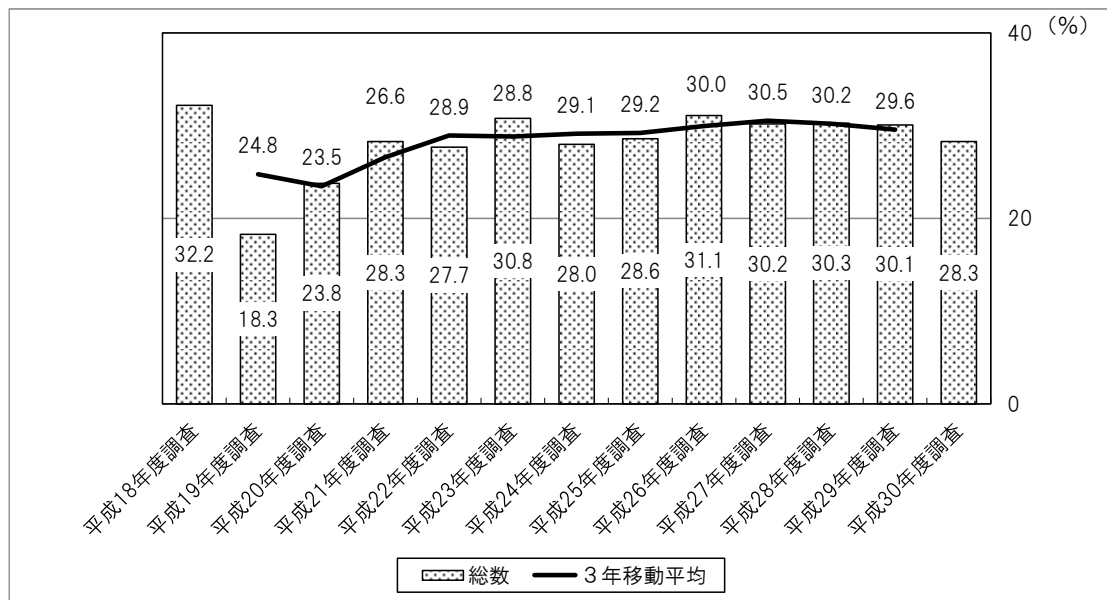


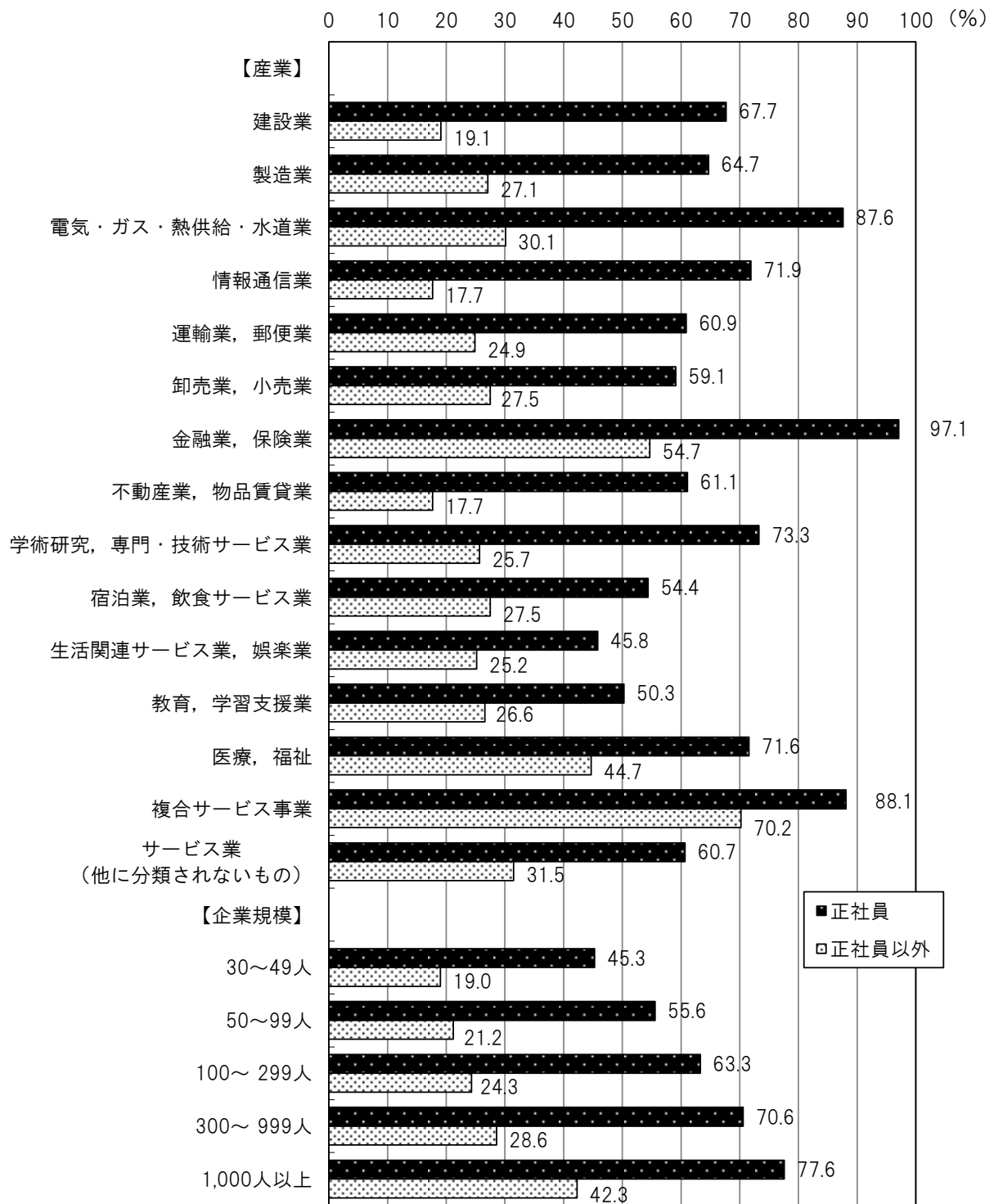
図30 正社員以外に対して計画的なOJTを実施した事業所割合の推移
(3年移動平均)



産業別に見ると、正社員では、「金融業、保険業」(97.1%)、「複合サービス事業」(88.1%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(87.6%)で実施率が高く、「生活関連サービス業、娯楽業」(45.8%)、「教育、学習支援業」(50.3%)などで低くなっている。企業規模別に見ると、「30～49人」で45.3%、「50～99人」で55.6%、「100～299人」で63.3%、「300～999人」で70.6%、「1,000人以上」で77.6%と規模が大きくなるほど実施率は高くなる傾向が見られる。

正社員以外では、産業別に見ると、「複合サービス事業」が70.2%と最も実施率が高く、「金融業、保険業」(54.7%)がこれに次いで高くなり、「情報通信業」(17.7%)、「不動産業、物品賃貸業」(17.7%)、「建設業」(19.1%)が20%以下と低くなっている。企業規模別に見ると、「30～49人」で19.0%、「50～99人」で21.2%、「100～299人」で24.3%、「300～999人」で28.6%、「1,000人以上」で42.3%となり、正社員同様規模が大きくなるほど実施率は高くなる傾向が見られる。

図31 計画的なOJTを実施した事業所（産業・企業規模別）



（２）人材育成について

① 人材育成に関する問題点（図32、図33）

能力開発や人材育成に関して何らかの「問題がある」とする事業所は 76.8%と大半を占めている。前回（75.4%）と比べて増加しており、３年移動平均と併せて見ると、近年、人材育成に問題のある事業所の増加傾向がうかがえる。

能力開発や人材育成に関して何らかの「問題がある」とする事業所のうち、問題点の内訳は、「指導する人材が不足している」（54.4%）が最も高く、「人材を育成しても辞めてしまう」（53.5%）、「人材育成を行う時間がない」（47.8%）と続いている。

図32 人材育成に関する問題がある事業所（３年移動平均）

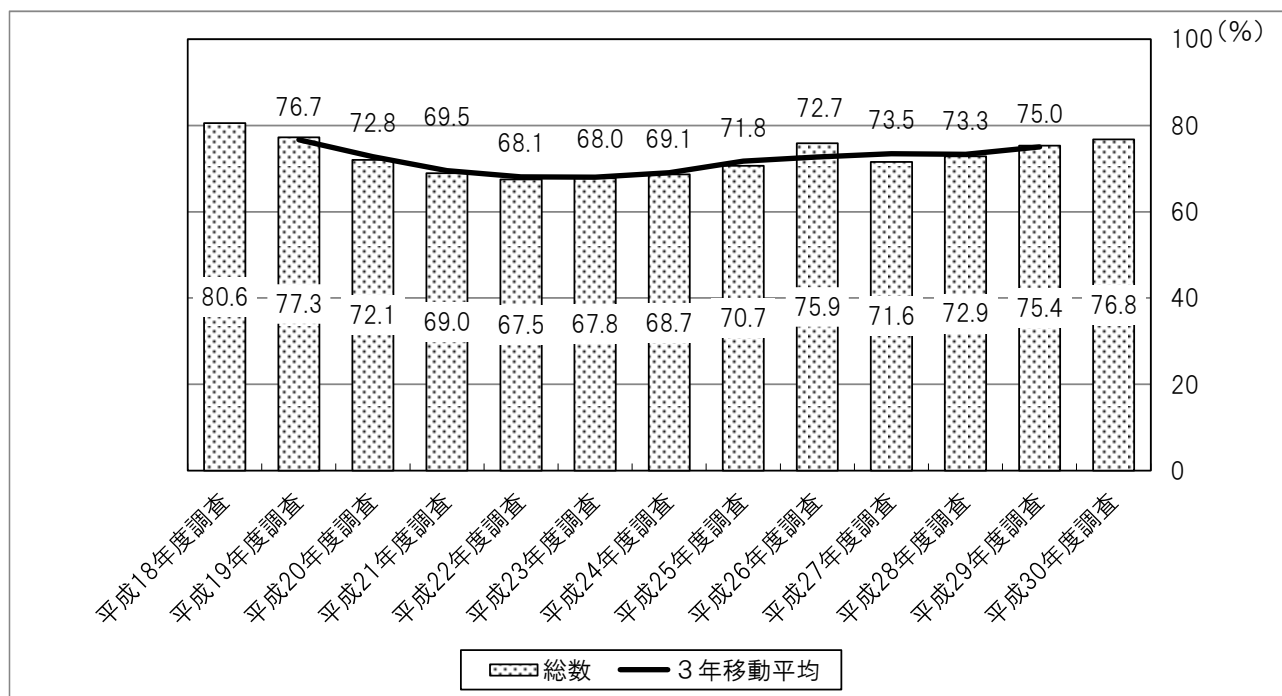
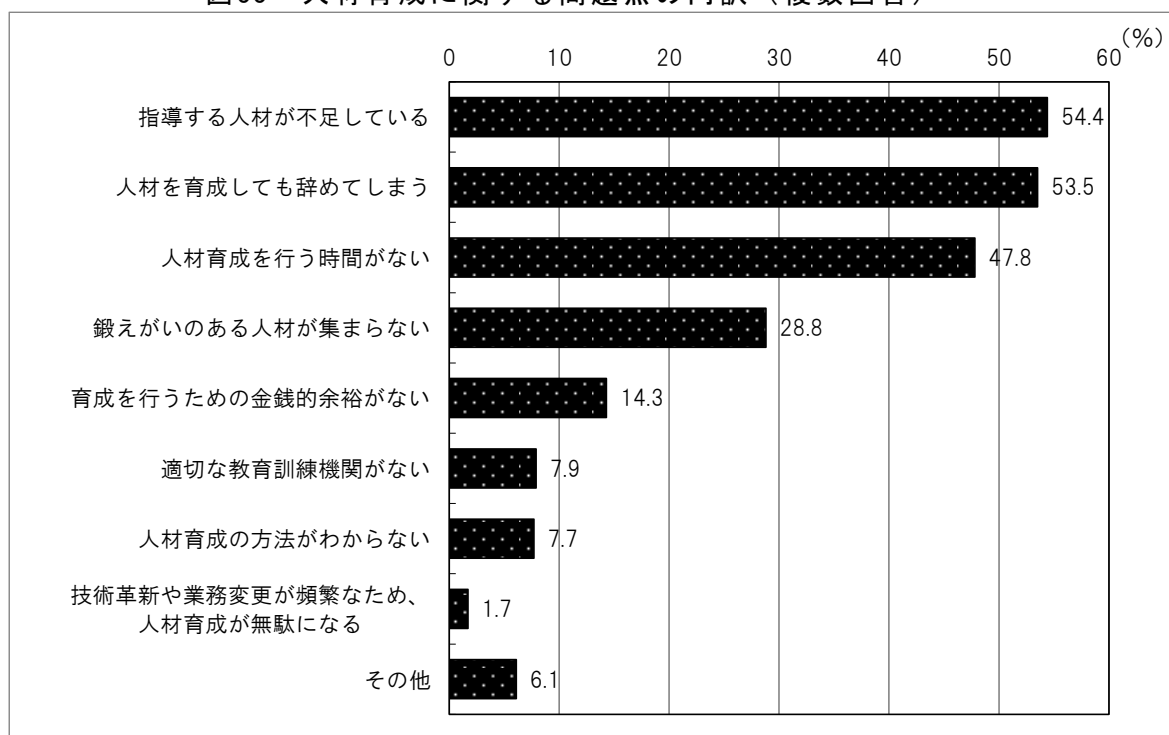


図33 人材育成に関する問題点の内訳（複数回答）



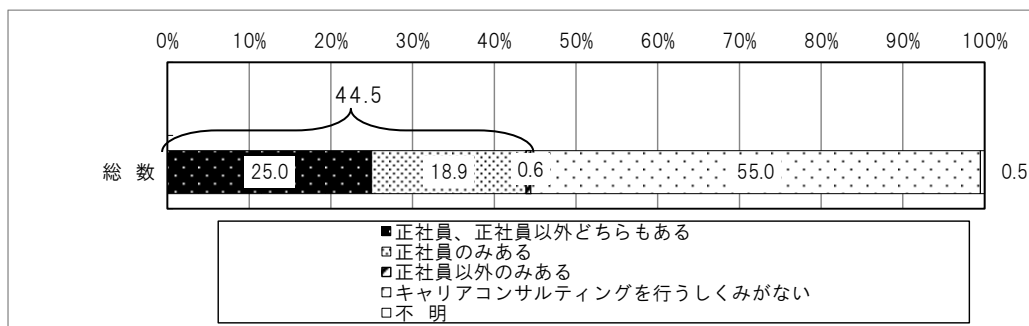
(3) 労働者のキャリア形成支援について

① キャリアコンサルティングを行うしくみの導入状況

(図34、図35、図36、図37、図38、図39、図40、図41、図42、図43)

正社員または正社員以外に対してキャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所は44.5%であり、その内訳を見ると、正社員と正社員以外の両方に対して導入している事業所は25.0%、正社員のみに対して導入している事業所は18.9%、正社員以外に対してのみ導入している事業所は0.6%であった。一方、キャリアコンサルティングを行うしくみを導入していない事業所は55.0%である。

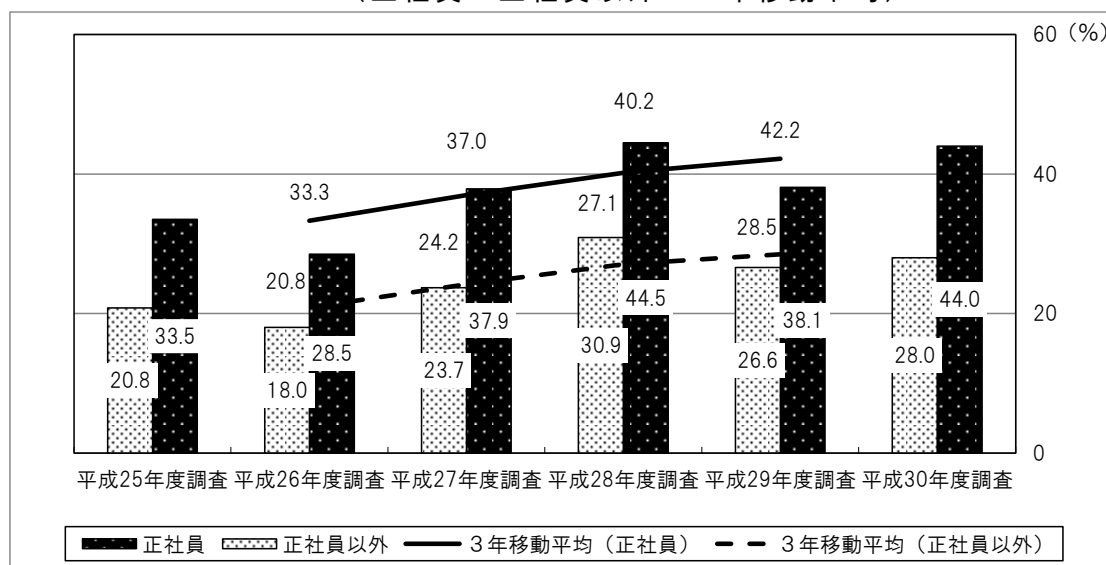
図34 キャリアコンサルティングを行うしくみの導入状況



正社員を雇用する事業所のうち、正社員に対してキャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所は44.0%（前回38.1%）であり、3年移動平均で見ると、近年、増加傾向がうかがえる。

正社員以外を雇用する事業所のうち、正社員以外に対してキャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所は28.0%（前回26.6%）と、正社員に比べると低い水準となっているが、正社員と同様に増加傾向がうかがえる。

図35 キャリアコンサルティングを行うしくみがある事業所
(正社員・正社員以外 3年移動平均)



注) 「正社員」は正社員が1人以上在籍している事業所計、「正社員以外」は正社員以外が1人以上在籍している事業所計をそれぞれ100%とする割合。以下、「正社員」「正社員以外」の図で同じ。

産業別に見ると、正社員では、「金融業、保険業」（88.4%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（79.5%）、「複合サービス事業」（74.1%）で70%以上と、導入している割合が高い。

正社員以外では、「金融業、保険業」（69.3%）、「複合サービス事業」（63.2%）での割合が高い。

企業規模別に見ると、正社員では規模が大きくなるほどキャリアコンサルティングを行うしくみを導入している割合が高くなっている。一方、正社員以外では、1,000人未満までは企業規模による大きな差はうかがえず、「1,000人以上」での割合が高い。

キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所のうち、キャリアコンサルティングの実施時期は、「労働者から求めがあった時に実施する」が正社員（53.0%）、正社員以外（62.0%）ともに最も高くなっている。次いで、「1年に1回、3年に1回など、定期的の実施する」（正社員52.6%、正社員以外41.4%）、「人事評価のタイミングに合わせて実施する」（正社員52.0%、正社員以外41.5%）が多い。

図36 キャリアコンサルティングを行うしくみがある事業所（産業・企業規模別）

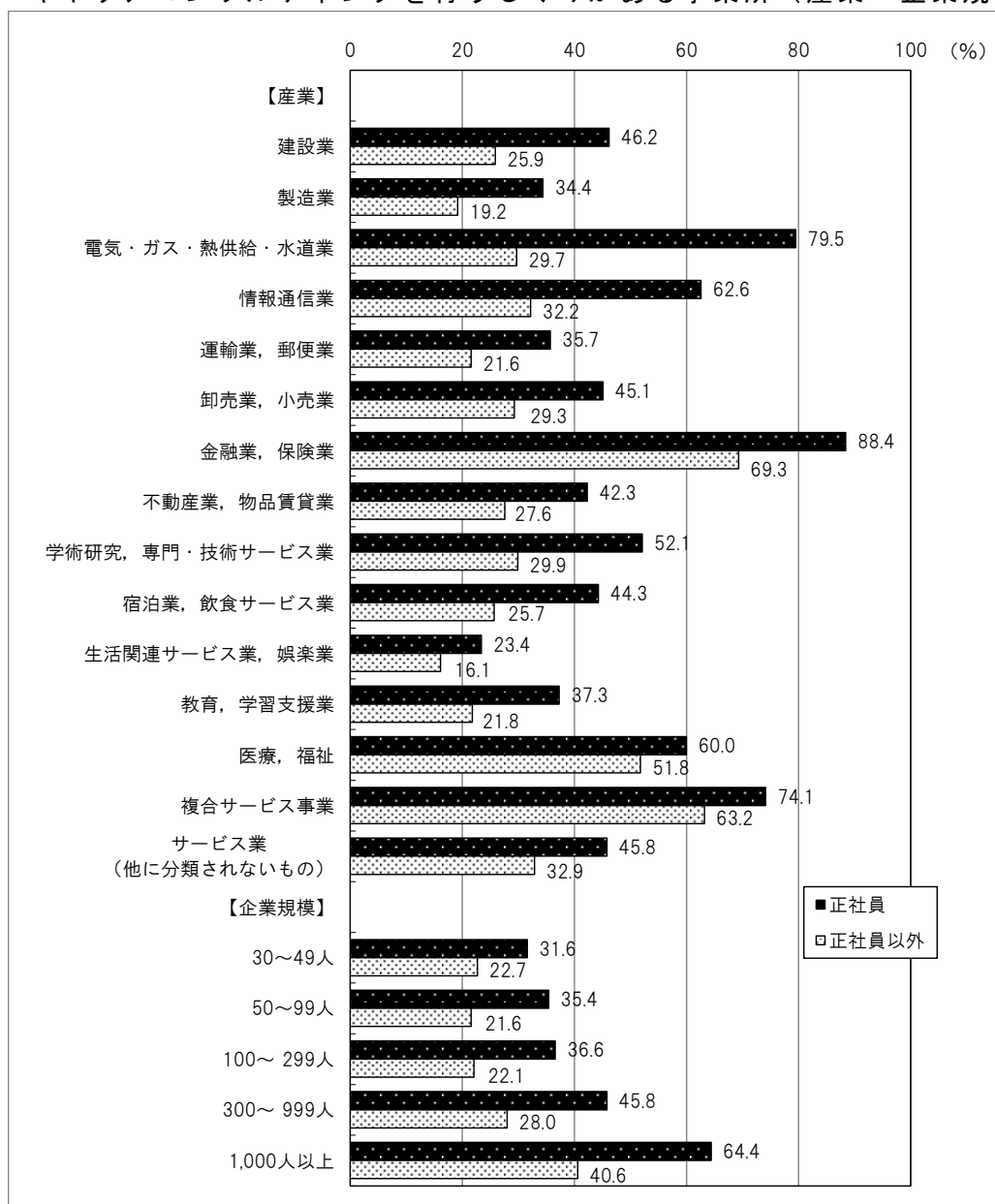
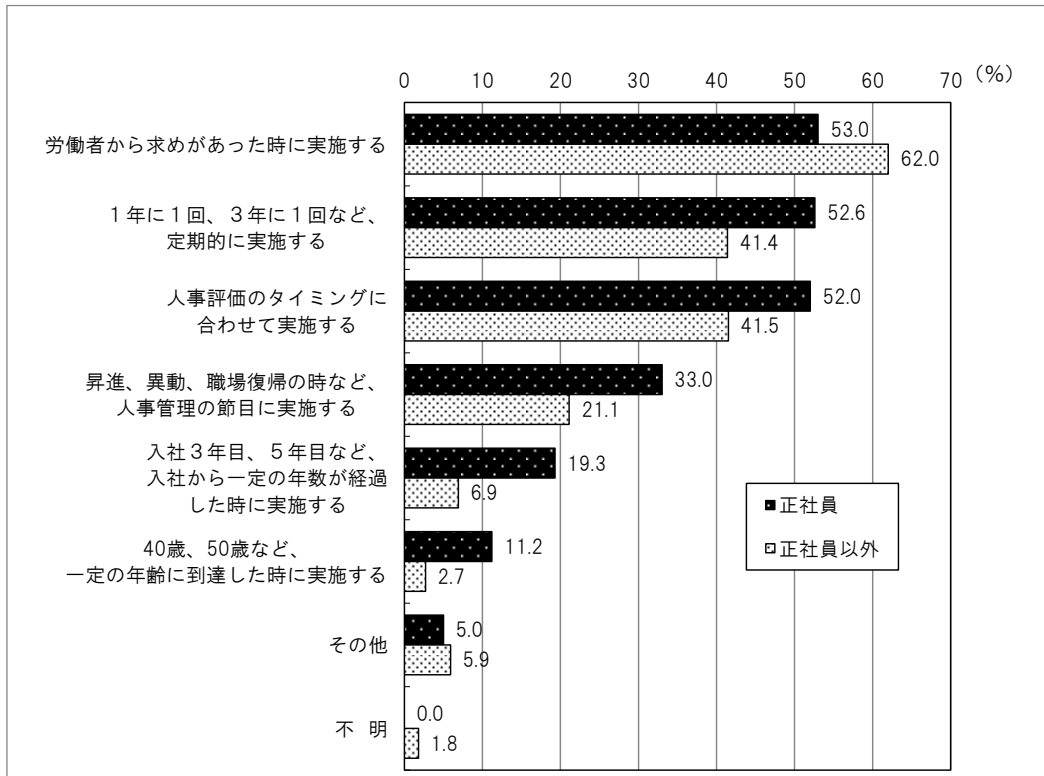


図37 キャリアコンサルティングの実施時期（複数回答）



キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所のうち、キャリアコンサルティングを行う目的は、正社員、正社員以外ともに「労働者の仕事に対する意識を高め、職場の活性化を図るため」（正社員75.2%、正社員以外67.0%）が最も多く、次いで「労働者の自己啓発を促すため」（正社員69.1%、正社員以外57.7%）、「労働者の希望等を踏まえ、人事管理制度を的確に運用するため」（正社員55.2%、正社員以外40.1%）が多い。

キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所で、どのようなことに対しての効果があったかを見ると、「労働者の仕事への意欲が高まった」（正社員50.3%、正社員以外48.4%）、「自己啓発する労働者が増えた」（正社員40.5%、正社員以外30.1%）が高い。

キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所のうち、キャリアコンサルティングを行う上で問題点がある事業所は、正社員では67.2%であり、正社員以外では59.1%である。問題点の内訳を見ると、「労働者がキャリアに関する相談をする時間を確保することが難しい」（正社員39.3%、正社員以外39.7%）、「キャリアに関する相談を行っても、効果が見えにくい」（正社員38.8%、正社員以外32.9%）、「労働者からのキャリアに関する相談件数が少ない」（正社員37.5%、正社員以外44.3%）が多い。

なお、キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所のうち、事業所で相談を受けているのはキャリアコンサルタントであるかとの問いに「そうである」と回答したのは8.3%であった。

キャリアコンサルティングを行うしくみを導入していない事業所のうち、キャリアコンサルティングを行っていない理由としては、「労働者からの希望がない」（正社員45.6%、正社員以外41.7%）が最も多く、次いで、「キャリアコンサルタント等相談を受けることのできる人材を内部で育成することが難しい」（正社員36.4%、正社員以外25.0%）となっている。

図38 キャリアコンサルティングを行う目的（複数回答）

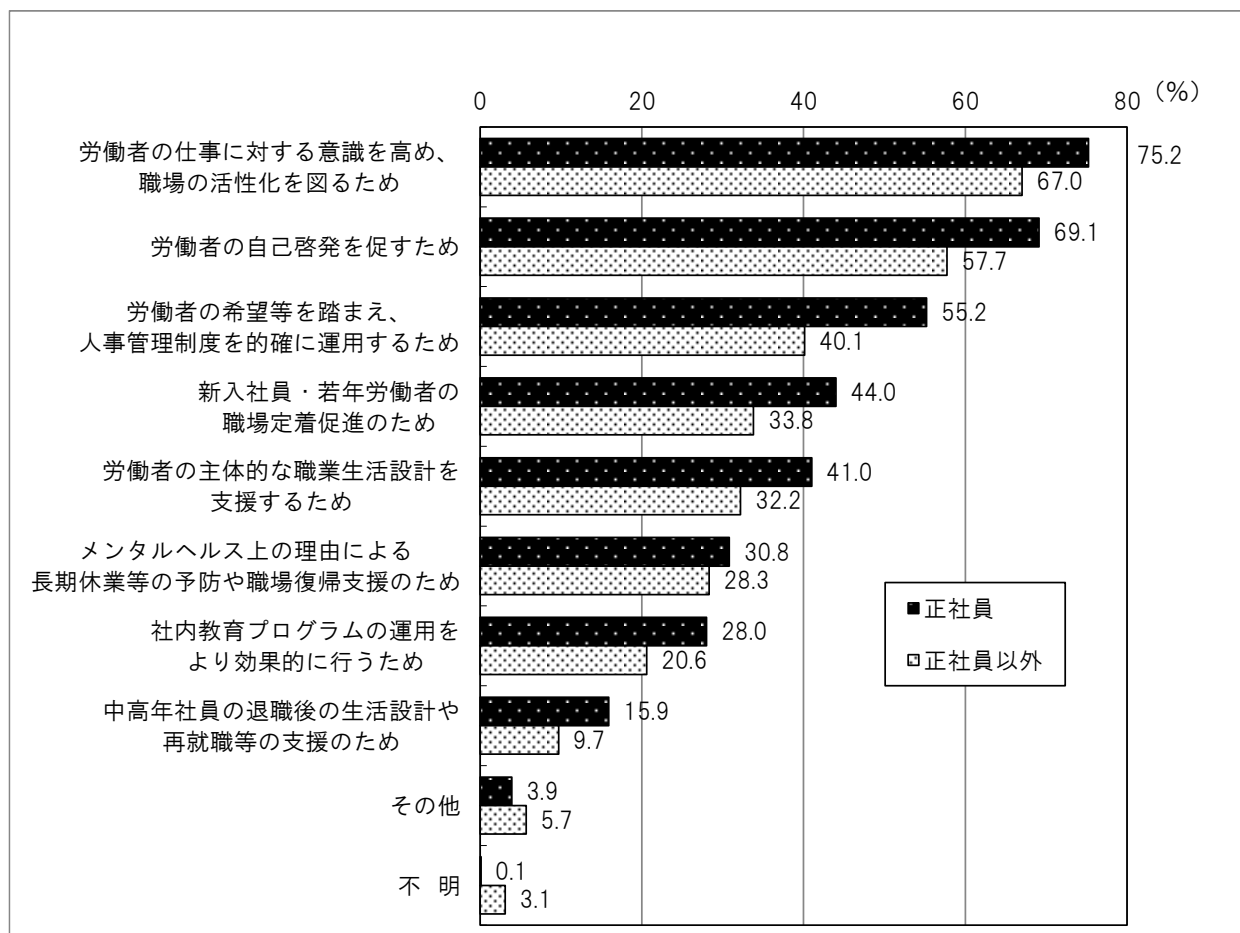


図39 キャリアコンサルティングを行った効果（複数回答）

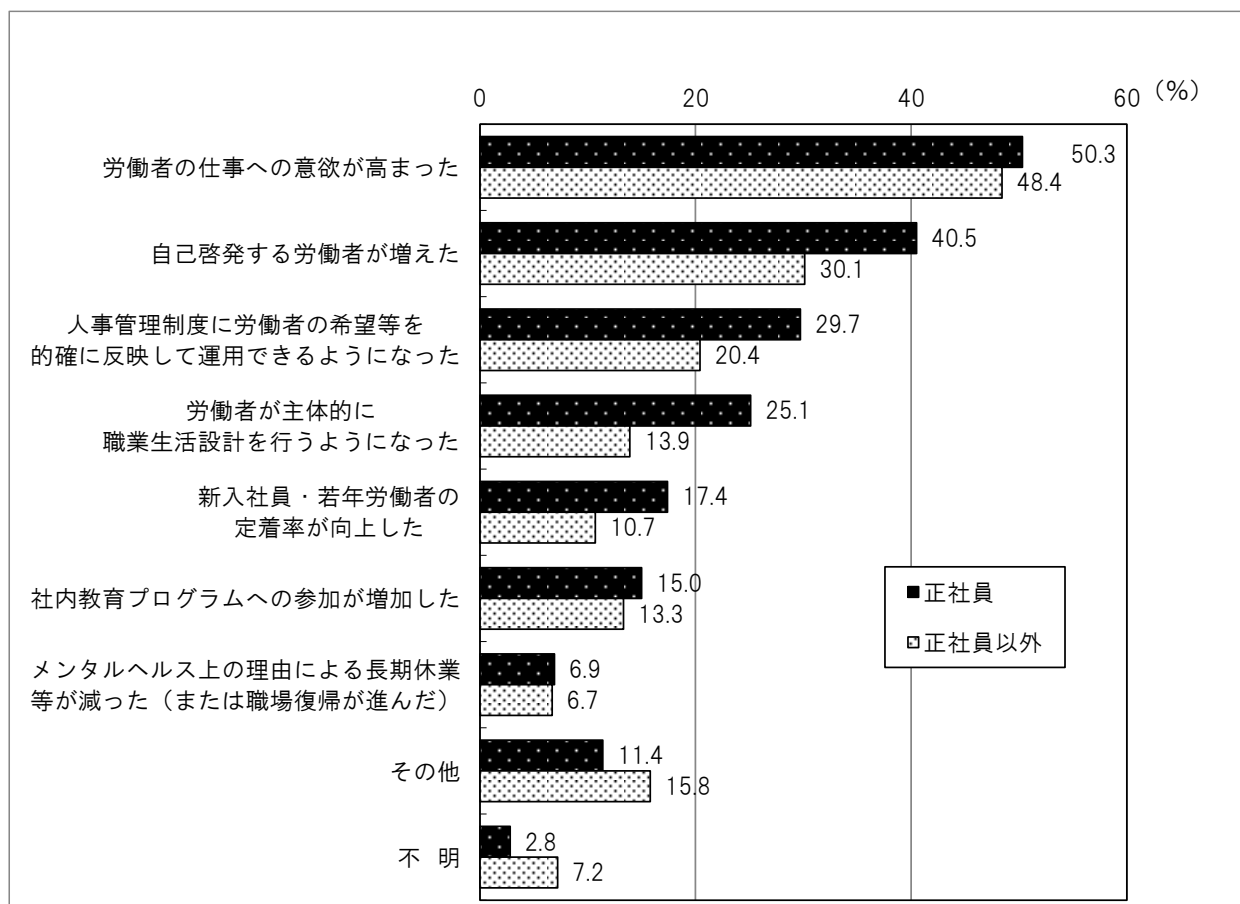


図40 キャリアコンサルティングを行う上で問題がある事業所

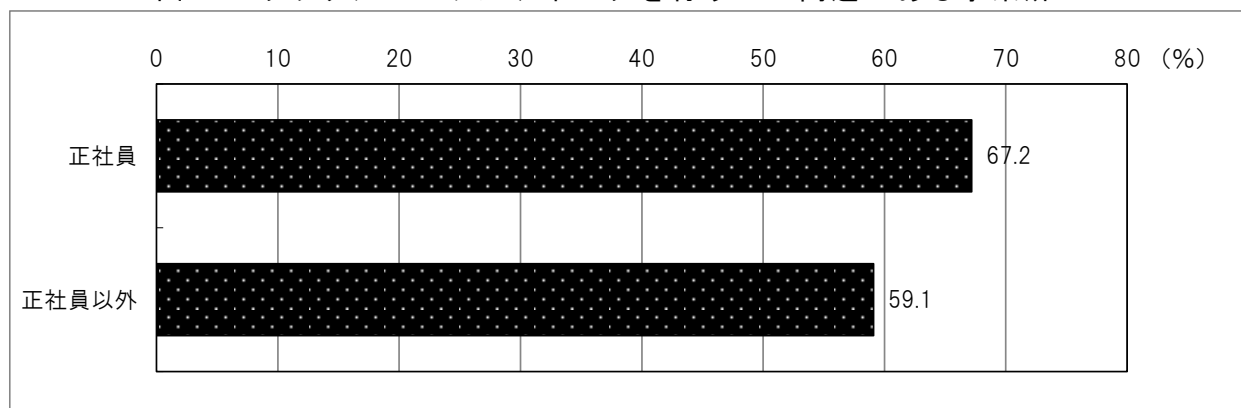


図41 キャリアコンサルティングを行う上での問題点の内訳（複数回答）

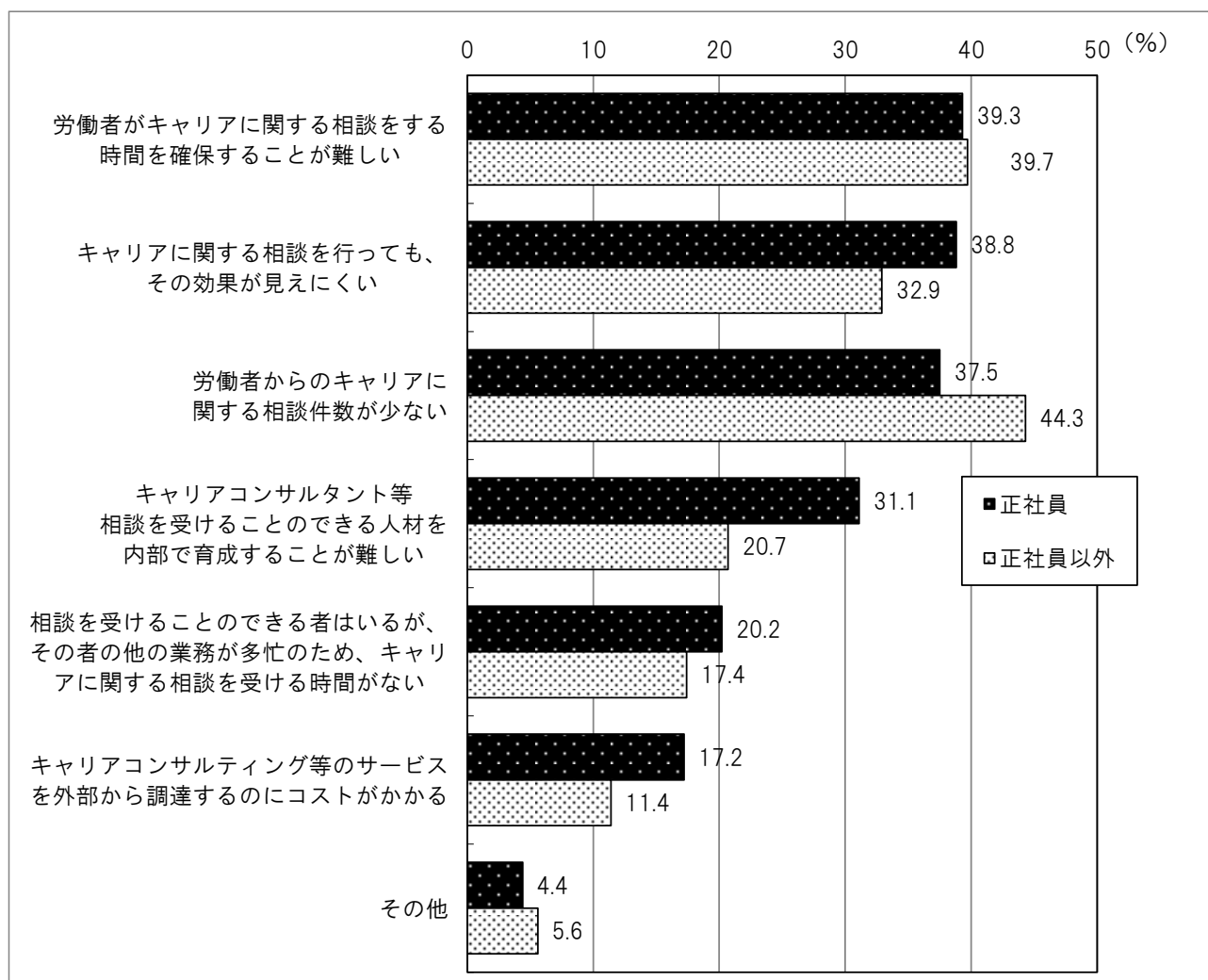


図42 キャリアコンサルタントの導入状況

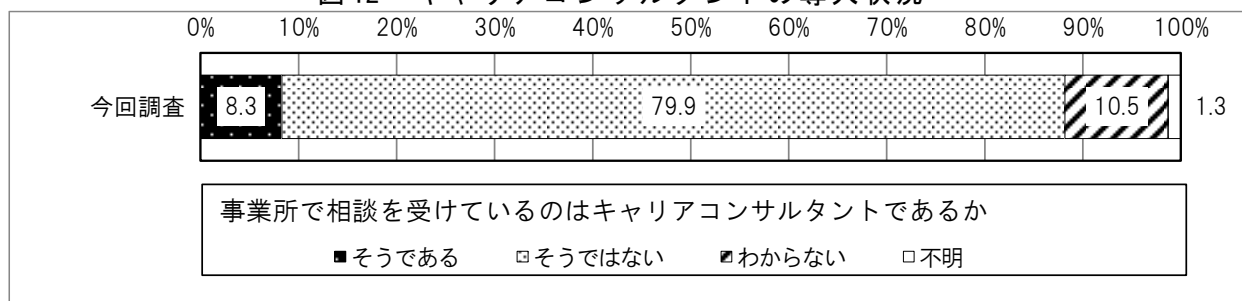
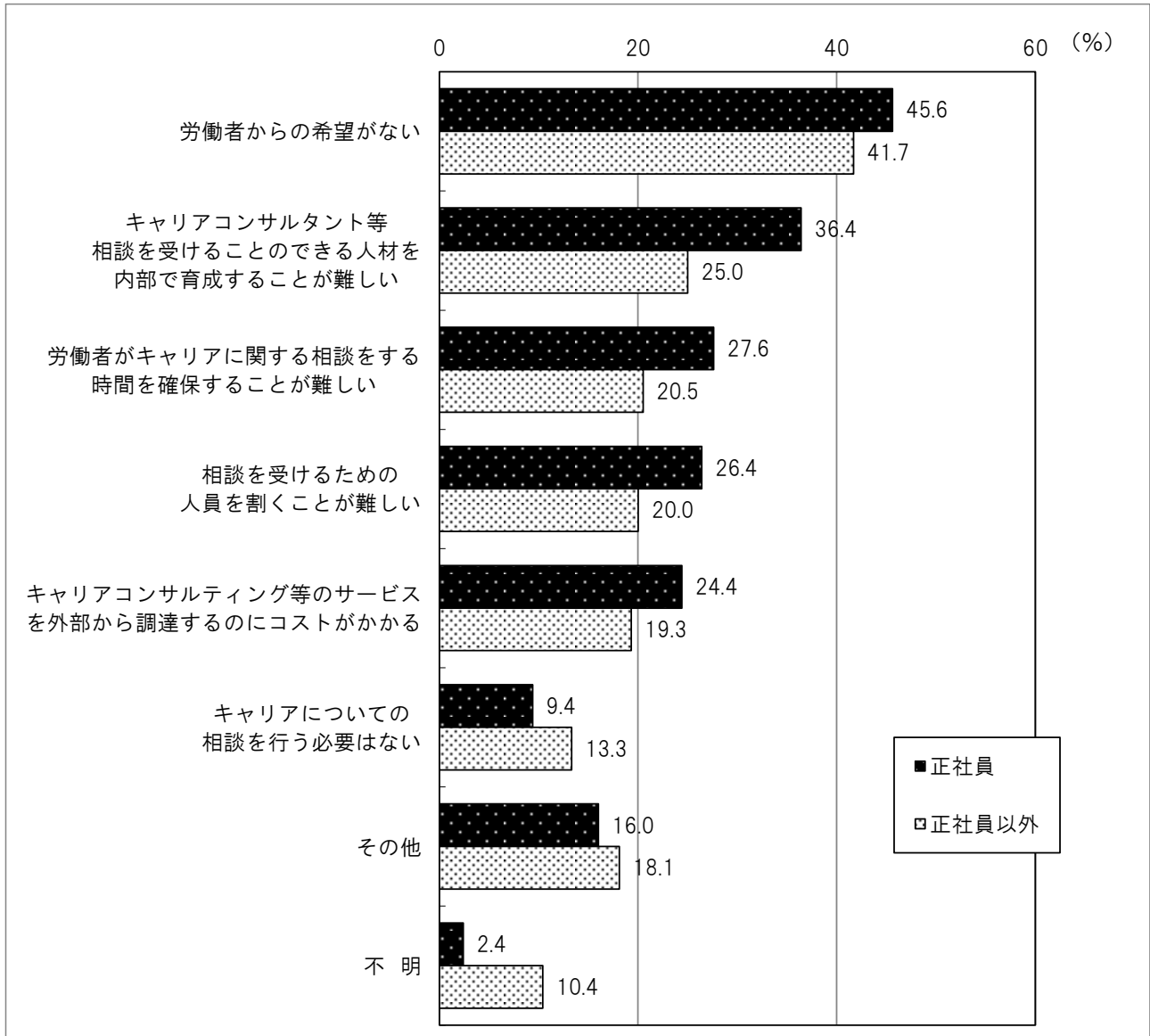


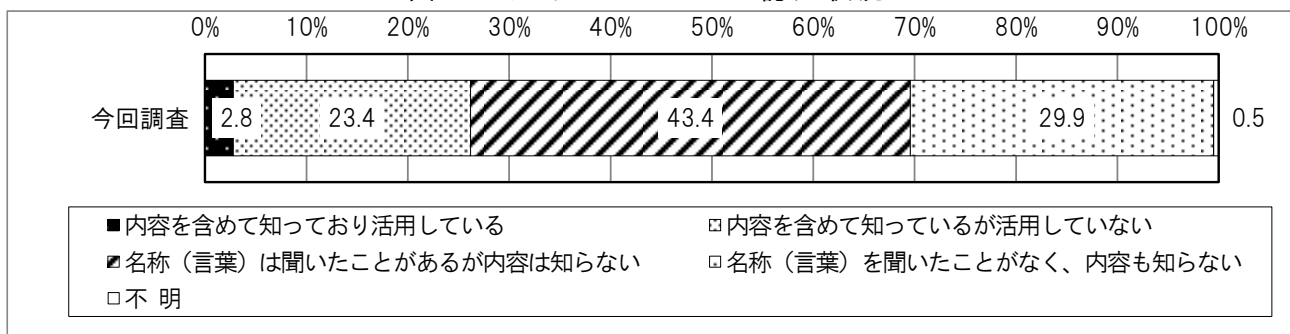
図43 キャリアコンサルティングを行っていない理由（複数回答）



② ジョブ・カードの認知状況（図44）

ジョブ・カードの認知状況は、「内容を含めて知っており活用している」は2.8%になっている一方、「内容を含めて知っているが活用していない」が23.4%、「名称（言葉）は聞いたことがあるが内容は知らない」が43.4%、「名称（言葉）を聞いたことがなく、内容も知らない」が29.9%と、活用の前に内容そのものを知らない事業所が多い。

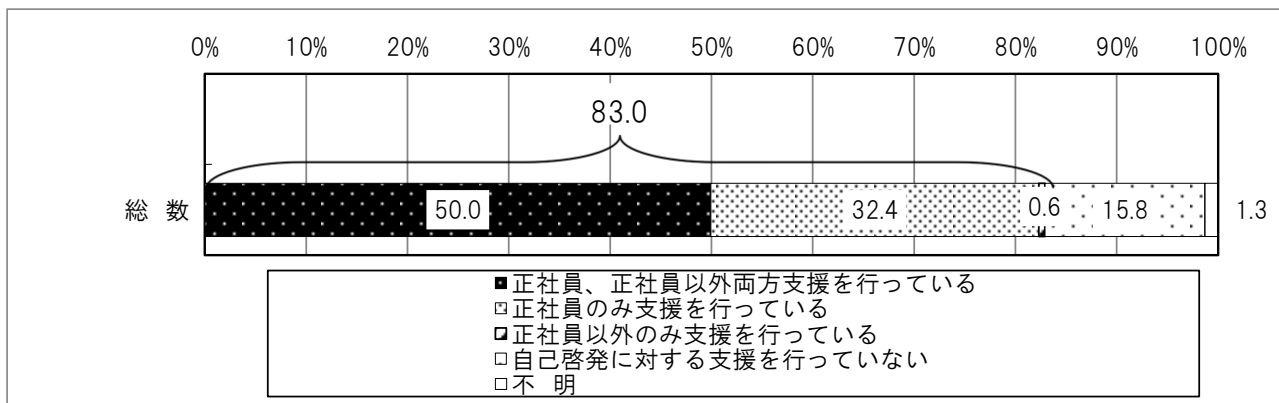
図44 ジョブ・カードの認知状況



③ 労働者の自己啓発に対する支援の実施状況（図45、図46、図47）

正社員または正社員以外に対して自己啓発に対する支援を行っている事業所は83.0%であり、その内訳をみると、正社員と正社員以外の両方に対して導入している事業所は50.0%、正社員のみに対して導入している事業所は32.4%、正社員以外に対してのみ導入している事業所は0.6%である。一方、自己啓発に対する支援を行っていない事業所は15.8%である。

図45 労働者の自己啓発に対する支援の実施状況

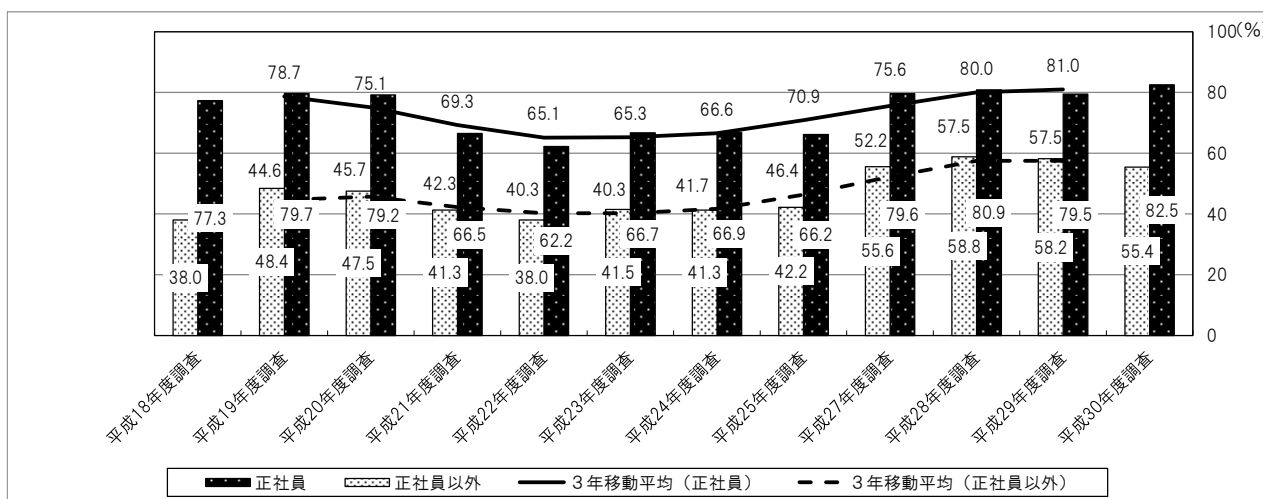


正社員を雇用する事業所のうち、正社員の自己啓発に対する支援を行っている事業所の割合は82.5%と、前回（79.5%）と比べて上昇しているが、3年移動平均を見ると、8割程度で推移しており、ここ3年では大きな変動はうかがえない。

正社員以外を雇用する事業所のうち、正社員以外に対して支援を行っている事業所は55.4%（前回58.2%）と、正社員に対する割合に比べ低い。3年移動平均で見ると、正社員と同様にここ3年では大きな変動はうかがえない。

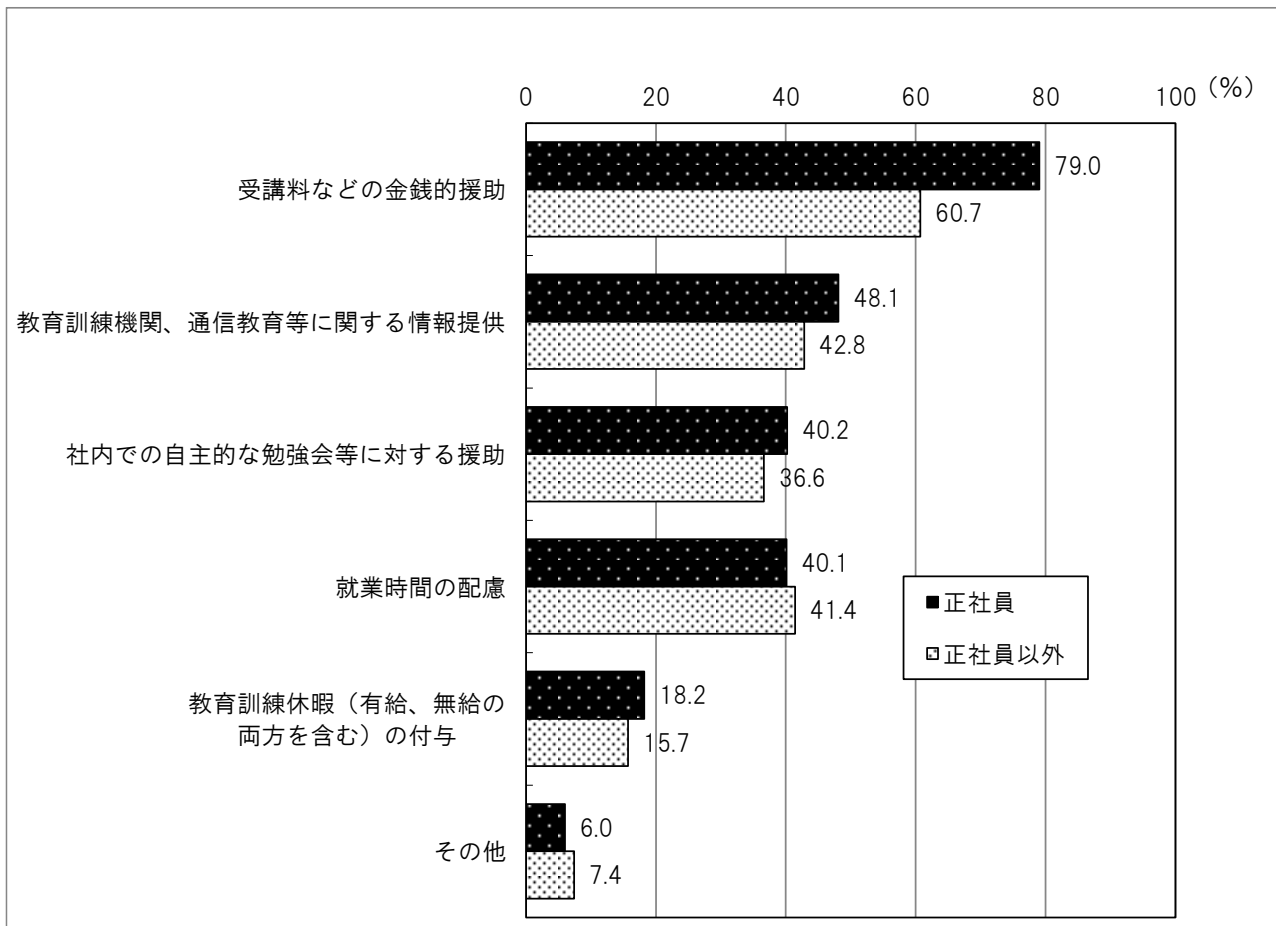
支援内容としては、「受講料などの金銭的援助」（正社員79.0%、正社員以外60.7%）が最も多く、「教育訓練休暇（有給、無給の両方を含む。）の付与」（正社員18.2%、正社員以外15.7%）は少ない。

図46 労働者の自己啓発に対する支援を実施している事業所
（正社員・正社員以外 3年移動平均）



注) 平成26年度調査ではこの調査は実施していない。

図47 労働者の自己啓発に対する支援の内訳（複数回答）



(4) 労働者の職業能力評価について

① 職業能力評価の実施状況（図48、図49、図50）

職業能力評価を行っている事業所は57.1%であり、正社員と正社員以外の両方に対して行っている事業所は36.1%、正社員のみに対して行っている事業所は20.4%、正社員以外のみに対して行っている事業所は0.6%である。一方、職業能力評価を行っていない事業所は41.9%である。

正社員を雇用する事業所のうち、正社員に対して職業能力評価を行っている事業所は56.5%（前回53.6%）であり、推移を見ると、平成22年度調査以降、平成25年度までは60%台で推移し、平成26年度以降50%台となったが、3年移動平均を併せて見ると、平成26年度以降では大きな変動はうかがえない。

正社員以外を雇用する事業所のうち、正社員以外に対して職業能力評価を行っている事業所は40.2%（前回37.4%）であり、推移を見ると、平成22年度調査以降、平成25年度調査までは40%台で推移し、平成26年度から平成29年度までは30%台となったが、3年移動平均を併せて見ると、平成26年度以降では、大きな変動はうかがえない。

産業別に見ると、正社員では「金融業、保険業」（76.7%）、「複合サービス事業」（71.3%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（66.7%）での割合が高い。正社員以外でも「複合サービス事業」（70.5%）、「金融業、保険業」（62.7%）が高く、次いで、「医療、福祉」（52.7%）となっている。企業規模別に見ると、正社員では規模が大きくなるほど実施率が高くなっており、正社員以外では、「300～999人」（42.3%）、「1,000人以上」（53.5%）で高い。

図48 職業能力評価を実施している事業所

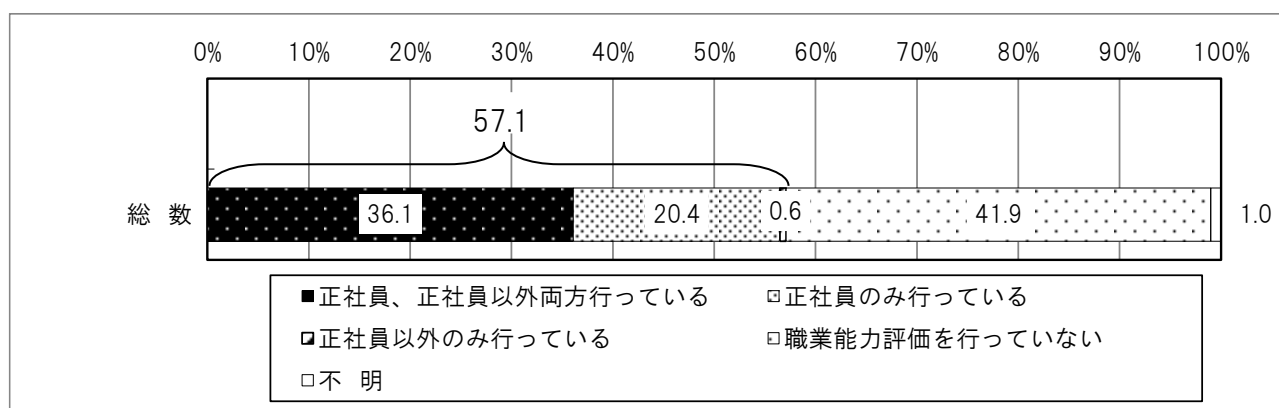


図49 職業能力評価を実施している事業所（正社員・正社員以外 3年移動平均）

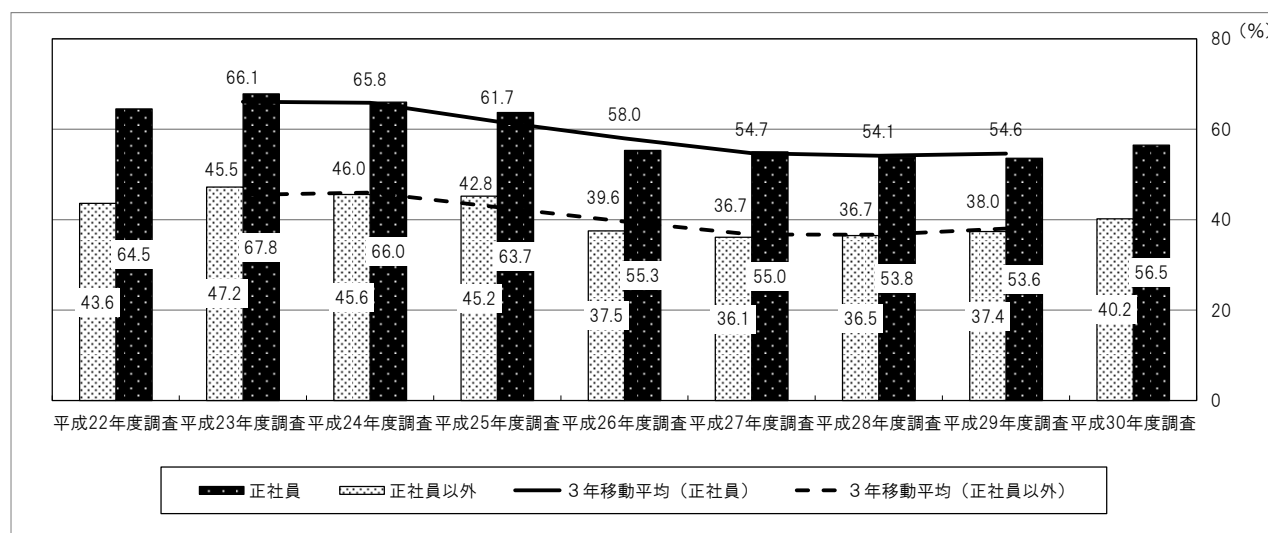
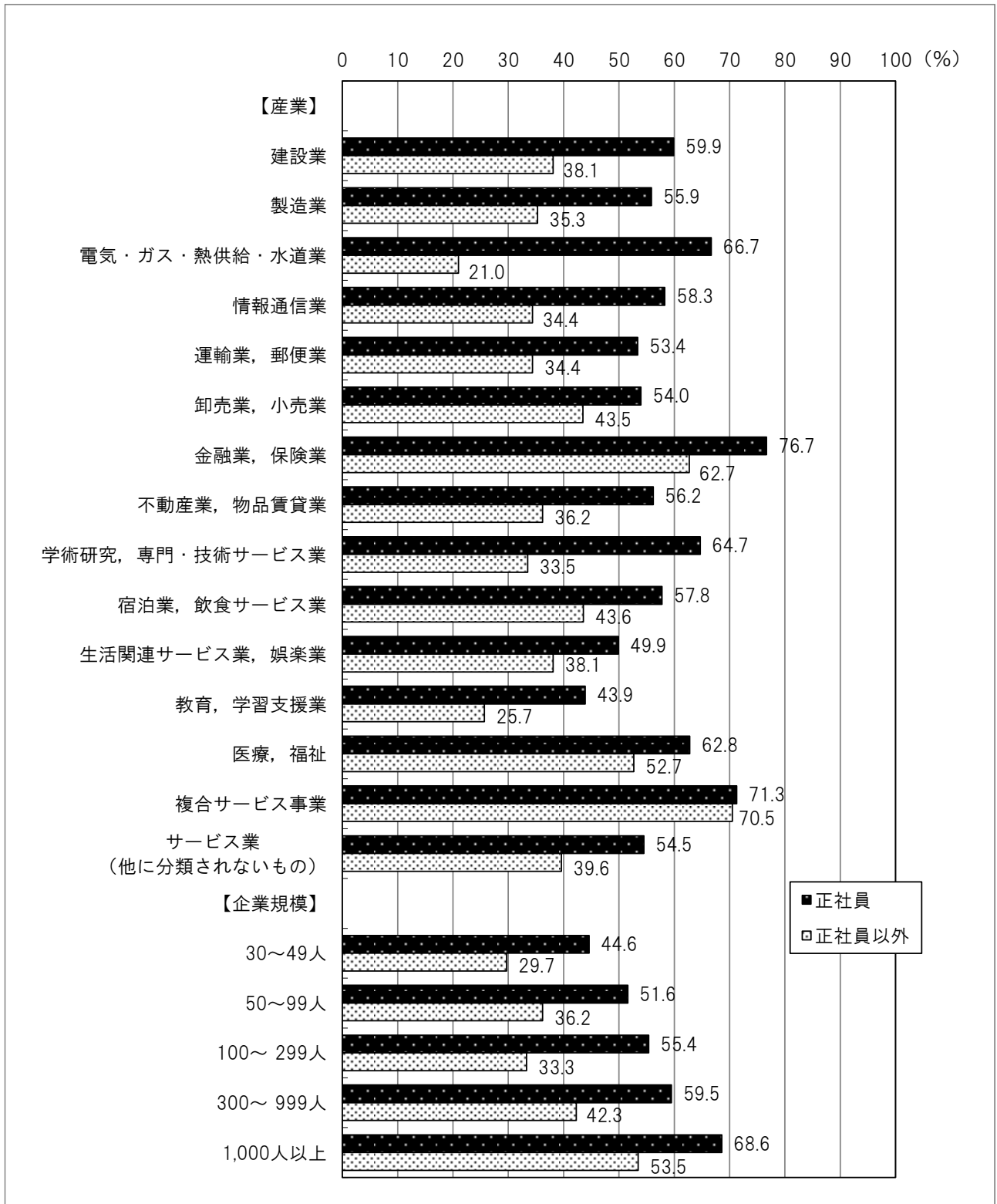


図50 職業能力評価を実施している事業所（産業・企業規模別）



② 職業能力評価における検定・資格の利用状況（図51、図52）

職業能力評価を行っている事業所で、職業能力評価における検定・資格を利用している事業所は57.8%であり、正社員と正社員以外の両方に利用している事業所は21.2%、正社員のみに対して利用している事業所は35.3%、正社員以外のみに対して利用している事業所は1.3%である。一方、職業能力評価における検定・資格を利用していない事業所は42.0%である。

また、利用している検定・資格は、「国家検定・資格（技能検定を除く）又は公的検定・資格」が72.6%、「民間団体が認定する民間検定・資格」が51.3%、「技能検定」が44.4%、「事業主等が認定する社内検定・資格」が35.2%となっている。

図51 職業能力評価における検定・資格の利用状況

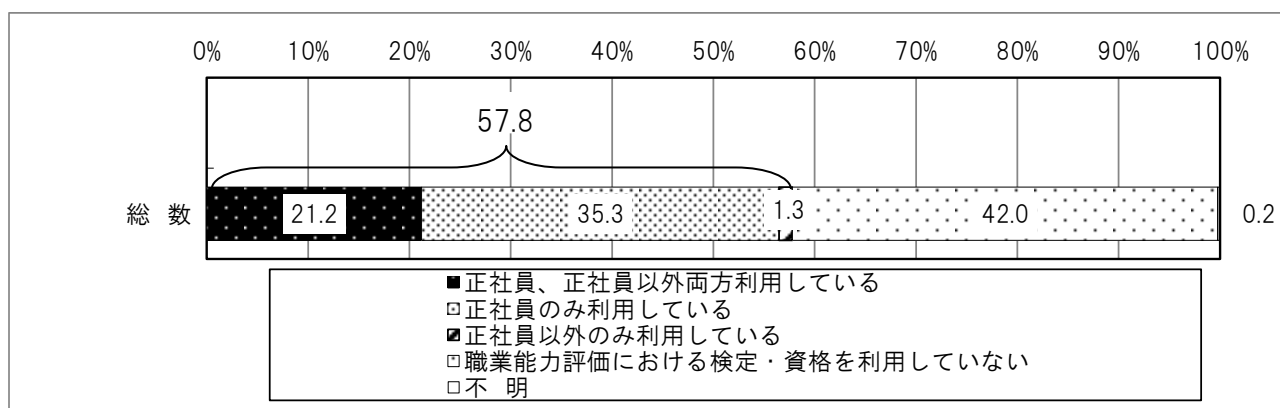
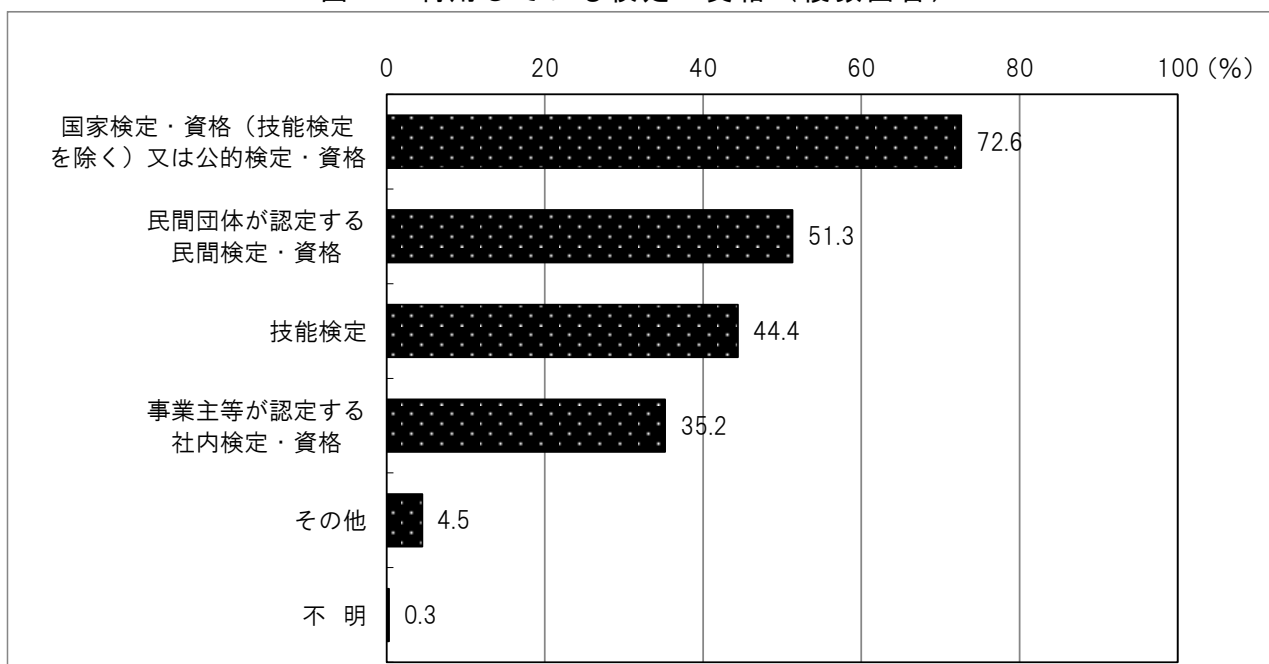


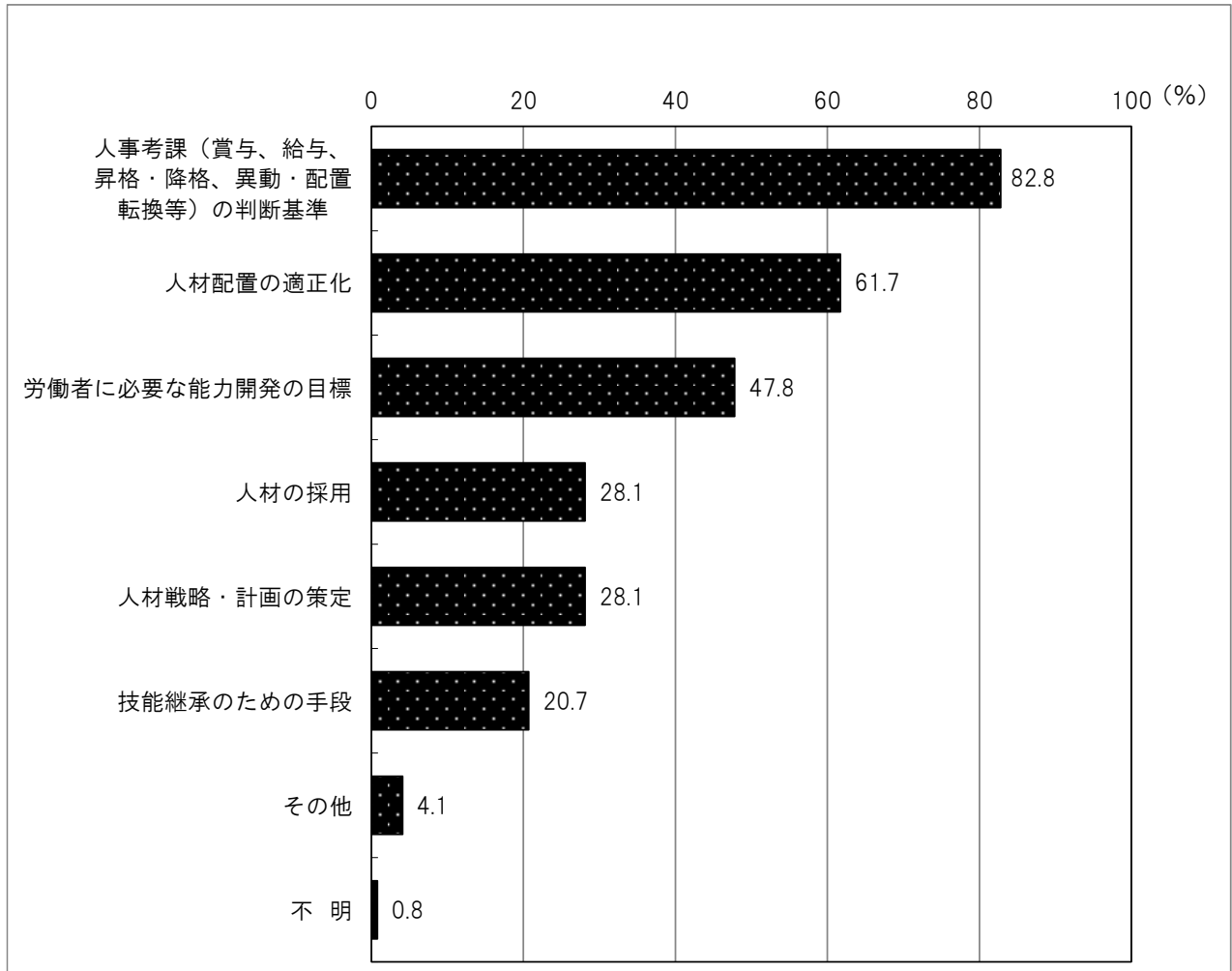
図52 利用している検定・資格（複数回答）



③ 職業能力評価の活用方法（図53）

職業能力評価を行っている事業所での職業能力評価の活用方法は、「人事考課（賞与、給与、昇格・降格、異動・配置転換等）の判断基準」（82.8%）が最も多く、「人材配置の適正化」（61.7%）、「労働者に必要な能力開発の目標」（47.8%）と続いている。

図53 職業能力評価の活用方法（複数回答）



④ 職業能力評価に係る取組の問題点（図54、図55）

職業能力評価を行っている事業所のうち、職業能力評価に係る取組に問題を感じる事業所は68.9%である。産業別に見ると、「情報通信業」（80.4%）、「医療、福祉」（78.0%）、「卸売業、小売業」（76.9%）、「製造業」（75.8%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（74.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（72.0%）が高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」（28.0%）が最も低くなっている。企業規模別に見ると、「100～299人」（76.0%）、「300～999人」（74.7%）が高くなっている。

職業能力評価を行っている事業所のうち、職業能力評価に係る取組の問題点の内訳は、「全部門・職種で公平な評価項目の設定が難しい」（73.6%）が最も多く、次いで「評価者が評価基準を把握していないなど、評価内容にばらつきが見られる」（53.1%）となっている。

図54 職業能力評価に係る取組に問題を感じる事業所（産業・企業規模別）

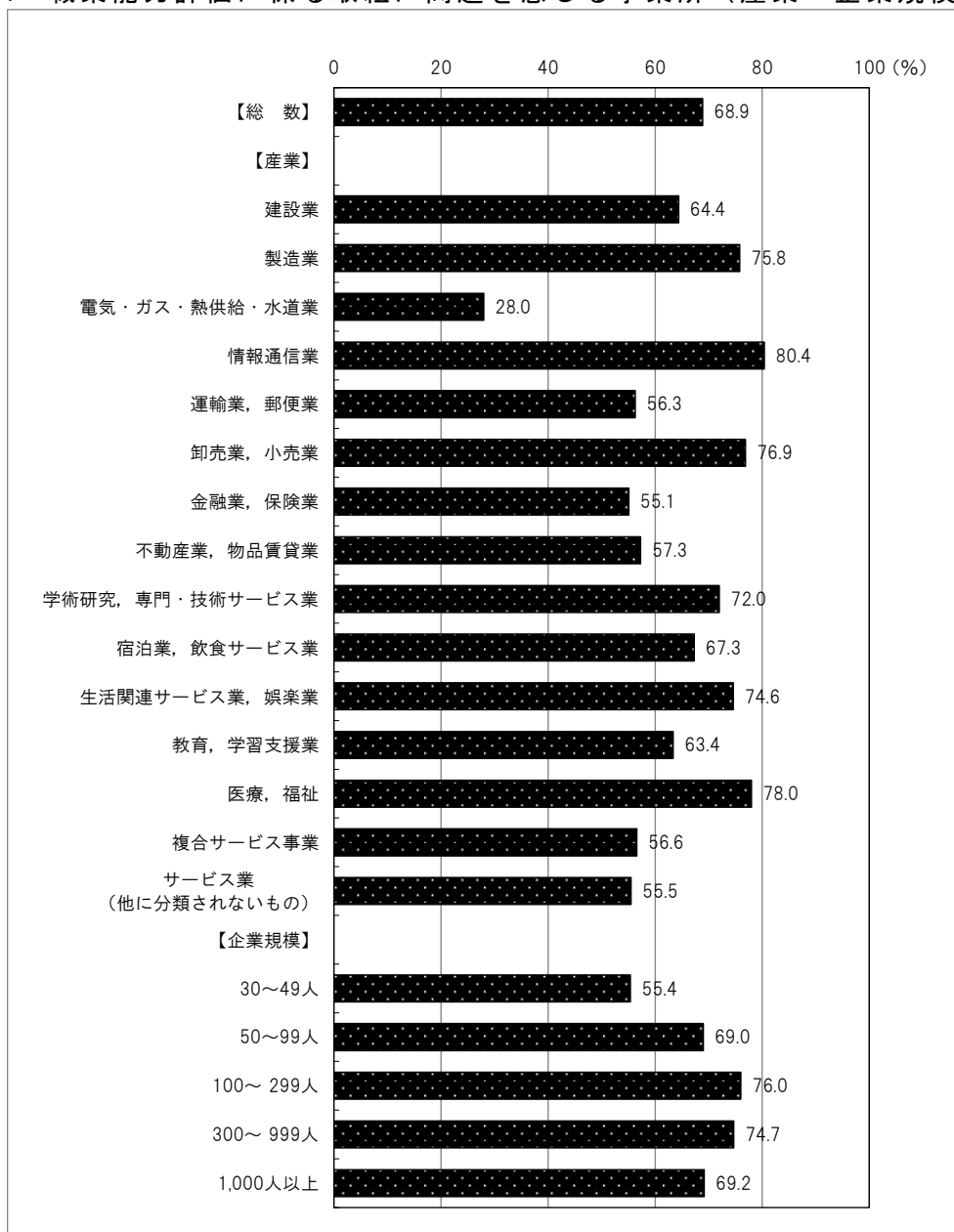
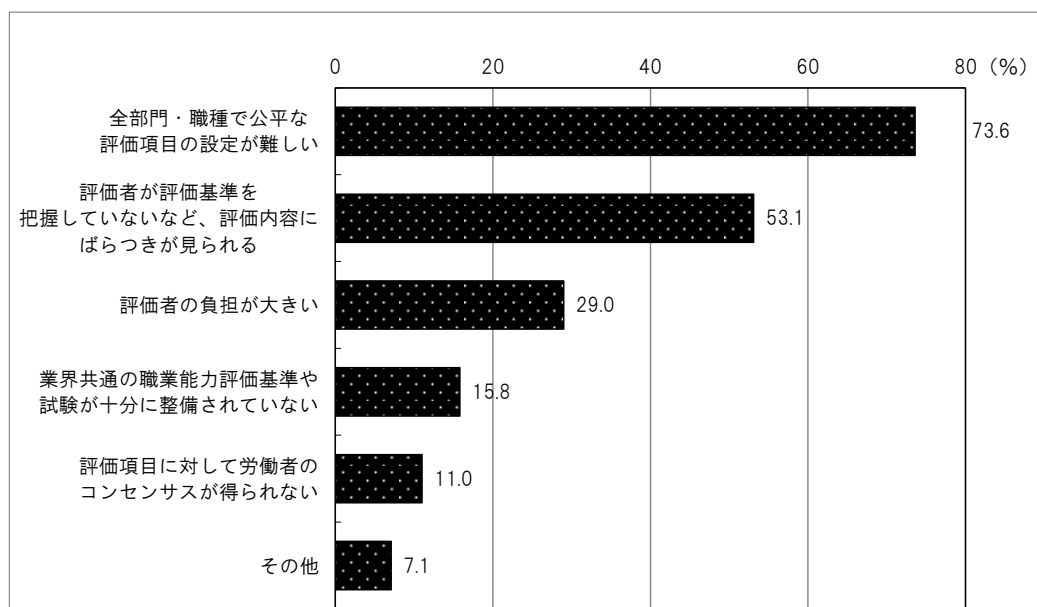


図55 職業能力評価に係る取組の問題点の内訳（複数回答）

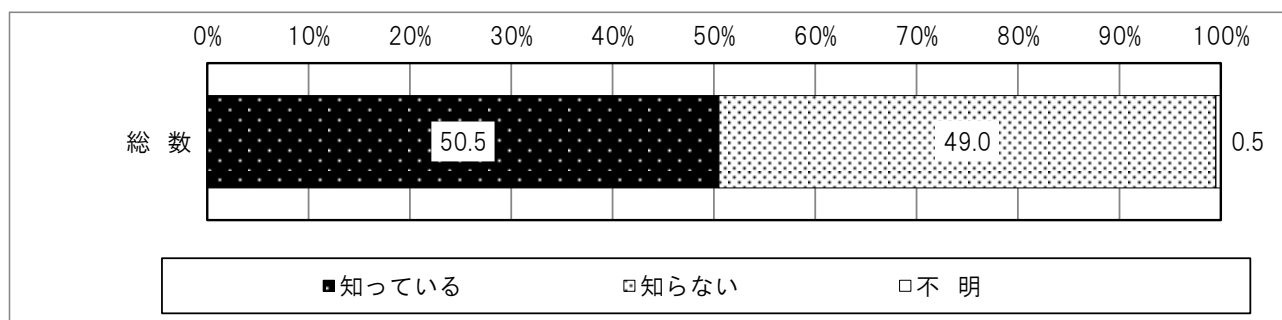


（５）技能検定について

① 技能検定の認知状況（図56）

事業所の技能検定の認知状況について見ると、「知っている」（50.5%）、「知らない」（49.0%）でほぼ二分される。

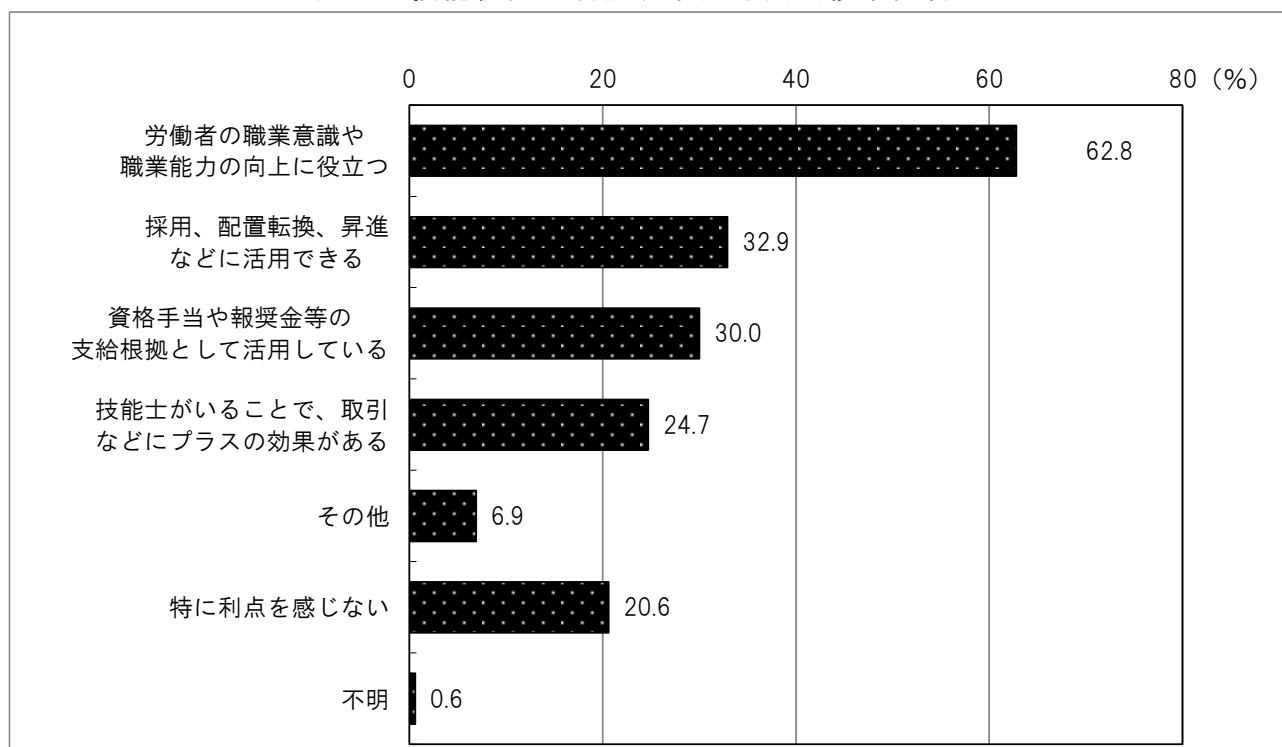
図56 技能検定の認知状況



② 技能検定の利点、活用方法（図57）

技能検定を知っている事業所のうち、その利点や活用方法について見ると、「労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ」（62.8%）が最も多く、「採用、配置転換、昇進などに活用できる」（32.9%）、「資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している」（30.0%）、「技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある」（24.7%）と続いている。技能検定について、「特に利点を感じない」事業所は20.6%となっている。

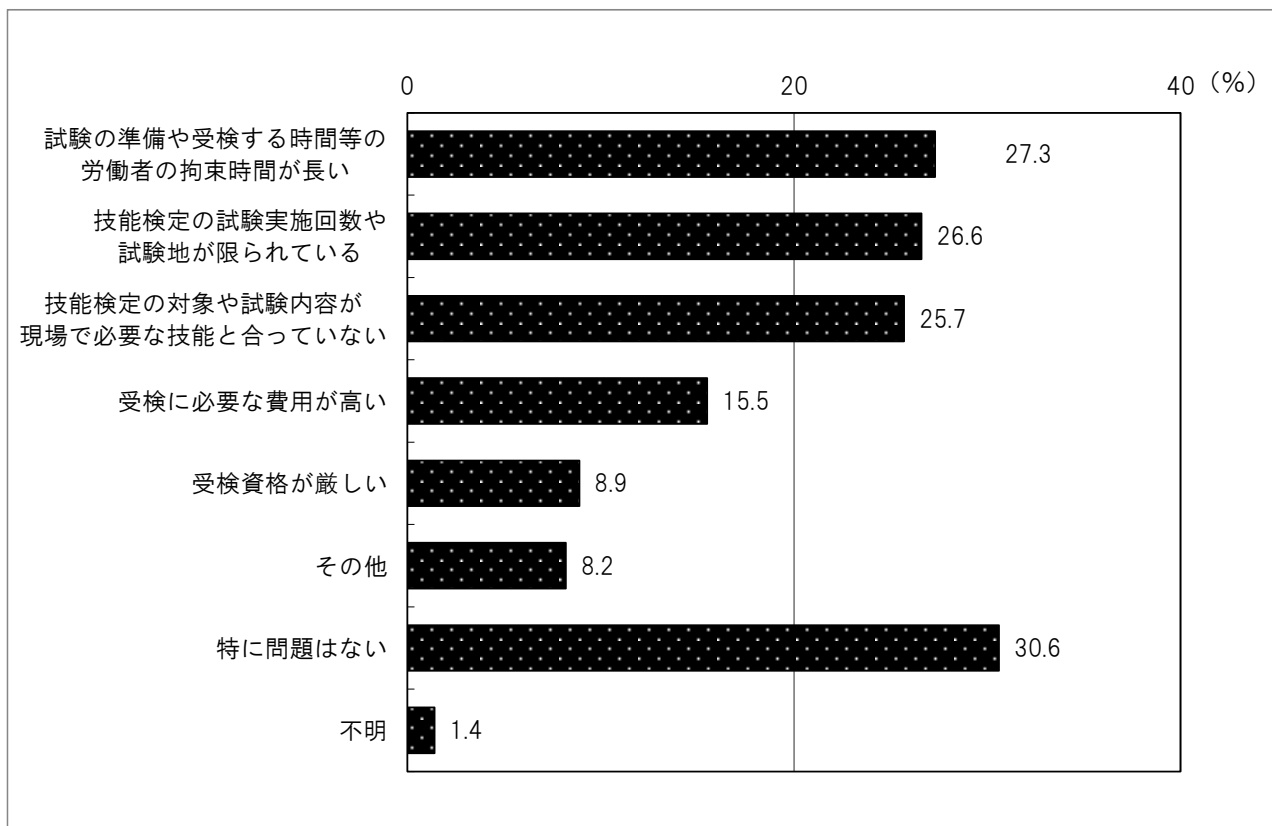
図57 技能検定の利点、活用方法（複数回答）



③ 技能検定の問題点（図58）

技能検定を知っている事業所のうち、その問題点の内訳を見ると、「試験の準備や受検する時間等の労働者の拘束時間が長い」（27.3%）、「技能検定の試験実施回数や試験地が限られている」（26.6%）、「技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない」（25.7%）がそれぞれ全体の4分の1程度の割合となっている。技能検定について「特に問題はない」事業所は30.6%であった。

図58 技能検定の問題点（複数回答）



（６）技能の継承について

① 技能継承の問題点（図59、図60）

技能継承に問題があるとする事業所は 78.2%であり、産業別に見ると、「製造業」（86.5%）が最も多く、以下、「医療、福祉」（83.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」（82.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（81.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（80.3%）では、8割以上の事業所が技能継承に問題があるとしている。一方、「金融業、保険業」（50.9%）、「不動産業、物品賃貸業」（66.8%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（69.6%）では、他と比較して問題があるとする事業所の割合が低い。

企業規模別に見ると、規模に関わらず、問題があるとする事業所の割合が高いが、「1,000人以上」（72.8%）では他と比較して、問題があるとする事業所の割合が低い。

技能継承の問題点の内訳を見ると、「意欲のある若者・中堅層の確保が難しい」（53.1%）が最も多く、次いで「技術・ノウハウ等の伝承に時間がかかり円滑に進まない」（31.5%）、「継承者（技能・ノウハウを受け継いだ者）が習得後離職（転職）してしまう」（24.4%）となっている。そのうち、製造業では、「意欲のある若者・中堅層の確保が難しい」（56.8%）、「技術・ノウハウ等の伝承に時間がかかり円滑に進まない」（43.3%）を問題とする事業所の割合がより高い。

図59 技能継承に問題のある事業所（産業・企業規模別）

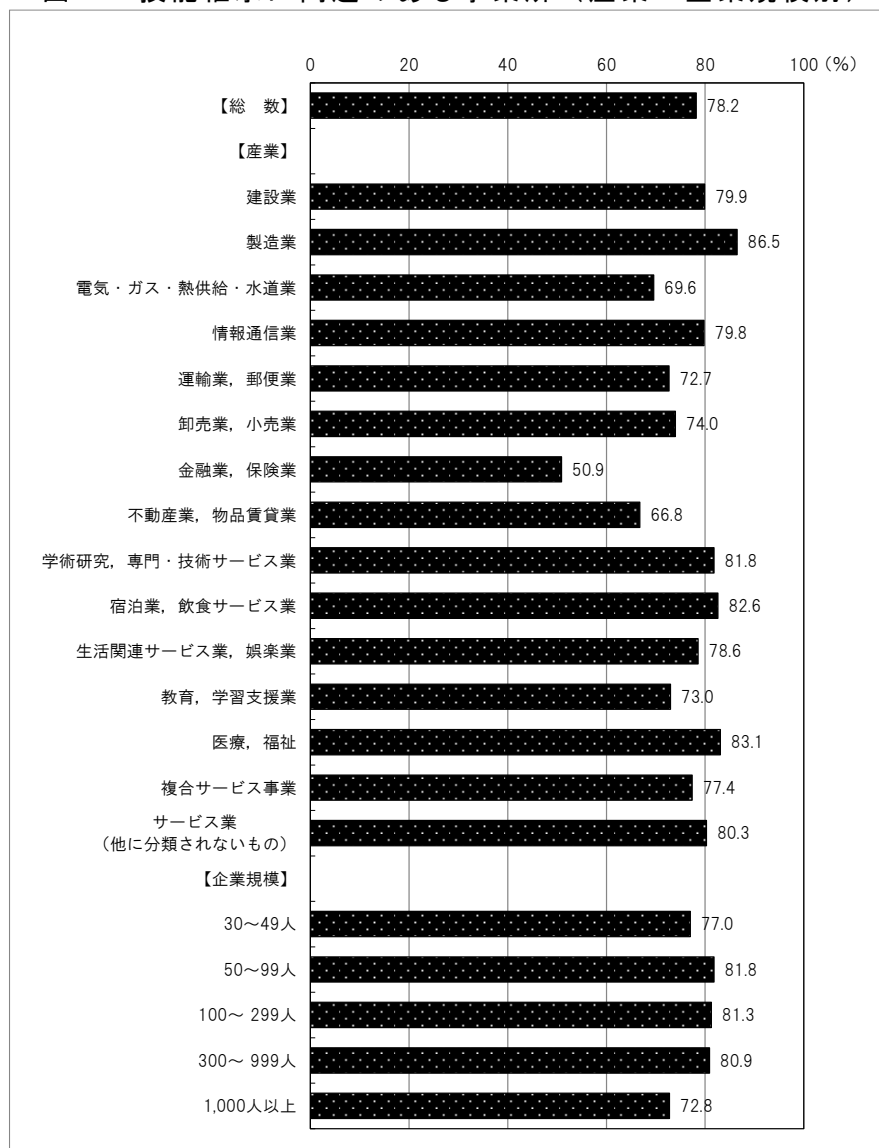
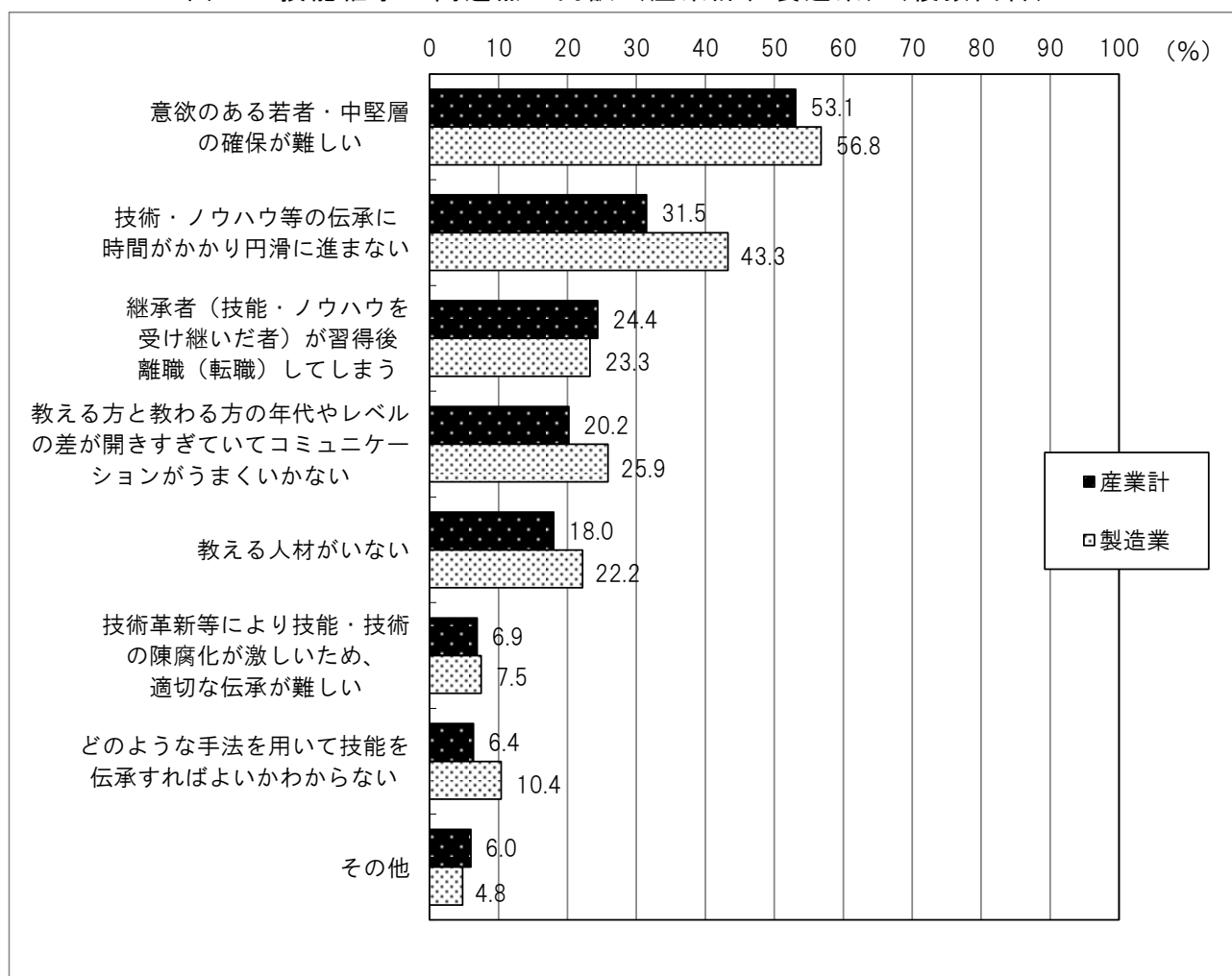


図60 技能継承の問題点の内訳（産業計、製造業）（複数回答）



② 技能継承の取組状況（図61、図62）

技能継承の取組を行っている事業所の割合は84.8%と高く、産業別に見ると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（97.6%）、「製造業」（92.7%）、「建設業」（91.4%）では9割を超えている。

企業規模別に見ると、企業規模が大きくなるに従い取り組んでいる事業所割合は高まり、企業規模が小さくても、「30～49人」が79.0%、「50～99人」が82.8%と取組の割合は高い。

技能継承の取組の内容の内訳を見ると、「中途採用を増やしている」（47.8%）が最も多く、「退職者の中から必要な者を選抜して雇用延長、嘱託による再雇用を行い、指導者として活用している」（40.7%）、「新規学卒者の採用を増やしている」（30.7%）と続いている。

そのうち、製造業では、「退職者の中から必要な者を選抜して雇用延長、嘱託による再雇用を行い、指導者として活用している」（56.6%）が最も多く、「中途採用を増やしている」（47.4%）、「新規学卒者の採用を増やしている」（35.2%）が続いている。

図61 技能継承の取組を行っている事業所（産業・企業規模別）

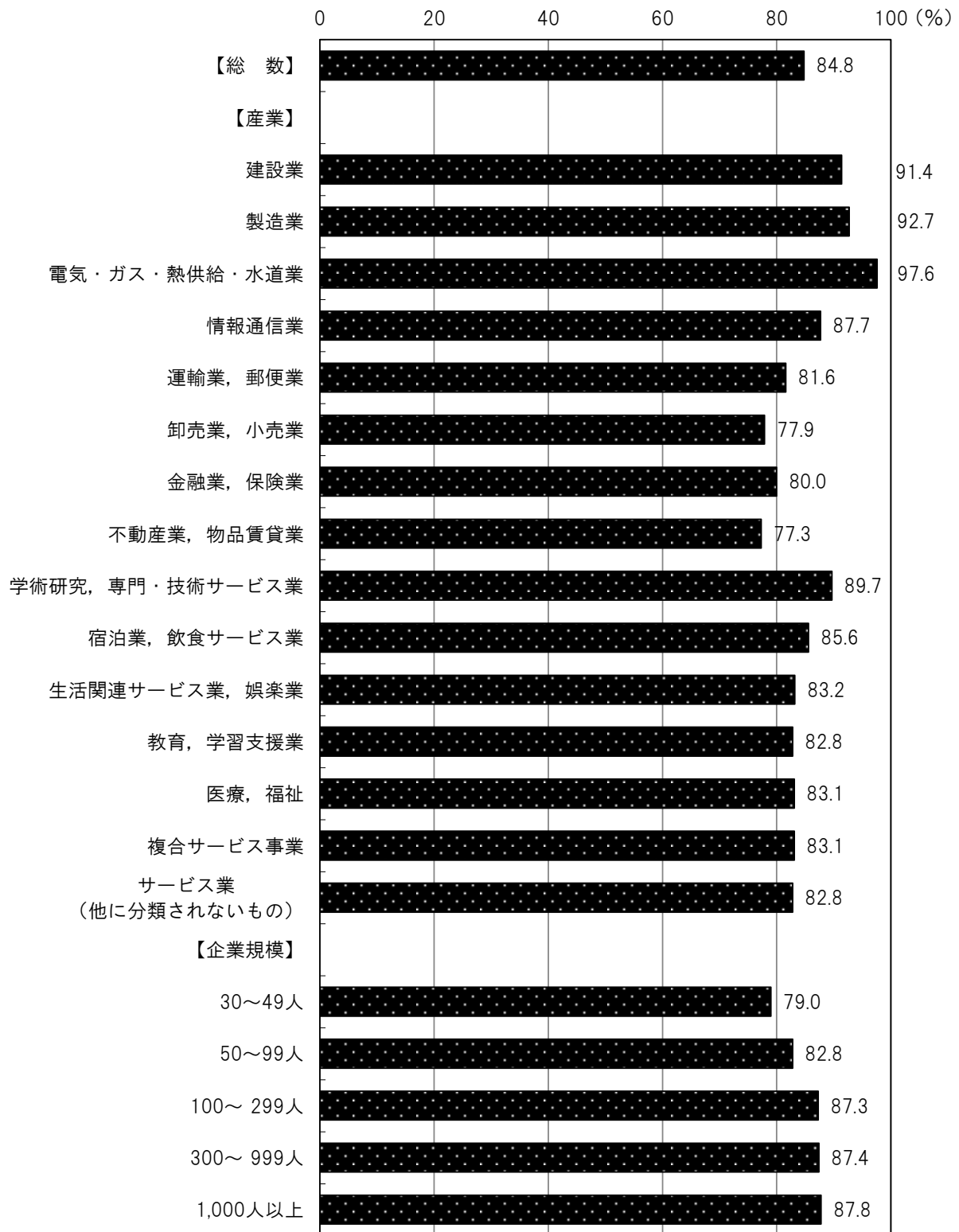
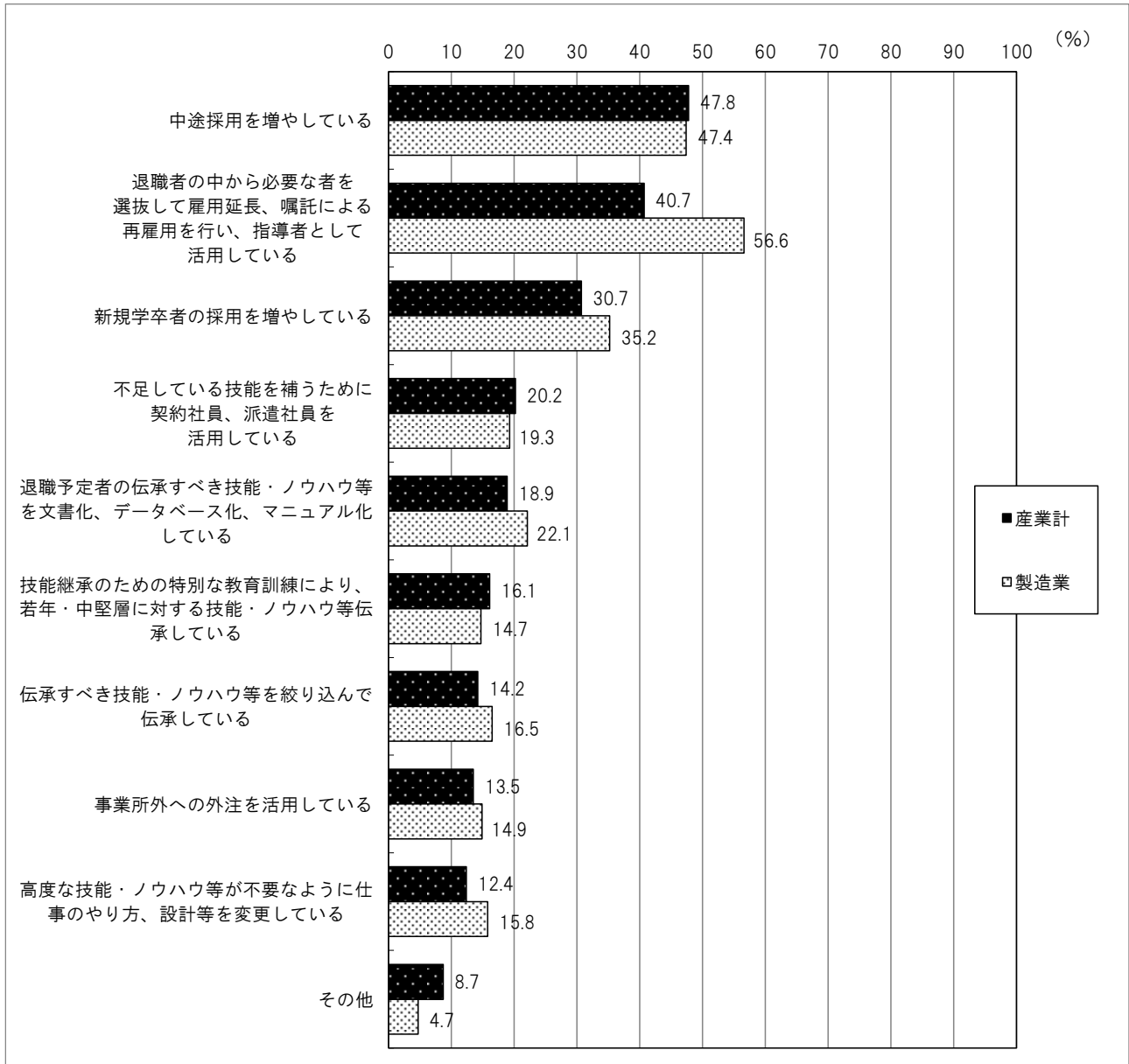


図62 技能継承の取組の内容（複数回答）



3 個人調査

(1) 会社を通して受講した教育訓練について

① O F F－J Tの受講状況（図63、図64）

平成29年度にO F F－J Tを受講した常用労働者の割合は35.2%であり、正社員では45.1%、正社員以外では18.1%と正社員以外の受講率は正社員を大きく下回っている。

男女別に受講率を見ると、男性（43.6%）に対し、女性（25.6%）の受講率が低い。最終学歴別に受講率を見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」（26.4%）、「専修学校・短大・高専」（30.4%）、「大学（文系）」（45.4%）、「大学（理系）」（52.8%）、「大学院（文系）」（38.6%）、「大学院（理系）」（61.8%）と、大学卒以上の最終学歴の者の受講率が高く、大学卒以上では理系の受講率が高い。

年齢別に受講率を見ると、20歳以上では、「20～29歳」（44.1%）、「30～39歳」（37.7%）、「40～49歳」（34.7%）、「50～59歳」（33.3%）、「60歳以上」（19.4%）と、年齢が高くなるほど受講率が低くなっている。

産業別に受講率を見ると、正社員では、「学術研究，専門・技術サービス業」（57.7%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（53.4%）、「金融業，保険業」（50.4%）、「情報通信業」（50.3%）が50%台と高く、一方、「教育，学習支援業」（28.0%）、「宿泊業，飲食サービス業」（29.3%）が低くなっている。正社員以外では、受講率の最も高い「医療，福祉」でも30.4%であり、それ以外の産業では、すべて30%未満である。「宿泊業，飲食サービス業」（7.2%）、「複合サービス事業」（9.1%）といった産業ではさらに受講率が低く10%未満となっている。

企業規模別に受講率を見ると、正社員では、「30～49人」（28.6%）、「50～99人」（36.4%）、「100～299人」（41.3%）、「300～999人」（48.4%）、「1,000人以上」（51.4%）と、規模が大きくなるほど高くなる。正社員以外では、「30～49人」が11.2%に対して「1,000人以上」が18.8%と、企業規模による大きな差は見られない。

図63 OFF-JTを受講した者（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）

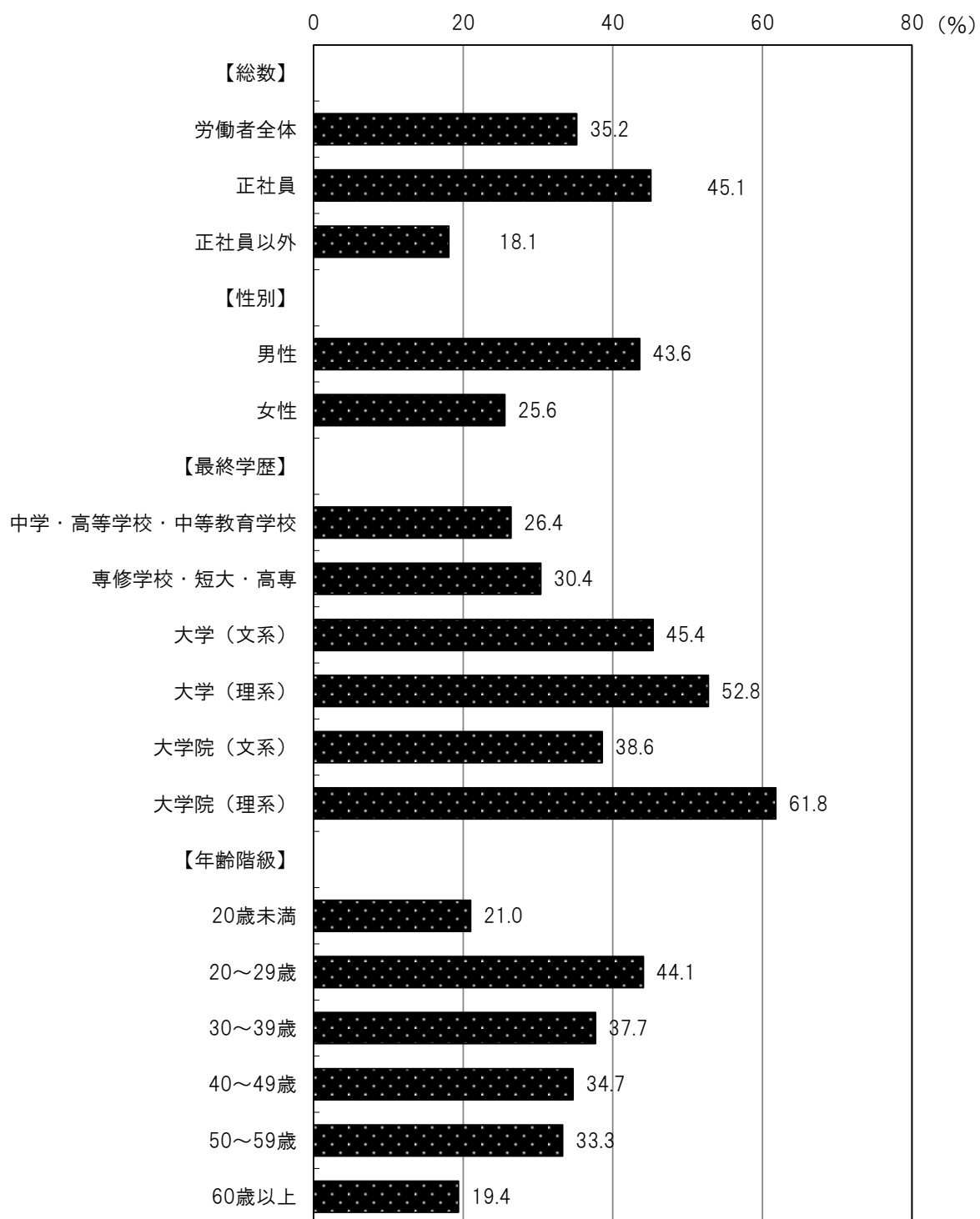
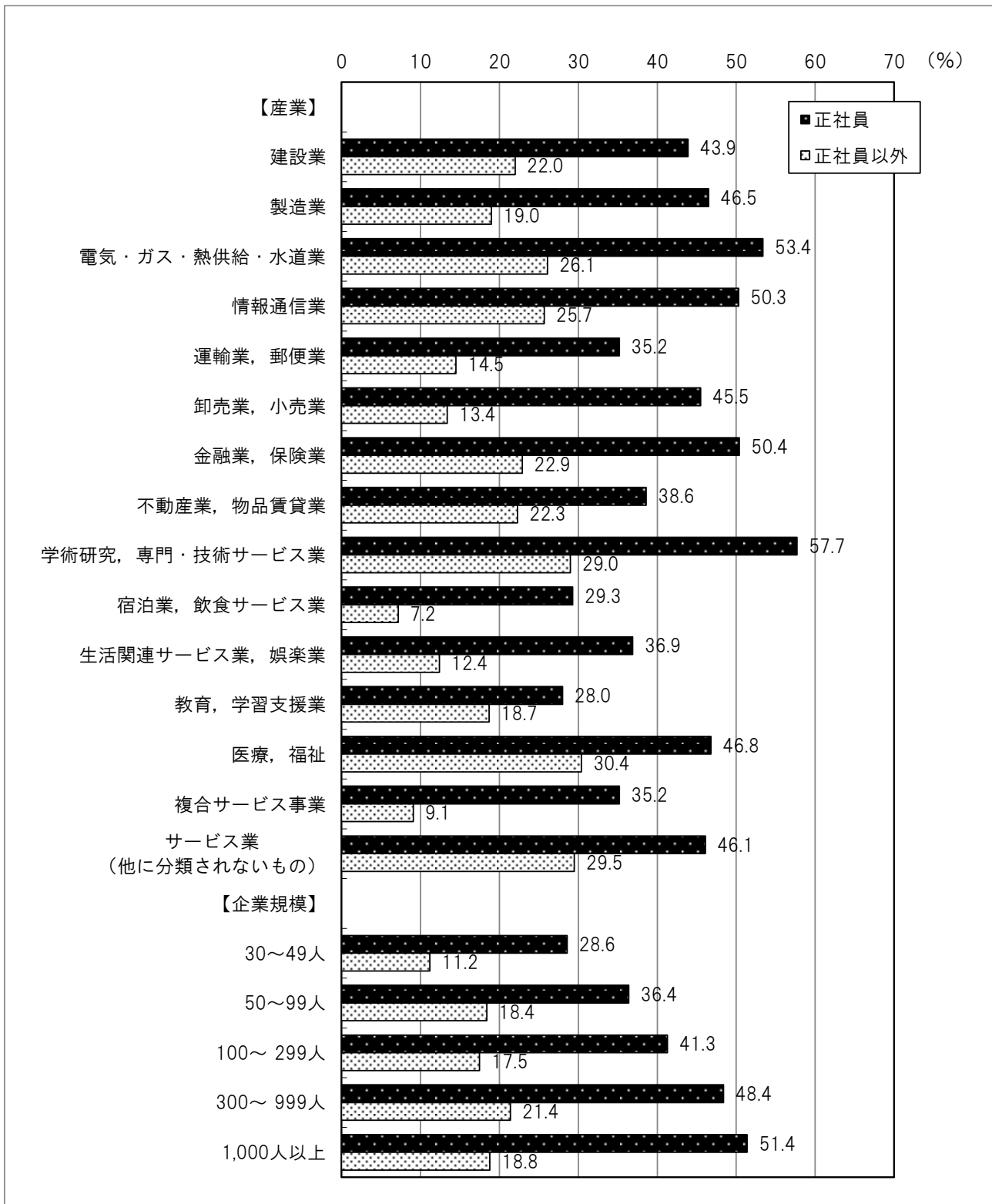


図64 OFF-JTを受講した者（産業・企業規模別）



② OFF-JTを受講した者の延べ受講時間（図65、図66）

OFF-JTを受講した者の延べ受講時間では、労働者全体でみると、「5時間未満」が21.8%、「5時間以上10時間未満」が24.2%と、10時間未満の者が全体の2分の1近くの割合を占める。正社員と正社員以外を比較すると、「5時間未満」の割合が正社員（17.4%）に対して正社員以外（41.0%）がかなり高くなっている。

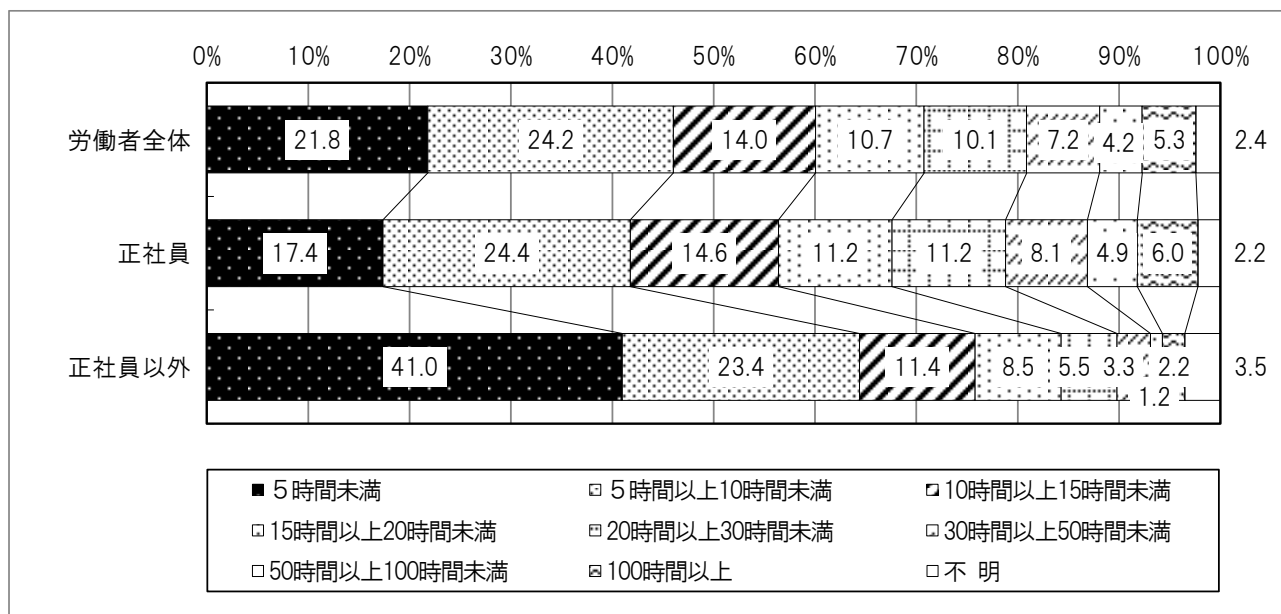
平均延べ受講時間（推計）¹で見ると、労働者全体では21.7時間であり、正社員（23.9時間）に対して正社員以外（12.5時間）が少ない。

男女別に見ると、男性（23.6時間）に比べ、女性（18.3時間）が少ない。

最終学歴別に見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」（18.7時間）、「専修学校・短大・高専」（19.0時間）、「大学（文系）」（21.7時間）、「大学（理系）」（26.2時間）、「大学院（文系）」（33.7時間）、「大学院（理系）」（35.7時間）と、大学卒以上の者がより多く、大学卒以上では、大学院卒の方がより多く、文系よりも理系の方がより多い。

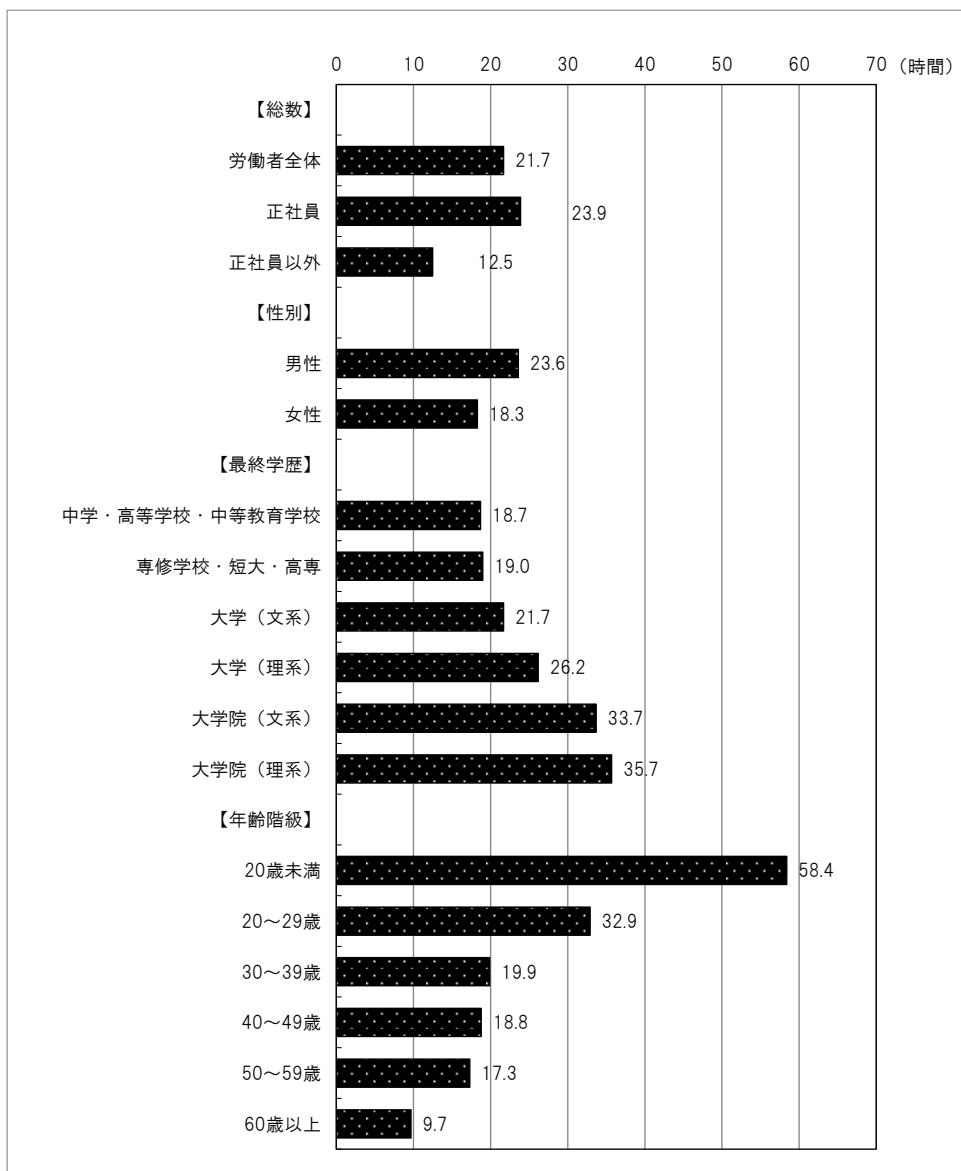
年齢別に見ると、「20歳未満」（58.4時間）、「20～29歳」（32.9時間）、「30～39歳」（19.9時間）、「40～49歳」（18.8時間）、「50～59歳」（17.3時間）、「60歳以上」（9.7時間）と、年齢階級が高くなるほど受講時間が少なくなっている。

図65 OFF-JTを受講した者の延べ受講時間（労働者全体、正社員、正社員以外）



¹ OFF-JTの延べ受講時間の回答欄が時間階級別になっていることから、各階級の間値を当該回答の受講時間とし、OFF-JT受講時間の最高階級「100時間以上」は125時間として、平均延べ受講時間を算出した。

図66 OFF-JTを受講した者の平均延べ受講時間（推計）
（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）

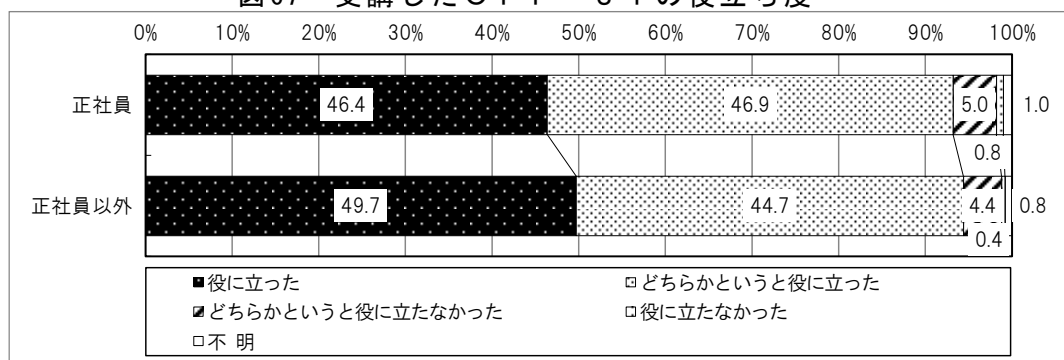


③ 受講したOFF-JTの役立ち度（図67）

受講したOFF-JTの役立ち度を見ると、正社員では「役に立った」が46.4%、「どちらかという役に立った」が46.9%であり、肯定的意見（93.3%）が全体の多くを占めている。

正社員以外でも「役に立った」が49.7%、「どちらかという役に立った」が44.7%と、肯定的意見（94.4%）が全体の多くを占めている。

図67 受講したOFF-JTの役立ち度



④ 部下等への指導やアドバイス、上司等からの指導やアドバイス（図68、図69）

平成29年度に部下、同僚、仕事仲間に対して指導やアドバイスをした者は、正社員では「よくした」（19.2%）、「ある程度した」（53.4%）を合計して72.6%であった。正社員以外では「よくした」（15.7%）、「ある程度した」（43.6%）を合計して59.3%であった。

上司、同僚、仕事仲間から指導、アドバイスを受けた者は、正社員では「よくしてくれた」（28.7%）、「ある程度してくれた」（49.1%）を合計して77.8%であった。正社員以外では「よくしてくれた」（27.9%）、「ある程度してくれた」（42.5%）を合計して70.4%であった。

図68 部下等への指導やアドバイス

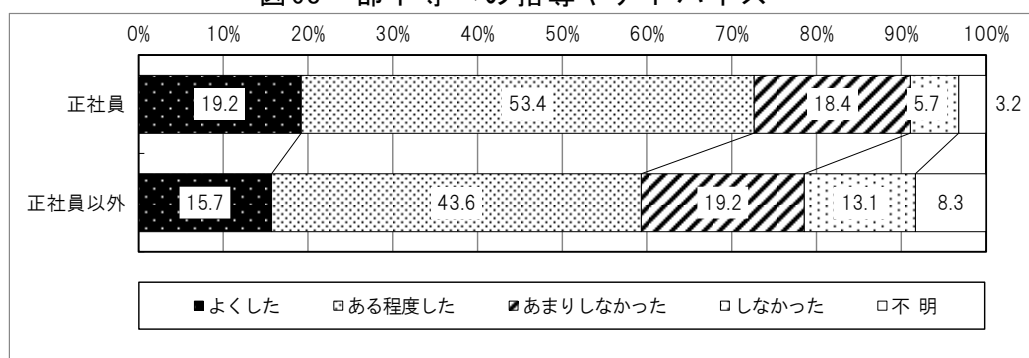
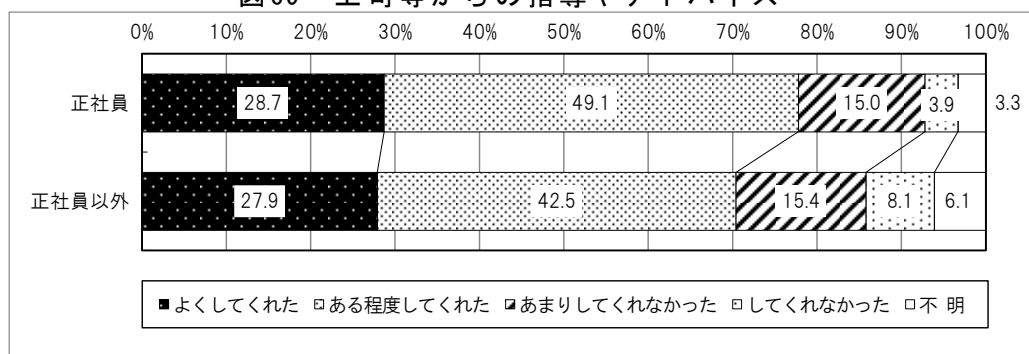


図69 上司等からの指導やアドバイス

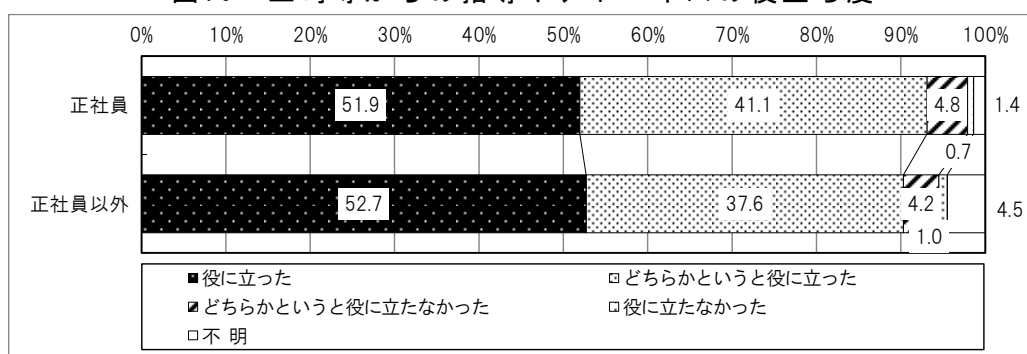


⑤ 受けた指導やアドバイスの役立ち度（図70）

受けた指導やアドバイスの役立ち度を見ると、正社員では「役に立った」（51.9%）、「どちらかという役に立った」（41.1%）と、肯定的意見（93.0%）が全体の多数を占める。

正社員以外も同様に、「役に立った」（52.7%）、「どちらかという役に立った」（37.6%）と、肯定的意見（90.3%）が全体の多数を占める。

図70 上司等からの指導やアドバイスの役立ち度



(2) 自己啓発について

① 自己啓発の実施状況（図71、図72）

平成29年度に自己啓発を行った者は、労働者全体では35.1%であり、正社員で44.6%、正社員以外で18.9%と、正社員以外の実施率が低い。

男女別に見ると、男性（42.9%）に対し、女性（26.4%）の実施率が低い。

最終学歴別に見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」（24.2%）、「専修学校・短大・高専」（31.1%）、「大学（文系）」（47.2%）、「大学（理系）」（51.6%）、「大学院（文系）」（60.2%）、「大学院（理系）」（71.4%）と、大学卒以上での実施率が高く、大学卒以上では大学院卒がより高く、文系よりも理系の方が高い。

年齢別に見ると、20歳以上では、「20～29歳」（42.5%）、「30～39歳」（39.5%）、「40～49歳」（35.6%）、「50～59歳」（29.4%）、「60歳以上」（23.4%）と、年齢階級が高くなるほど受講率が低くなっている。

産業別に見ると、正社員では、「学術研究，専門・技術サービス業」（62.7%）、「金融業，保険業」（61.8%）が60%以上と高く、「複合サービス事業」（24.6%）、「運輸業，郵便業」（31.7%）、「宿泊業，飲食サービス業」（32.3%）で30%程度と低い。

正社員以外では、「教育，学習支援業」（31.8%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（30.2%）、「建設業」（29.9%）、「情報通信業」（29.9%）で比較的高いが、30%程度であり、「複合サービス事業」（13.9%）、「宿泊業，飲食サービス業」（14.4%）など多くの産業では20%未満となっている。

企業規模別に自己啓発の実施率を見ると、正社員では「30～49人」（28.5%）、「50～99人」（38.0%）、「100～299人」（37.2%）、「300～999人」（46.0%）、「1,000人以上」（52.5%）と、規模が大きくなるに従って実施率が高くなる傾向がうかがえる。一方、正社員以外では、「30～49人」（13.3%）、「50～99人」（21.9%）、「100～299人」（18.6%）、「300～999人」（23.8%）、「1,000人以上」（16.7%）と、規模が大きくなるに従って実施率が高まる傾向はうかがえない。

図71 自己啓発を行った者（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）

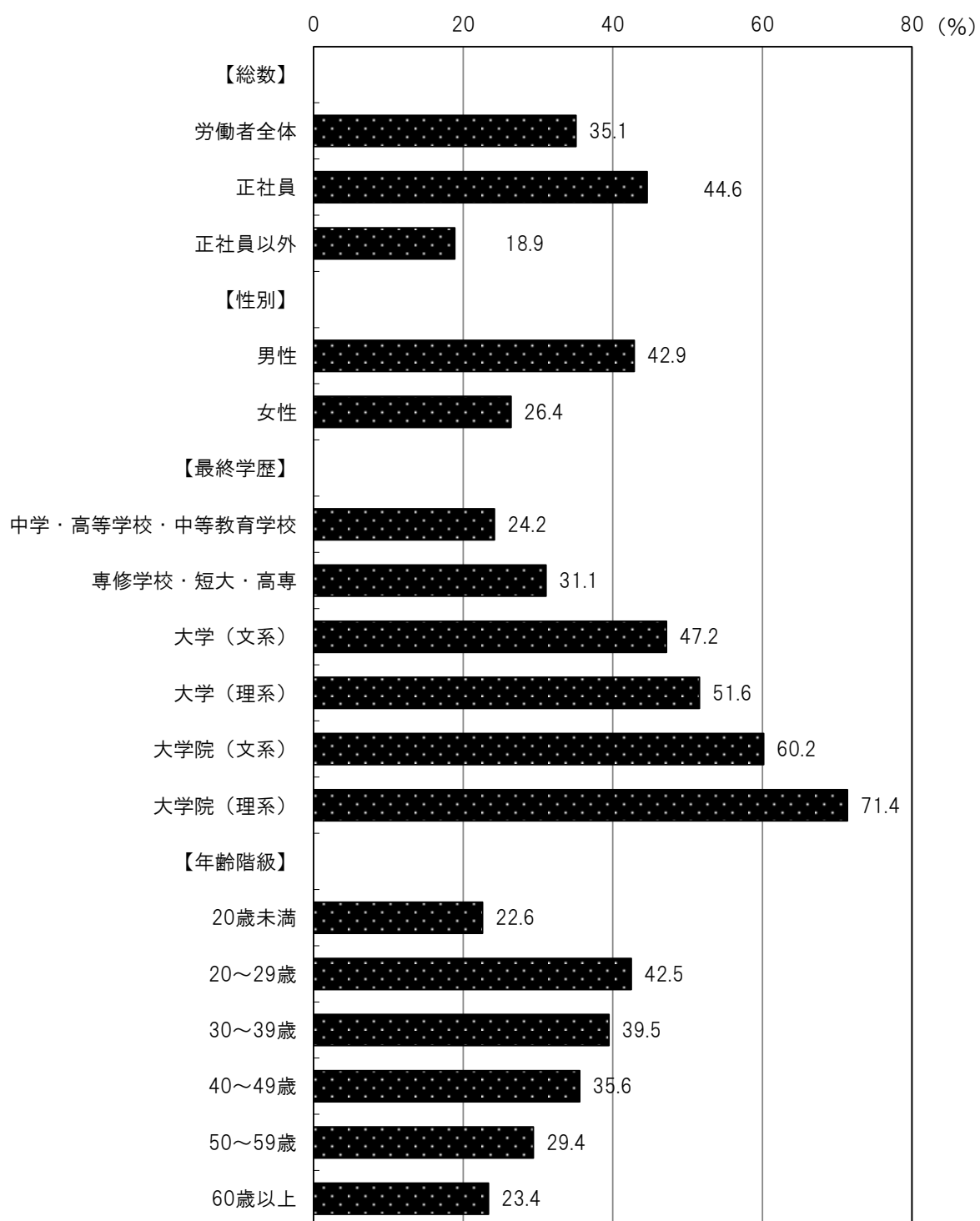
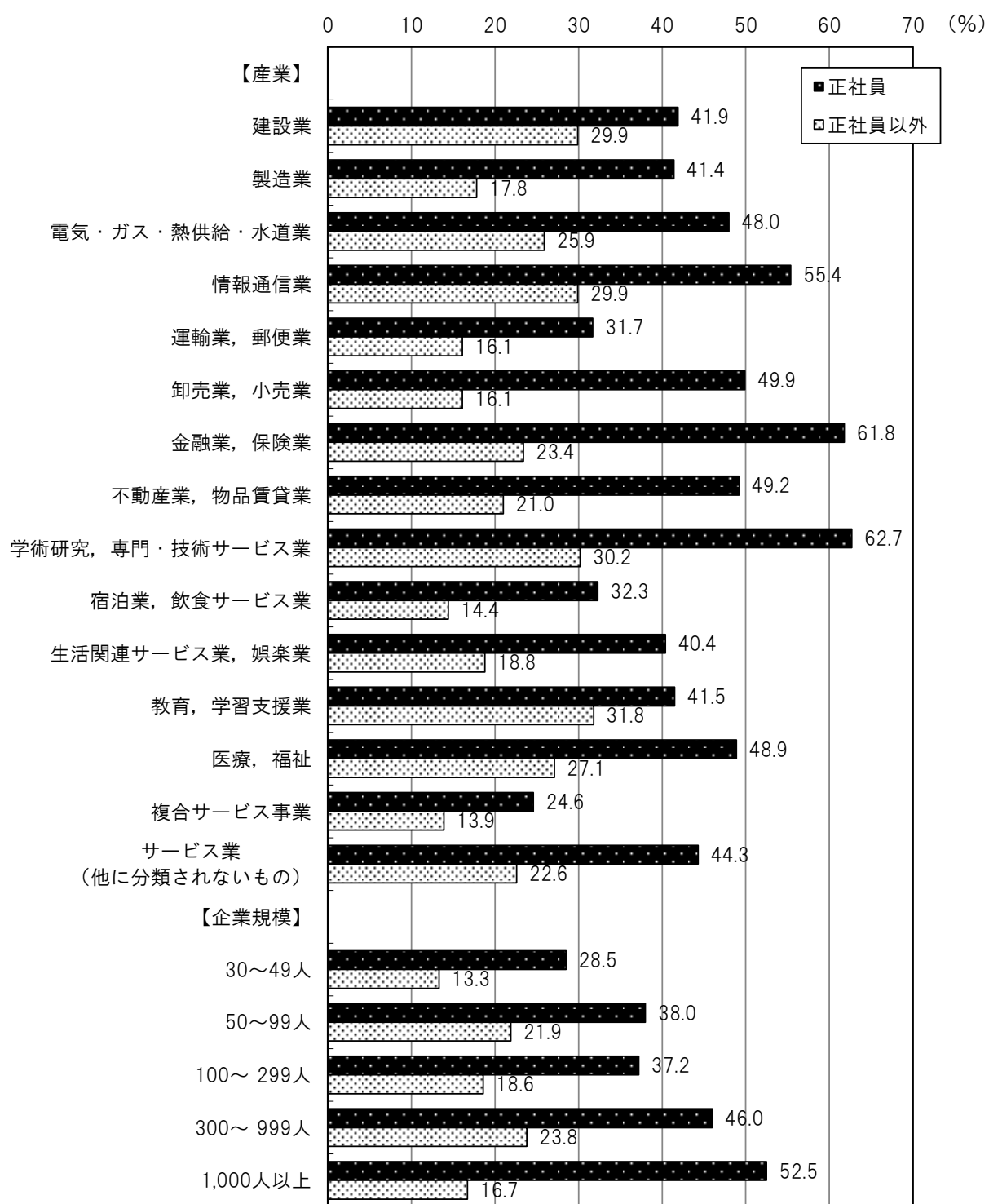


図72 自己啓発を行った者（産業・企業規模別）

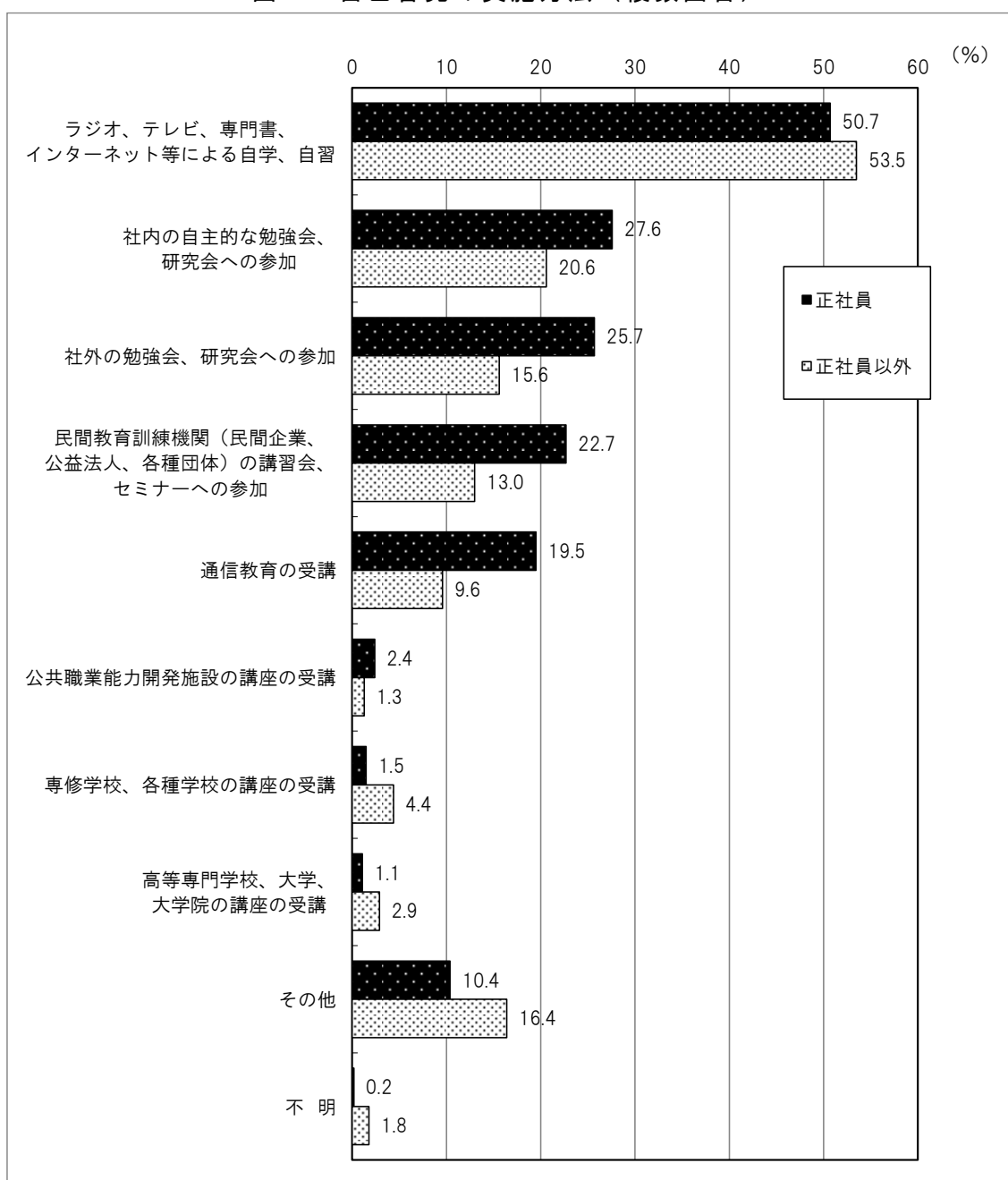


② 自己啓発の実施方法（図73）

自己啓発の実施方法は、正社員では「ラジオ、テレビ、専門書、インターネット等による自学、自習」を挙げる者の割合が50.7%で最も高く、以下、「社内の自主的な勉強会、研究会への参加」（27.6%）、「社外の勉強会、研究会への参加」（25.7%）、「民間教育訓練機関（民間企業、公益法人、各種団体）の講習会、セミナーへの参加」（22.7%）、「通信教育の受講」（19.5%）と続いている。

正社員以外においても、「ラジオ、テレビ、専門書、インターネット等による自学、自習」（53.5%）を挙げる割合が最も高く、以下、正社員と同様に「社内の自主的な勉強会、研究会への参加」（20.6%）、「社外の勉強会、研究会への参加」（15.6%）、「民間教育訓練機関（民間企業、公益法人、各種団体）の講習会、セミナーへの参加」（13.0%）、「通信教育の受講」（9.6%）が続いている。一方、割合は低い「専修学校、各種学校の講座の受講」（正社員1.5%、正社員以外4.4%）、「高等専門学校、大学、大学院の講座の受講」（正社員1.1%、正社員以外2.9%）では正社員以外が正社員を上回っている。

図73 自己啓発の実施方法（複数回答）



③ 自己啓発を行った者の延べ実施時間（図74、図75）

自己啓発を行った者の延べ実施時間では、労働者全体で見ると、「5時間未満」が13.8%、「5時間以上10時間未満」が17.4%、「10時間以上20時間未満」が18.9%と、20時間未満の者が全体の2分の1以上を占める。正社員と正社員以外を比較すると、「5時間未満」の割合が正社員（10.0%）に対して正社員以外（29.1%）が高い。

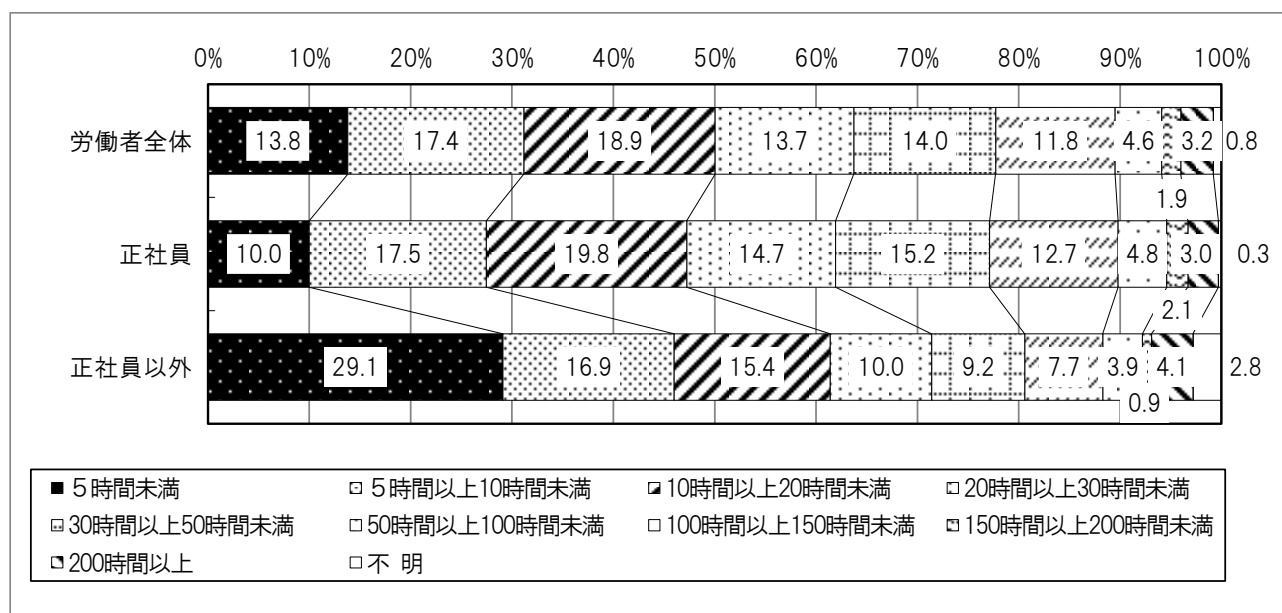
自己啓発を行った者の平均延べ自己啓発実施時間（推計）²で見ると、労働者全体では24.2時間であり、正社員25.5時間に対して正社員以外は18.4時間と少ない。

男女別に見ると、男性は25.2時間、女性は22.2時間と女性がやや少ない。

最終学歴別に見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」（19.4時間）、「専修学校・短大・高専」（22.3時間）、「大学（文系）」（26.2時間）、「大学（理系）」（26.7時間）、「大学院（文系）」（31.5時間）、「大学院（理系）」（34.7時間）と、大学卒以上が多く、その中で大学院卒がさらに多い。

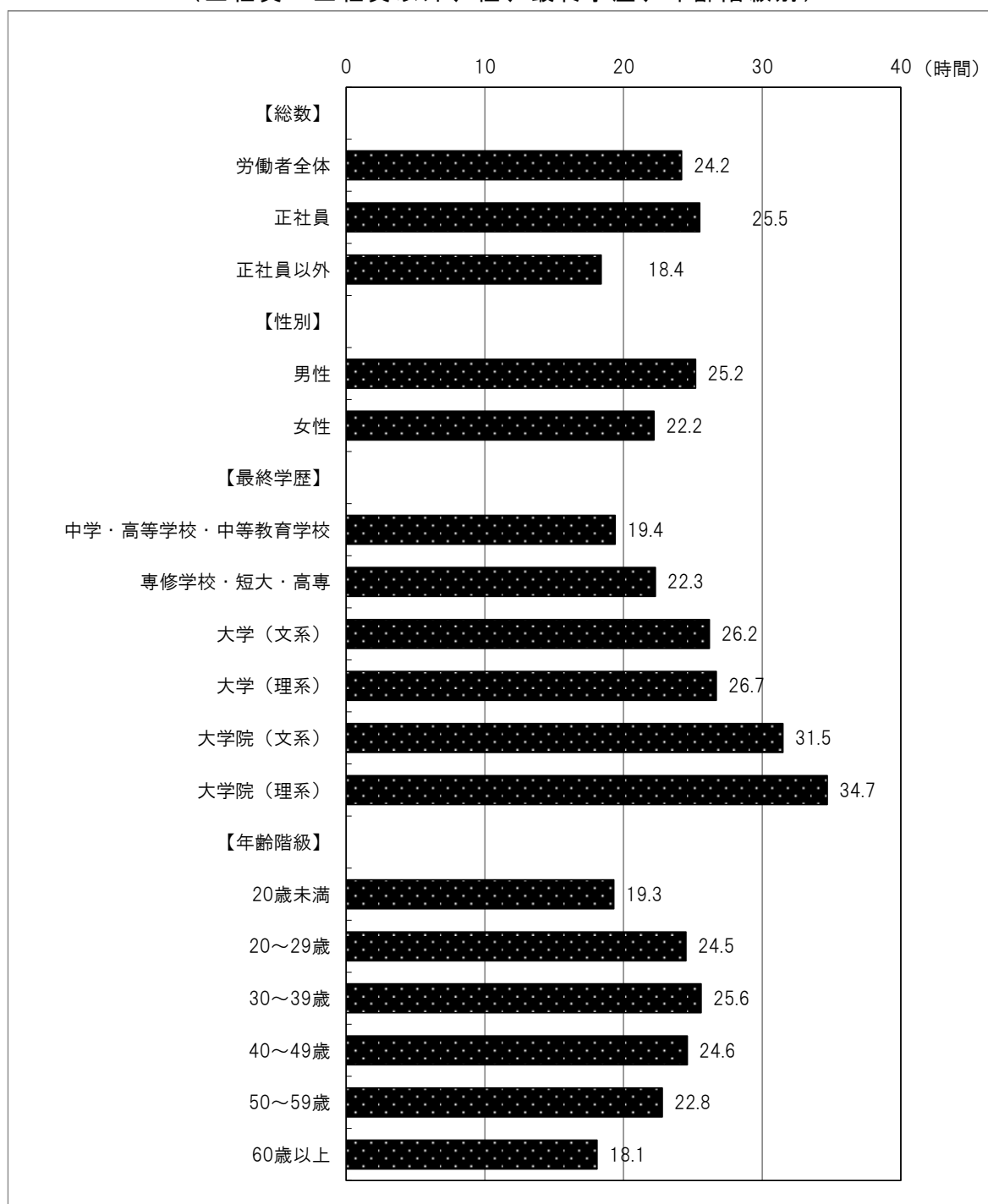
年齢別に見ると、「20歳未満」（19.3時間）、「20～29歳」（24.5時間）、「30～39歳」（25.6時間）、「40～49歳」（24.6時間）、「50～59歳」（22.8時間）、「60歳以上」（18.1時間）と、「20歳未満」及び「60歳以上」で少なくなっている。

図74 自己啓発を行った者の延べ実施時間（労働者全体、正社員、正社員以外）



²自己啓発の延べ実施時間の回答欄が時間階級別になっていることから、各階級の中間値を当該回答の受講時間とし、自己啓発実施時間の最高階級「200時間以上」は225時間として平均延べ自己啓発実施時間を算出した。

図75 自己啓発を行った者の平均延べ実施時間（推計）
（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）



④ 自己啓発を行った者の延べ自己負担費用の状況（図76、図77）

自己啓発を行った者の延べ自己負担費用を労働者全体で見ると、「0円」が34.6%であり、以下「1円以上1千円未満」（4.0%）、「1千円以上1万円未満」（25.9%）、「1万円以上2万円未満」（14.3%）、「2万円以上5万円未満」（10.9%）と、2万円未満の者が約80%、5万円未満の者が約90%である。一方、「50万円以上」は1.0%である。

正社員と正社員以外を比較すると、「0円」では正社員以外（43.7%）が正社員（32.3%）に比べ多く、一方、「50万円以上」では、正社員（0.9%）を正社員以外（1.2%）がわずかに上回っている。

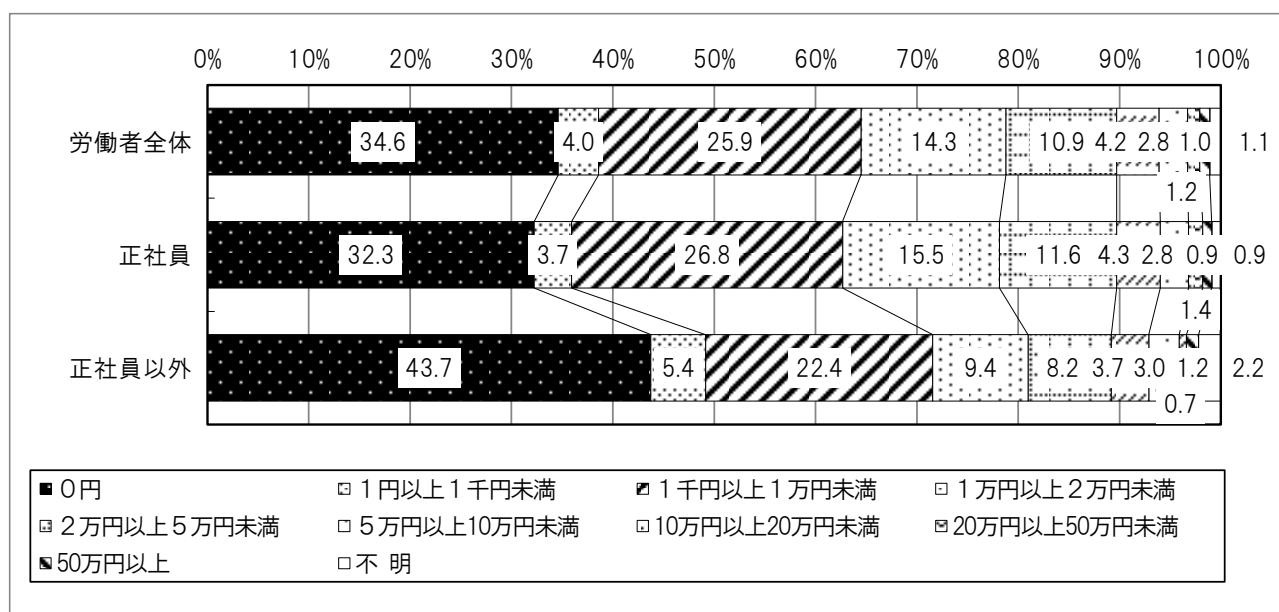
自己啓発を行った者の平均延べ自己負担費用（推計）³を見ると、労働者全体では25.7千円であり、正社員では26.1千円、正社員以外では23.7千円と正社員以外がやや低い。

男女別に見ると、女性（28.0千円）が男性（24.5千円）を上回っている。

最終学歴別に見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」は13.0千円と低く、「専修学校・短大・高専」（28.5千円）、「大学（文系）」（29.0千円）、「大学（理系）」（31.5千円）は同程度であり、「大学院（文系）」（58.4千円）、「大学院（理系）」（43.2千円）と大学院卒が高い。

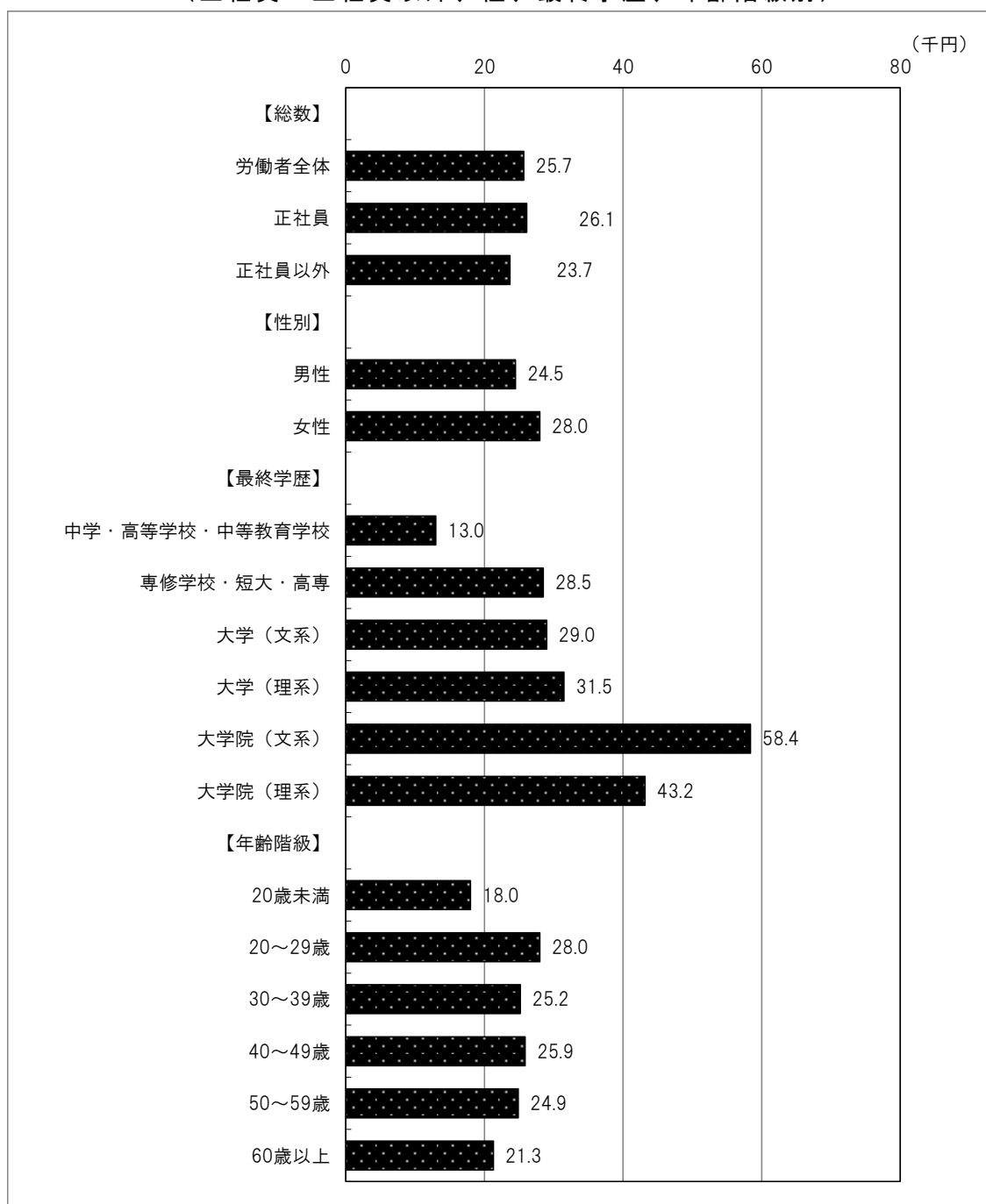
年齢別に見ると、「20～29歳」（28.0千円）が最も高く、「40～49歳」（25.9千円）、「30～39歳」（25.2千円）、「50～59歳」（24.9千円）、「60歳以上」（21.3千円）と続き、「20歳未満」（18.0千円）が最も低い。

図76 自己啓発を行った者の延べ自己負担費用の状況（労働者全体、正社員、正社員以外）



³ 自己啓発を行った者の延べ自己負担費用の回答欄が金額階級別になっていることから、各階級の間中値を当該回答、最高階級「50万円以上」は65万円として、平均延べ自己負担費用を算出した。

図77 自己啓発を行った者の平均延べ自己負担費用（推計）
（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）



⑤ 自己啓発にかかった費用の補助の状況（図78、図79、図80）

自己啓発を行った者のうち、費用の補助を受けた者は労働者全体では38.7%であり、正社員では42.6%、正社員以外では23.2%である。

男女別に見ると、男性が40.3%、女性が35.5%と、女性の方が補助を受けた割合が低い。

最終学歴別に見ると、「中学・高等学校・中等教育学校」（39.1%）、「専修学校・短大・高専」（34.7%）、「大学（文系）」（37.6%）、「大学（理系）」（45.3%）、「大学院（文系）」（38.5%）、「大学院（理系）」（40.1%）となっている。

年齢別に見ると、「20歳未満」（58.9%）、「20～29歳」（46.3%）、「30～39歳」（38.1%）、「40～49歳」（37.9%）、「50～59歳」（35.2%）、「60歳以上」（24.4%）と年齢階級が低くなるほど補助の割合が高くなっている。

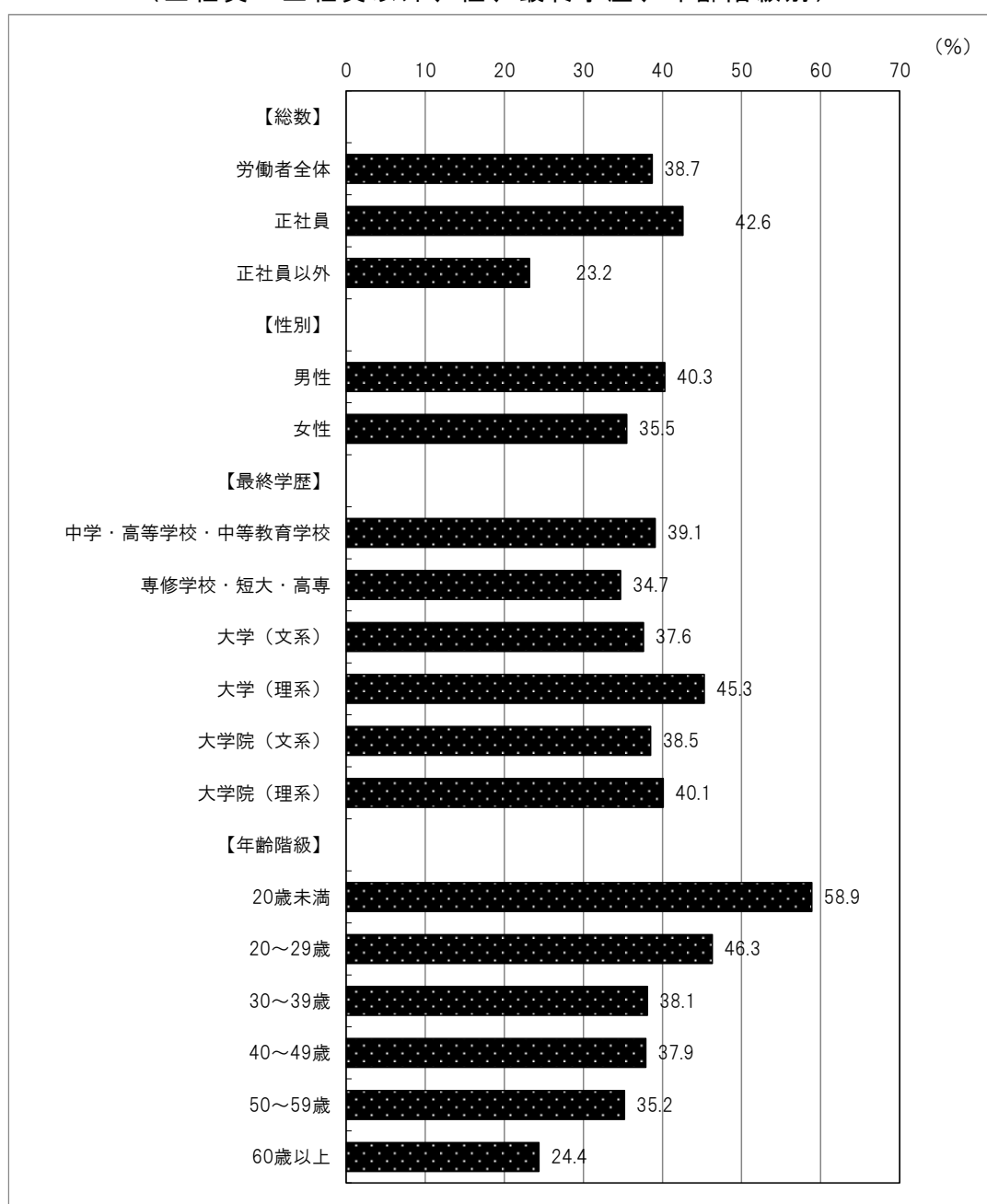
自己啓発費用の補助を受けた者の平均補助額（推計）⁴を見ると、労働者全体では41.7千円であり、正社員では42.5千円、正社員以外では34.2千円である。

男女別に見ると、男性（44.7千円）に比べ、女性（34.3千円）が低くなっている。

最終学歴別に見ると、「大学院（理系）」（60.1千円）の平均補助額が最も高く、次いで「大学（文系）」（49.1千円）、「大学院（文系）」（45.1千円）、「大学（理系）」（38.7千円）、「中学・高等学校・中等教育学校」（34.2千円）、「専修学校・短大・高専」（31.9千円）となっている。

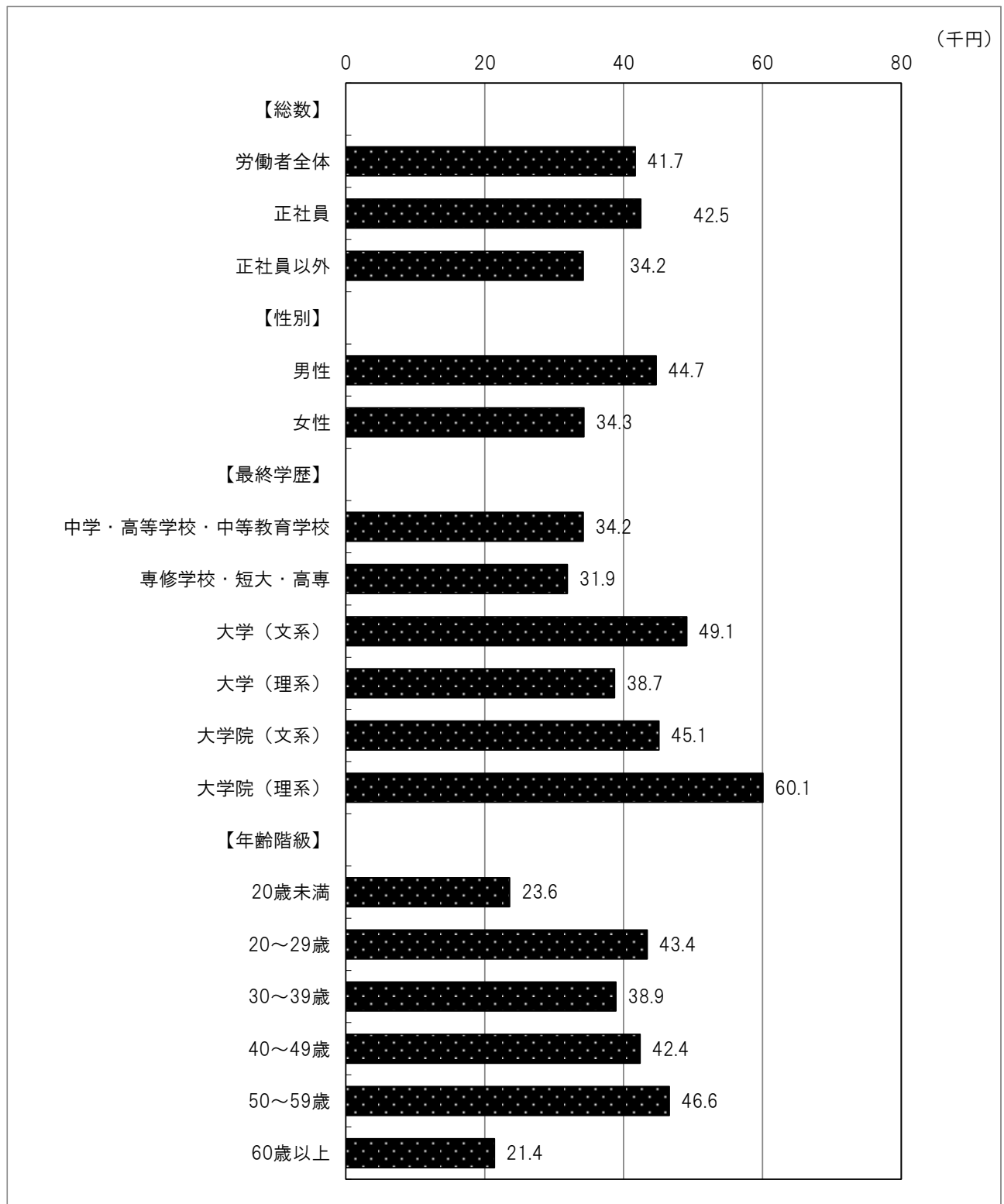
年齢別に見ると、「20歳未満」（23.6千円）、「20～29歳」（43.4千円）、「30～39歳」（38.9千円）、「40～49歳」（42.4千円）、「50～59歳」（46.6千円）、「60歳以上」（21.4千円）となっている。

図78 自己啓発を行った者のうち費用の補助を受けた者
（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）



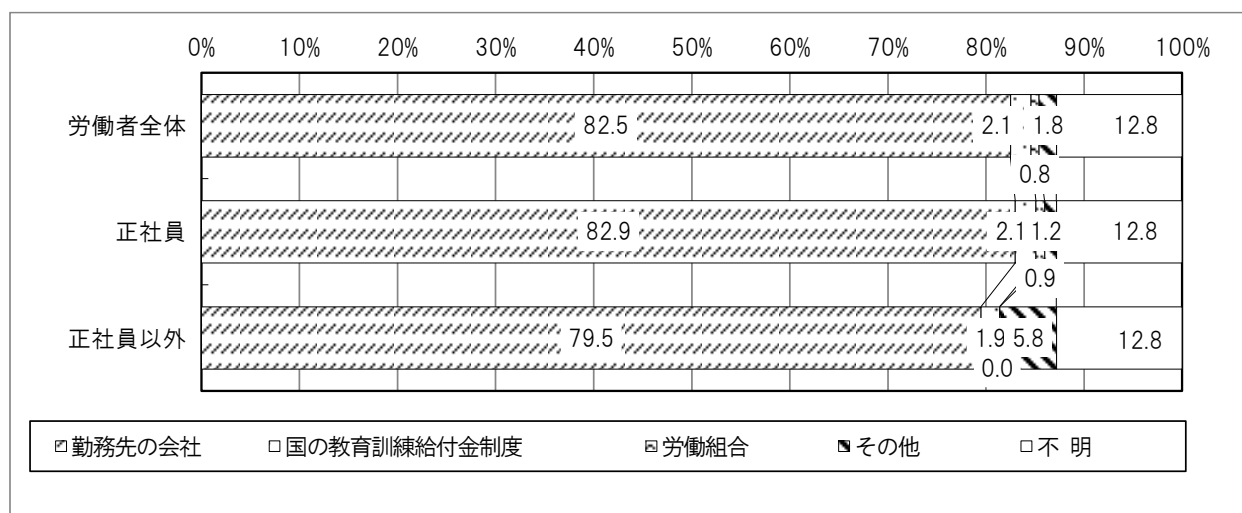
⁴ 自己負担費用の補助を受けた者の補助額の回答欄が金額階級別になっていることから、各階級の間中値を当該補助額、最高階級「50万円以上」は65万円を補助額として平均補助額を算出した。

図79 自己啓発費用の平均補助額（推計）
（正社員・正社員以外、性、最終学歴、年齢階級別）



自己啓発費用の補助を受けた者の補助主体（最も補助額の大きいもの）別の内訳を見ると、労働者全体では、「勤務先の会社」が82.5%（正社員82.9%、正社員以外79.5%）と補助主体の多くを占め、「国の教育訓練給付金制度」は2.1%（正社員2.1%、正社員以外1.9%）、「労働組合」は0.8%（正社員0.9%、正社員以外0.0%）、「その他」は1.8%（正社員1.2%、正社員以外5.8%）となっている。

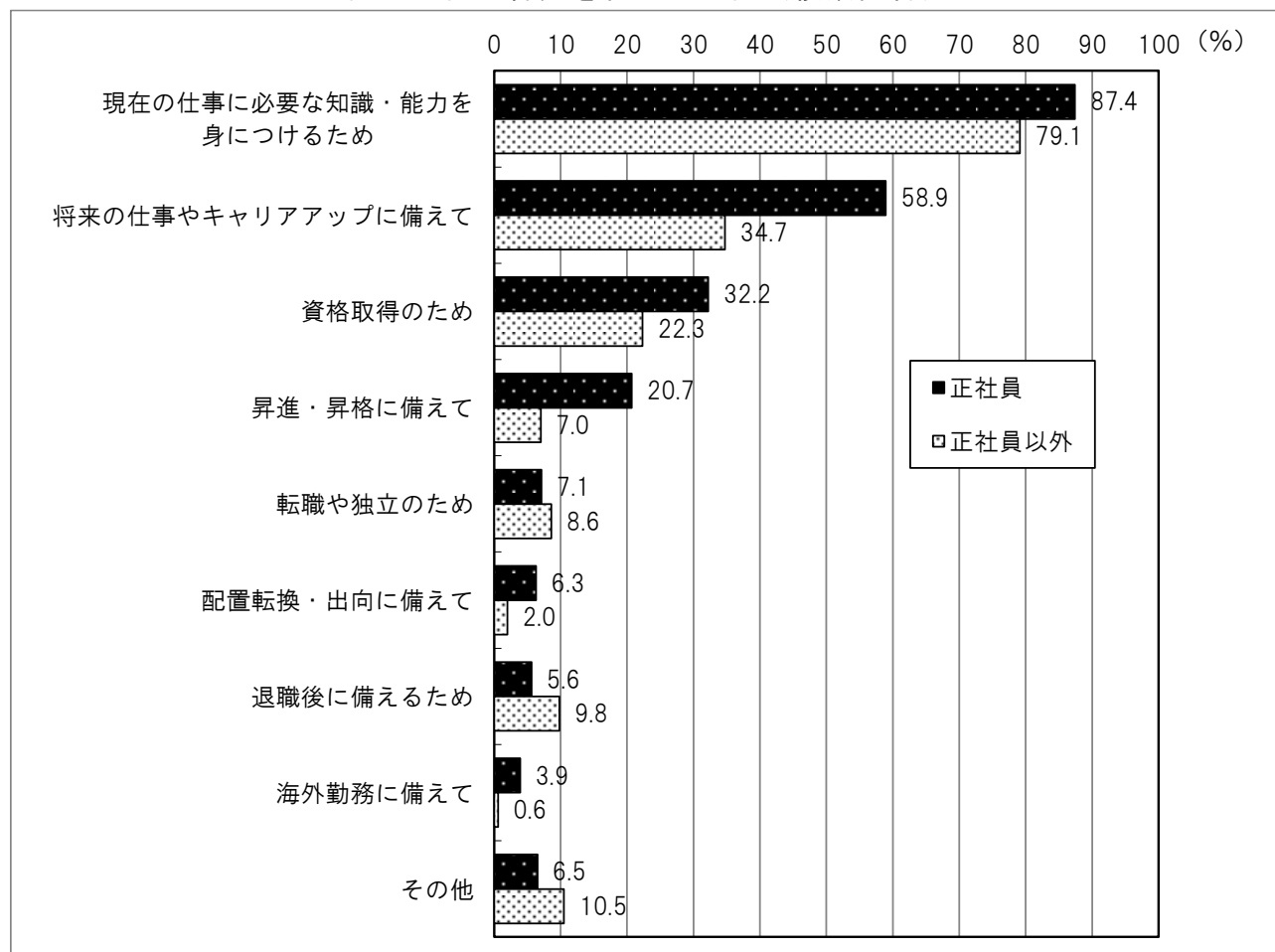
図80 自己啓発費用の補助主体別内訳（労働者全体、正社員、正社員以外）



⑥ 自己啓発を行った理由（図81）

自己啓発を行った者のうち、自己啓発を行った理由を見ると、正社員では「現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため」（87.4%）が最も多く、以下「将来の仕事やキャリアアップに備えて」（58.9%）、「資格取得のため」（32.2%）、「昇進、昇格に備えて」（20.7%）と続いている。正社員以外でも、「現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため」（79.1%）が最も多く、以下同様の傾向が見られるが、「将来の仕事やキャリアアップに備えて」（34.7%）や「昇進、昇格に備えて」（7.0%）の割合は、正社員を大きく下回る。

図81 自己啓発を行った理由（複数回答）



⑦ 自己啓発を行う上での問題点（図82、図83）

自己啓発を行う上で何らかの問題があるとした者は、労働者全体では76.4%であり、正社員では79.9%、正社員以外では70.5%である。

男女別で見ると、男性が75.4%（正社員78.3%、正社員以外63.9%）であるのに対して、女性は77.7%（正社員83.5%、正社員以外73.0%）と問題があるとする割合は女性の方がやや高い。

自己啓発における問題点の内訳を見ると、正社員、正社員以外のいずれも「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」（正社員59.3%、正社員以外36.7%）が最も高く、特に正社員の割合が高い。次に正社員では「費用がかかりすぎる」（正社員27.9%、正社員以外29.8%）が高く、正社員以外では「家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない」（正社員24.7%、正社員以外35.5%）が高い。以下、「どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なかわからない」（正社員22.3%、正社員以外21.8%）、「自分の目指すべきキャリアがわからない」（正社員19.2%、正社員以外22.5%）が続いている。

さらに、正社員の自己啓発における問題点の内訳を男女別で見ると、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」（男性64.1%、女性49.4%）では男性の方が高く、「家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない」（男性17.6%、女性38.3%）では女性の方が高い。

図82 自己啓発を行う上で問題があるとした者（労働者全体、正社員、正社員以外）

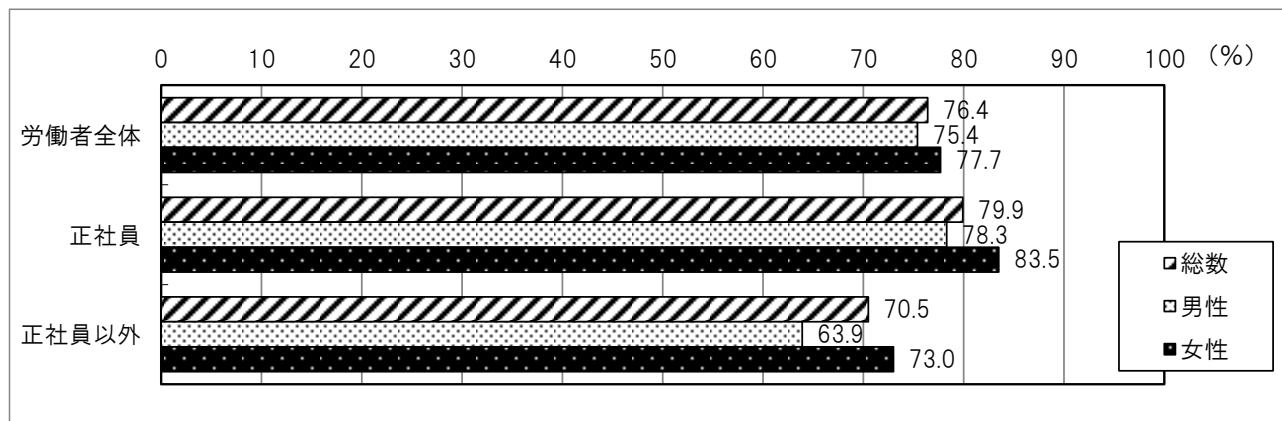
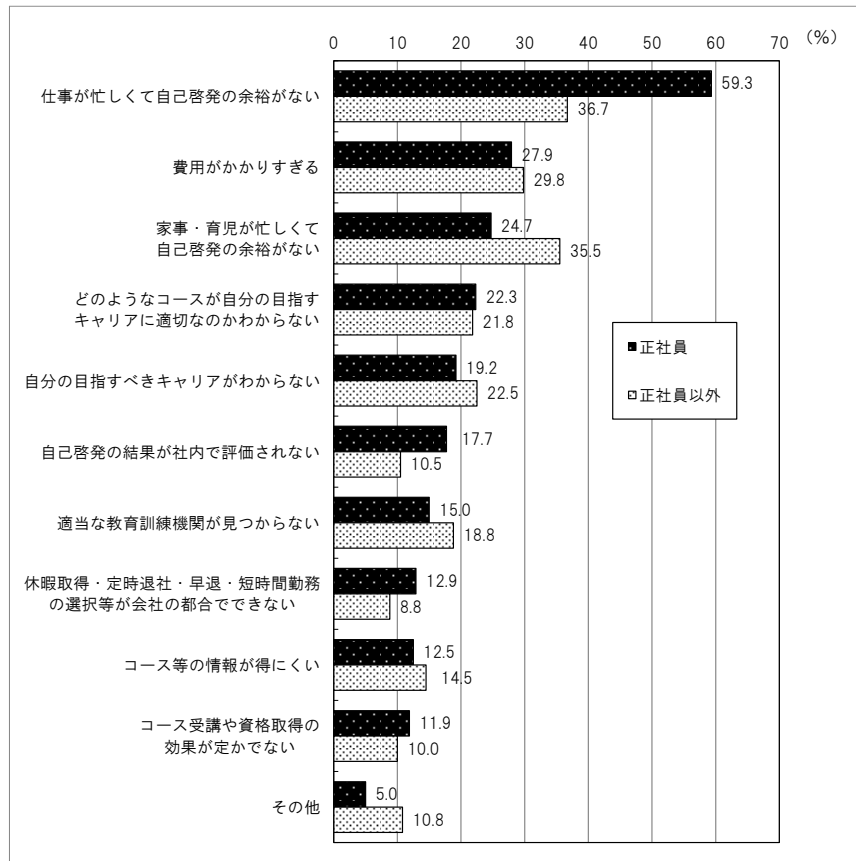
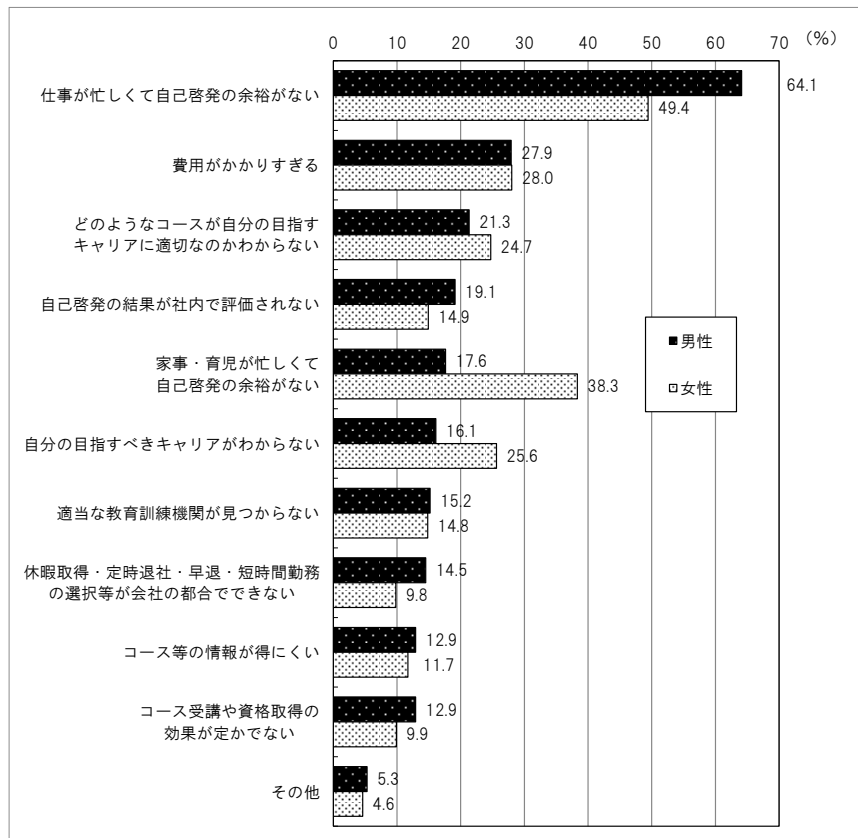


図83 自己啓発を行う上での問題点の内訳（複数回答）
（総数）



（正社員・性別）



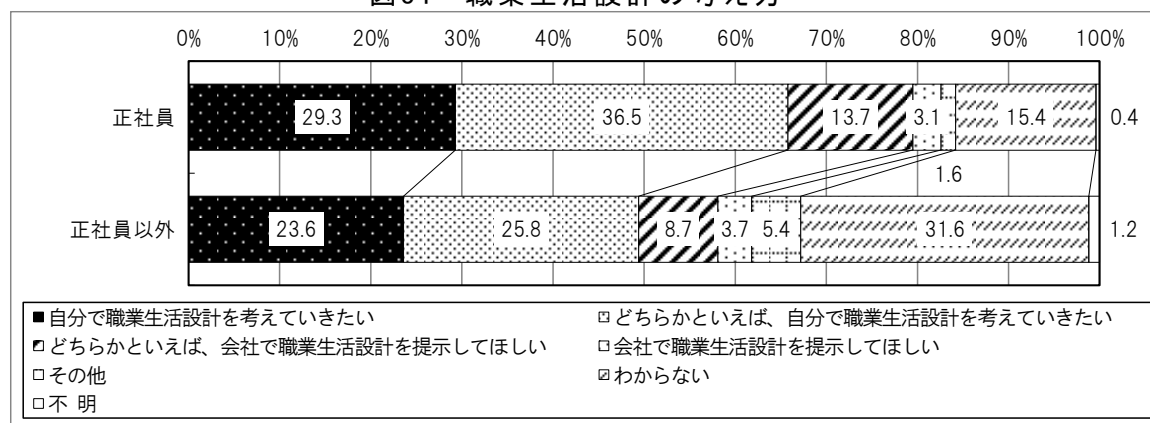
(3) これからの職業生活設計について

① 職業生活設計の考え方 (図 84)

自分自身の職業生活設計についての考えを見ると、正社員では「自分で職業生活設計を考えていきたい」が29.3%、「どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい」が36.5%であり、両者を合わせると65.8%が主体的に職業生活設計を考えたいとしている。

一方、正社員以外では「自分で職業生活設計を考えていきたい」が23.6%、「どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい」が25.8%であり、両者を合わせると49.4%が主体的に職業生活設計を考えたいとしているが、一方で「わからない」とする者の割合が31.6%と、正社員（15.4%）と比べて大幅に高くなっている。

図84 職業生活設計の考え方



② キャリアコンサルティングの経験 (図 85、図 86、図 87)

平成29年度にキャリアコンサルティングを受けた者は、労働者全体では12.8%であり、正社員では16.2%、正社員以外では7.1%である。

キャリアに関する相談をする主な組織・機関については、「職場の上司・管理者」を挙げる者の割合が、正社員（74.4%）、正社員以外（67.1%）ともに最も高くなっている。なお、「企業外の機関等」（正社員7.3%、正社員以外12.6%）では正社員以外の割合が正社員の割合を上回っている。

キャリアに関する相談が役立ったことの内訳は、「仕事に対する意識が高まった」を挙げる者の割合が正社員（54.1%）、正社員以外（59.3%）ともに最も高く、以下「自分の目指すべきキャリアが明確になった」（正社員31.5%、正社員以外22.7%）、「上司・部下との意思疎通が円滑になった」（正社員31.4%、正社員以外24.5%）、「自己啓発を行うきっかけになった」（正社員29.6%、正社員以外20.8%）と続いている。

図85 キャリアコンサルティングを受けた者（労働者全体、正社員、正社員以外）

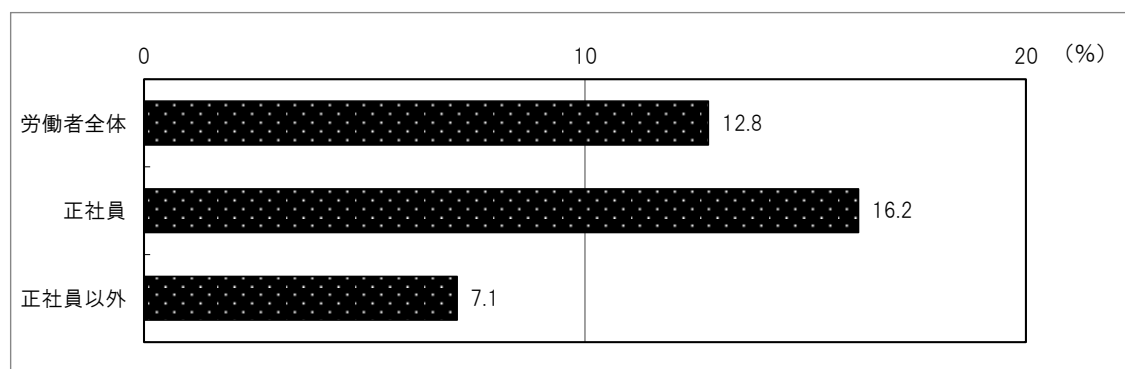


図86 キャリアコンサルティングを実施する主な組織・機関

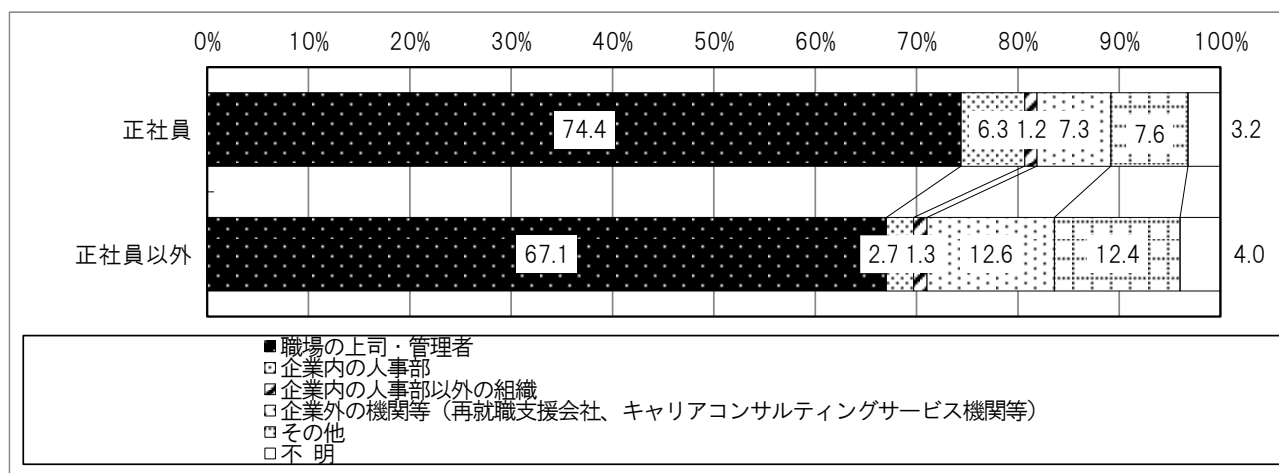
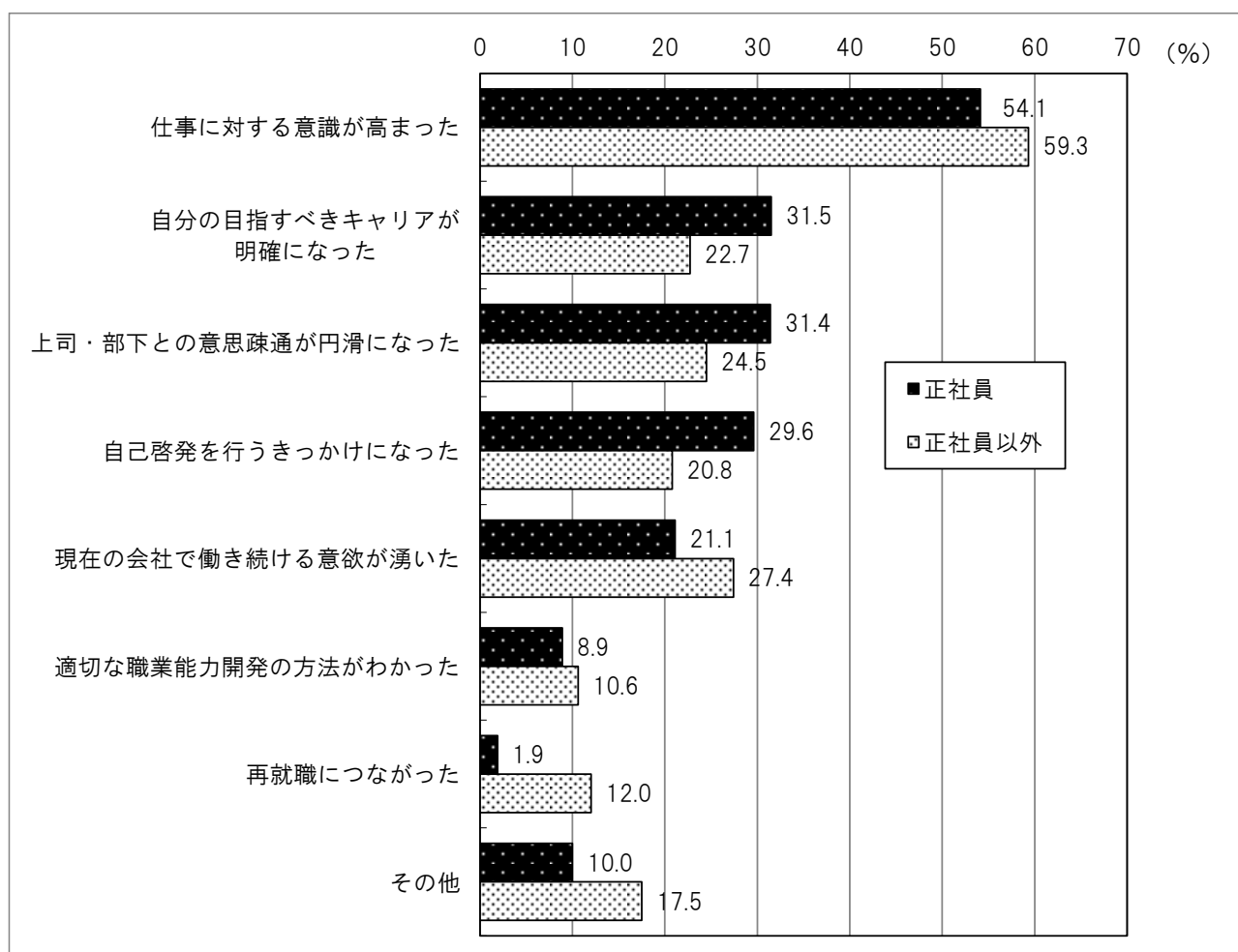


図87 キャリアコンサルティングが役立ったことの内訳（複数回答）



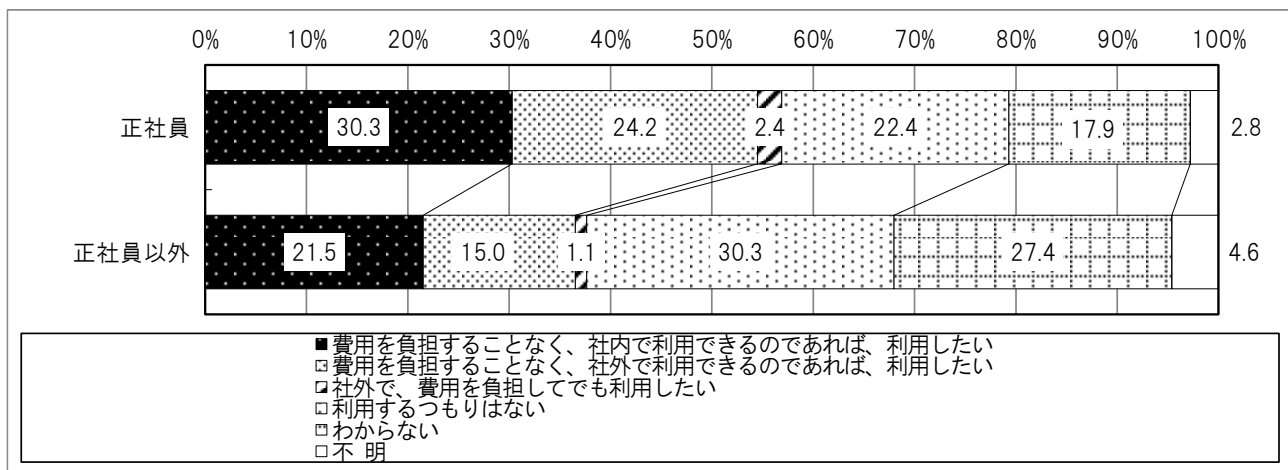
③ キャリアコンサルタントによる相談の利用の要望（図88）

キャリアコンサルタントによる相談の利用の要望は、正社員では「費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい」が30.3%、「費用を負担することなく、社外で利用できるのであれば、利用したい」が24.2%、「社外で、費用を負担してでも利用したい」が2.4%で、合わせると56.9%である。

正社員以外では「費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用した

い」が21.5%、「費用を負担することなく、社外で利用できるのであれば、利用したい」が15.0%、「社外で、費用を負担してでも利用したい」が1.1%で、合わせると37.6%である。

図88 キャリアコンサルタントによる相談の利用の要望



④ 教育訓練休暇・教育訓練短時間勤務の利用（図89、図90）

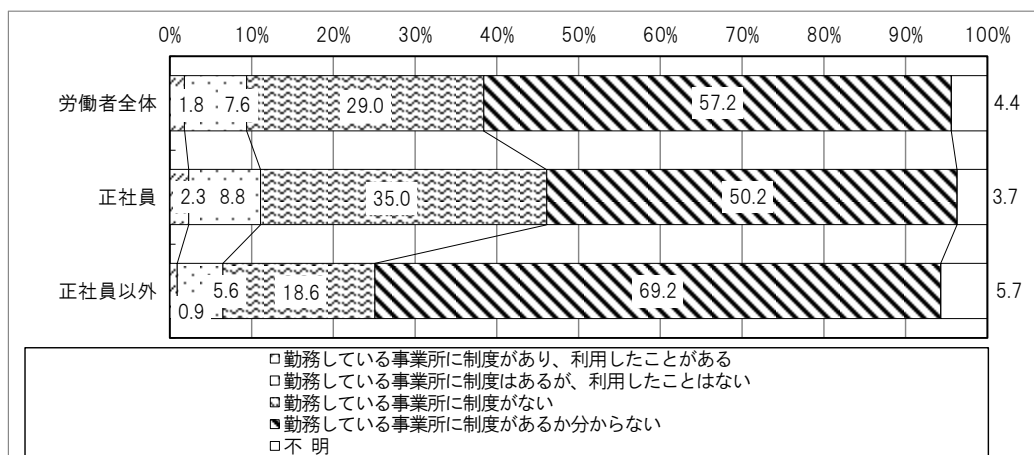
平成29年度の教育訓練休暇の利用について、労働者全体では、「勤務している事業所に制度があるか分からない」が57.2%（正社員50.2%、正社員以外69.2%）と制度の有無を認識していない者が大半を占めている。「勤務している事業所に制度があり、利用したことがある」は1.8%（正社員2.3%、正社員以外0.9%）にとどまっている。「勤務している事業所に制度はあるが、利用したことはない」が7.6%（正社員8.8%、正社員以外5.6%）、「勤務している事業所に制度がない」が29.0%（正社員35.0%、正社員以外18.6%）であり、制度の有無を認識している場合にも就業先の事業所の多くで、教育訓練休暇制度がなく、制度がある場合にも、制度を利用する者は一部にとどまっていることがうかがえる。

平成29年度の教育訓練短時間勤務の利用についても同様の傾向であり、労働者全体では、「勤務している事業所に制度があるか分からない」が57.2%（正社員50.4%、正社員以外69.0%）と制度の有無を認識していない者が大半を占めている。「勤務している事業所に制度があり、利用したことがある」は1.6%（正社員1.9%、正社員以外1.2%）にとどまっている。「勤務している事業所に制度はあるが、利用したことはない」が6.6%（正社員7.4%、正社員以外5.2%）、「勤務している事業所に制度がない」が29.0%（正社員35.4%、正社員以外18.0%）であり、制度の有無を認識している場合にも就業先の事業所の多くで、教育訓練短時間勤務制度がなく、さらに、制度がある場合にも、制度を利用する者は一部にとどまっていることがうかがえる。

今後の制度利用の要望について見ると、教育訓練休暇の利用要望がある者は、労働者全体で22.5%（正社員26.2%、正社員以外16.1%）、教育訓練短時間勤務の利用要望がある者は、労働者全体で21.2%（正社員24.4%、正社員以外15.7%）と、いずれも一定の利用要望があることがうかがえる。

図89 教育訓練休暇、教育訓練短時間勤務の利用状況
(労働者全体、正社員、正社員以外)

(教育訓練休暇)



(教育訓練短時間勤務)

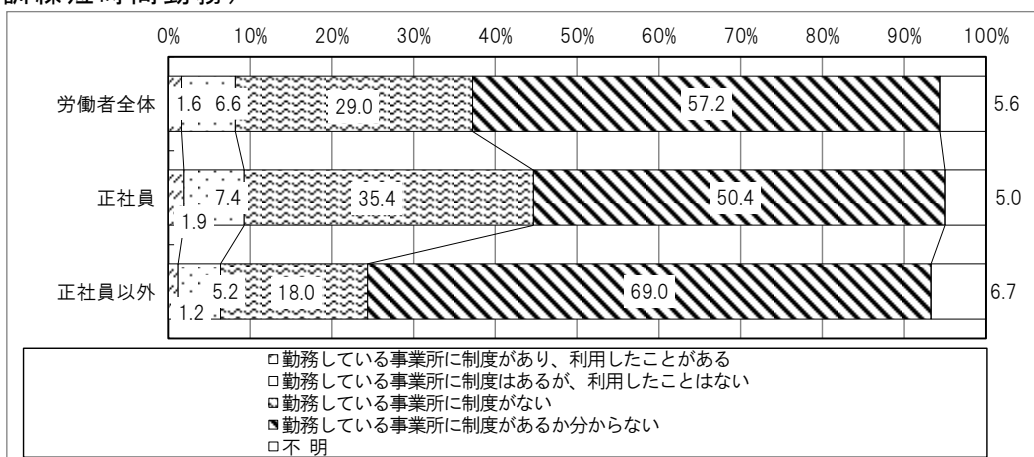
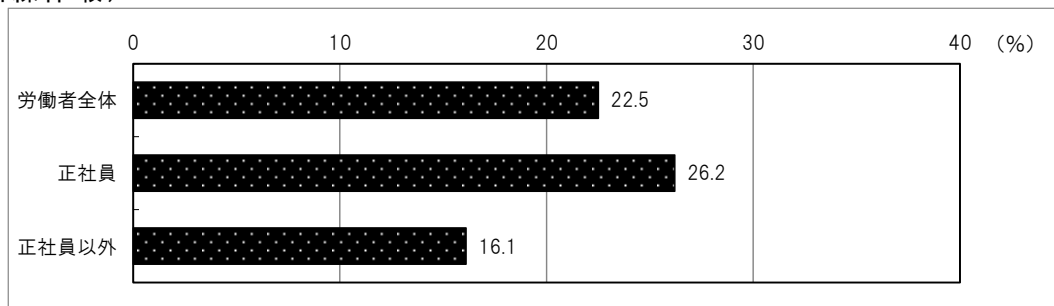
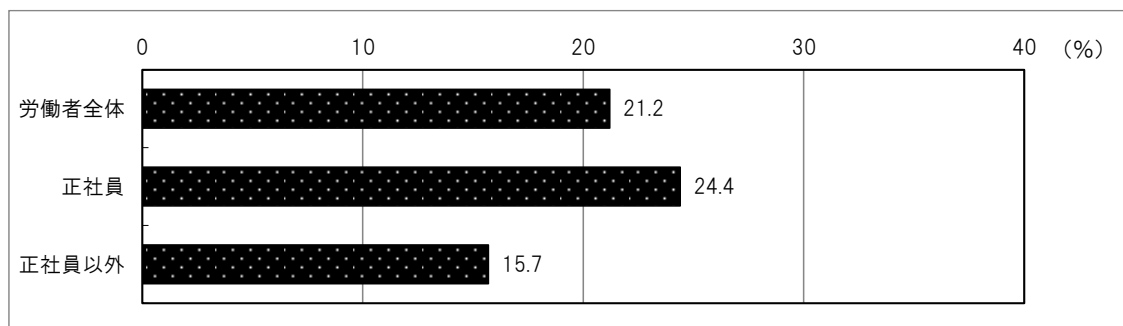


図90 教育訓練休暇、教育訓練短時間勤務の利用の要望がある者
(労働者全体、正社員、正社員以外)

(教育訓練休暇)



(教育訓練短時間勤務)



用語の説明

(1) 常用労働者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他企業又は他事業所に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向しているものは含まない。

(2) 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、企業又は事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている、企業又は事業所で正社員・正職員として処遇されている者をいう。

(3) 正社員以外

常用労働者のうち、前述の「正社員」以外の者をいう（「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など）。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

(4) OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。

(5) 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。）。

(6) OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいう。直接の上司が、業務の中で作業方法等について、部下に指導することなどがこれにあたる。

(7) 事業内職業能力開発計画

職業能力開発促進法第11条により規定された、「事業主が、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するために作成する計画」をいう。

(8) 職業能力開発推進者

職業能力開発促進法第12条により規定された者をいい、選任することが事業主の努力義務とされている。具体的な業務は以下のとおりである。

- ・事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務
- ・職業能力開発に関し、その雇用する労働者に対し行う相談、指導等の業務 等

(9) 教育訓練休暇

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇のことをいう。有給であるか無給であるかは問わない。また、社内の名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含む（有給の場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除く。）。

(10) 教育訓練短時間勤務

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる短時間勤務（所定労働時間の短縮措置）のことをいう。また、社内の名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含む。

(11) 新入社員

入社後3年程度までの者をいう。

- (12) 中堅社員
管理職層及び新入社員に該当しない者をいう。
- (13) 管理職層
管理又は監督の任にある者をいう。
- (14) 計画的なOJT
日常の業務に就きながら行われる教育訓練（OJT）のうち、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に実施する教育訓練をいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどを含む。
- (15) キャリアコンサルティング
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項に規定するキャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと）をいう。
- (16) セルフ・キャリアドック
企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（しくみ）をいう。
- (17) 職業生活設計
労働者が、その適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組について計画することをいう。
- (18) キャリアコンサルタント
職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者）をいう。
- (19) ジョブ・カード
職業能力開発促進法に基づく労働者のキャリアプランに即した自発的な職業能力開発を促進するための「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであり、事業所にとっては主に採用活動や雇用型訓練等の場面で活用されるもの。
- (20) 職業能力評価
職業に必要となる技能や能力の評価のうち、厚生労働省が作成した「職業能力評価基準」に準拠した評価基準、会社が独自に作成した評価基準や業界団体で作成した評価基準、あるいは、既存の各種検定・資格に基づいて評価が行われているものをいう。
- (21) 技能検定
職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定をいう。
- (22) 国家検定・資格
法令等に基づいて国が実施・認定する検定・資格をいう。
- (23) 公的検定・資格
国の基準等に基づいて公益法人等が実施、国が認定する検定・資格をいう。
- (24) 就業状態
- ① 主に仕事
主に勤め先で仕事をしている場合をいう。
 - ② 通学のかたわらに仕事
主に通学していて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいう。
 - ③ 家事などのかたわらに仕事
主に家事（育児、介護、看護などを含む。）などをしていて、ほかに少しでも仕

事をしている場合をいう。

(25) 雇用形態

① 嘱託

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者をいう。

② 契約社員

常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがあり、嘱託以外の者をいう。

③ パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」、「契約社員」以外の者をいう。

④ その他

常用労働者のうち、前述の「正社員」、「嘱託」、「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の者をいう。

(26) 業務

① 管理的な仕事

課（課相当を含む。）以上の組織での管理的な仕事をいう。

② 専門的・技術的な仕事

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事をいう。

③ 事務的な仕事

一般に課長（課長相当職を含む。）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産管理・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械を操作する仕事をいう。

④ 販売の仕事

商品（サービスを含む。）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事をいう。

⑤ サービスの仕事

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事をいう。

⑥ 保安の仕事

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事をいう。

⑦ 生産工程の仕事

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の仕事、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事をいう。

⑧ 輸送・機械運転の仕事

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事をいう。

⑨ 建設・採掘の仕事

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事をいう（ただし、建設機械を操作する仕事を除く。）。

⑩ 運搬・清掃・包装等の仕事

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事をいう。

(27) 役職

① 部長相当職

事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなるもの、又はその構成員が20名以上（部（局）長を含む。）のものの長をいう。

② 課長相当職

事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなるもの、又はその構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長をいう。

③ 係長、主任、職長相当職

構成員の人数にかかわらず、通常「係長」、「主任」と呼ばれている者をいう。
また、建設業、製造業等において名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団（集団の大きさは問わない。）の長として集団内の指揮、監督に当たる「職長」を含む。

(28) 公共職業能力開発施設

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、都道府県立職業能力開発校等のことをいう。